

文部科学省

「障害者の多様な学習活動を総合的に支援する実践研究」

**当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者の
セルフアドボカシープログラム**

2018 年度

報 告 書

日本社会事業大学

(齊藤くるみ編)

Content

はじめに p. 4
1. 連携協議会	
第一回協議会（2018年8月1日） p. 5
Campus Photo p.25
第二回協議会（2018年11月27日） p. 27
【付録】申請書の図を視覚障害者用に言語化したもの p.38
2. ボランティア・コーディネーターの課題～学生の有償ボランティア p.40
3. 視覚障害のライフステージと今後の問題	
元佐野短期大学教授、元日本ライトハウス視覚障害、リハビリテーションセンター 所長 日比野清との懇談記録 p.42
4. 国際学会	
European Language Council（ヨーロッパ言語協議会、於ワルシャワ）の Language Right: Issues and good practices（言語権会議） 日本社会事業大学 教授 斉藤くるみ ギャロデット大学 ソシャルワーク学科長 高山亨太 p.47
Campus Photo p.66
5. 国内発表	
日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム「情報保障支援者の養成に関する先 駆的な取り組み～当事者が支援者になること」 日本社会事業大学 教授 斉藤くるみ 日本社会事業大学 聴覚障害者大学教育支援プロジェクト室 岩田恵子 埼玉県立坂戸ろう学校 教諭 平山彩美 p.67
Campus Photo p.72
6. 専門職支援者と当事者（被支援者）のアンケート p.73

7. セミナー

盲ろう支援（福島智）、聴覚障害ソーシャルワーク（森せい子）、リベラルアーツとサー
ビスラーニング（斉藤くるみ）、視覚障害と介護（佐々木由恵、植田大雅）

・・・・・・・・・・ p.78

Campus Photo

・・・・・・・・・・ p.78

8. セミナーに参加した社会人のアンケートとその分析

山梨英和大学 専任講師 槻館尚武

・・・・・・・・・・ p.82

9. 視覚・聴覚教材開発

・・・・・・・・・・ p.96

(1) 『視覚・聴覚障害者のための学びなおしマニュアル～レポート・論文の書き方』

国際基督教大学 アジア文化研究所助手 斉藤みか（解説・抄訳）

映像クリエイター 岡本裕志 （DVD・デジタル映像）

日本社会事業大学 三年 小林美彩 （日本手話翻訳・手話表現）

・・・・・・・・・・ p.97

(2) 『当事者に学ぶ聴覚障がいソーシャルワーク』

聴力障害者情報文化センター 施設長 森せい子（著）

・・・・・・・・・・ p.134

(3) 『当事者に学ぶ日本手話・日本文学～日本古典文学の巻 「竹取物語」』

国際基督教大学 アジア文化研究所助手 斉藤みか（解説・抄録）

手話翻訳・イラスト 小林美彩 （イラスト・日本手話翻訳・手話表現）

・・・・・・・・・・ p.153

(4) 目指せ！社会福祉士・精神保健福祉士

村下佳秀

日本社会事業大学聴覚障害者大学教育支援プロジェクト室 岩田恵子（翻訳）

手話通訳士 斉藤純 （撮影・字幕編集）

・・・・・・・・・・ p.159

おわりに

・・・・・・・・・・ p.170

はじめに

本報告書は文部科学省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援する実践研究」に採択された、日本社会事業大学「当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム」の報告書である。

視覚・聴覚障害当事者（盲ろう含む）の学識者をを中心とした連携協議会を出発点とし、セミナー等の活動を行った上で、教材開発をおこない、3年間でセルフアドボカシープログラムを完成する予定である。

日本社会事業大学では、教育方針でもある多文化共生の精神を基に、ボランティア・サービスラーニング・実習・留学等すべての教育を障害学生にも平等に提供するとともに、ろう文化を尊重し、約10年間手話に堪能な聴覚障害当事者のソーシャルワーカーを養成してきた。また、障害者を理解・支援するためにも、障害者の人権を守るためにも、当事者に学ぶことが最も重要との精神を貫き、聴覚障害のための取り組みは国際的な場でも評価されている（ヨーロッパ言語協議会）。福祉の単科大学という本学の特色を活かし、視覚障害・聴覚障害・盲ろうの当事者の指導によるセミナーや教材開発を行った本事業初年度の成果を活かし、これらの障害者のセルフアドボカシーを目指したプログラムを構築したい。

目標は(1)言語能力・IT利用技術等を身に付け、多様な学びを生涯続けられる市民 or/and (2)アドボカシー能力を活かした当事者支援者さらには当事者ソーシャルワーカーの養成である（H26年より厚労省はピアカウンセラーを自治体に置くことを推進しているため、就労支援にもなる）。

最終目標は日本社会での「障害者の権利条約」第24条3、4、そして第30条4の実現、すなわち視覚・聴覚障害をもつ人々があらゆるライフステージで、他の者と平等に学習する機会を与えられ、平等に情報を得る社会となり、同時にその独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利が守られる社会となることである。そしてこのプログラムを支援者から一般市民にも広げることで、「障害者の権利条約」第8条、すなわち障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させるための公衆の意識の啓発活動とし、障害者の権利に対する認識の高い社会を実現させたい。

1. 連 携 協 議 会

連携協議会は、当事者を中心とする有識者で構成されている。第一回は2018年8月1日に日本社会事業大学文京キャンパスにおいて開催され、参議院議員の薬師寺みちよ先生、文科省の担当者、井口様、小山様と担当者の方、毎日新聞社の蒔田記者が参加して下さった。ここでは当事者に学ぶことの意味等が話し合われた。

第二回目は11月27日に開催され、今後取り組むべき具体的な取り組みのアイデアを出し合った。

また委員の先生方には、連携協議会当日以外も、別途適宜ご意見ご指導をいただいた。特に日比野清先生（盲ろう）、福島智先生（盲ろう）、末森明夫先生（ろう）には委託決定以降、半年間、適宜アドバイスをいただいて、感謝している。



連携協議会委員

氏名	所属・役職等	備考欄
齊藤くるみ	日本社会事業大学・社会福祉学部・教授	研究代表
田門浩	弁護士・★ろう当事者	
大胡田誠	弁護士・★盲当事者	
末森明夫	日本手話学会会長、科学者（産総研）、★ろう当事者	
福島智	東京大学先端研究所教授、★盲ろう当事者	
日比野清	元佐野短期大学教授、元日本ライトハウス視覚障害 リハビリテーションセンター所長、★盲当事者	
田村真広	日本社会事業大学・社会福祉学部・教授	社会教育
菊池理一郎	東京都立八王子盲学校教諭、★盲当事者	特支教諭
村岡美和	全国盲ろう者協会・事務局、★弱視ろう当事者	
戸田康之	特別支援学校教諭、★ろう当事者	特支教諭
松田泰幸	町田市生涯学習センター	公民館職員
星野孝彦	清瀬市社会福祉協議会・きよせボランティア・市民活動センター、センター長	社会福祉協議会
日置淑美	日本社会事業大学聴覚障がい支援プロジェクト室コーディネーター、手話通訳士、盲ろう介助員	コーディネーター・通訳士・盲ろう介助者 ※下記（２） ④、下記（３） ③

第一回 連携協議会（2018年8月1日）

委員の発言要旨

田村：本学は、毎年5名くらいろう学生が入学してくるようになった。そのうちの何人かは教職課程もとっている。4年生の時に高校で教育実習をやり、特別支援学校でも教育実習をして、高校と特別支援学校2つの免許をとって卒業していく。ようやく昨年、ろうの当事者学生が、埼玉県の特別支援学校の教員になった。これから少しずつ、毎年卒業生の何人かが教員になってくれると期待している。このプロジェクトに期待することは、そういう卒業生、教員になった卒業生もいるし、福祉の現場で働く卒業生もいる。そこで生き生きと働き続けられる支援ができたらいと思う。大事なのは、キャリアモデルになるような先輩がいて、そういう人と出会わせること。働き続ける中で出会った困難を解決するための学習、活動ができたらいと思っている。これは、学びなおしということだが、障がいを持っていても働き続けることが奨励されている。誰しもそうだが、若者が働き続けるのはいろいろ困難がある。学生全体の講義でも労働法を取り上げるが、アルバイトでもひどい状況で働かされていたりするが、何もできない学生が多い。ろうの学生のコメントでびっくりしたが、シフトに入れてもらえなかったというコメントがあった。働くことさえ受け入れてもらえないろう学生の現状があるとわかった。他の学生は無理矢理シフトを入れられて働かされすぎているのに。そういう困難を抱えている。働き続けることについても、働き口はいろいろあるが、障がいがあると最低賃金以下で働いたり（減額特例）、期限をつけて働かされていると聞いている。そういう人たちの救われる場所、サポートされる場所はあるのか。それを気にしている。キャリアモデルと出会わせたり、新しい情報を与えたりできたら。

菊地：現在小学部4年生の担任。小学生と活動しているので、難しい話是对応できない可能性がある。自分は教員になって18年目。自分に何が身に付いたか、これができると偉そうには言えない。子供たちに社会に出てから困らないような技術・能力を伝えていけたらと思って仕事をしている。初任の時の教え子は30歳近くになっていて、仕事をしている人もいる。いろんな意味で仕事を続けられない、やめてしまったりしている。沢山話したわけではないが、やめてしまう原因は、もっと自分ができるはずなのに認めてもらえなかった、と口にする教え子も。自分がどんな支援、手伝いができたか、まだわからないことばかり。障がい当事者として働くときにはどんな技術を持てばよいか、コミュニケーションの力としてどういうものがあると気持ち良く仕事ができるかに興味をもって生活している。

大胡田：（名前だけ手話で示された）。自分は弁護士で、普段は離婚・相続問題・借金問題・交通事故など、できれば関わりたくないことを仕事の種にしている。弁護士業務と、視覚障

がい者の当事者団体の役員でもある。学び続ける、社会の中で役割を見つけることに関心を持っている。この団体で、民間企業で働く人12名の調査をしたことがある。彼らの働き方を見ると、視覚障がい者が民間企業で働く上で大事なことは3つあるとわかった。一つは、適切な支援機関と結びつくこと、もう一つは視覚障がい者も企業が求めるスキルを把握すること、三つ目は視覚障がい者ができないことはあるができることはあって、できることを見つけて戦力になることを目指す。プロジェクトの中で、この3つを制度化してこの3つにアクセスするにはどうしたらよいか考えたい。みなさんからも教えてほしい。

田門：私も弁護士で、今まで本学で8年間非常勤講師として教えてきた。今までの話にもあったように、埼玉のろう学校の教員になった学生が本学の卒業生である。今後もうろうの子どもを教える教員、聴覚障がい者関係の職場や、盲者との両面、職場の関係・コミュニケーションの問題など、ろう者が仕事を続けていけるようなスキルをアップして、続けられるようにする。聞こえない障がいをもつことで我慢すること、辛いこともあるが、職場のコミュニケーションの問題や昇進が遅れる問題、会社のニーズにこたえられない問題がある。そういう相談を受ける中で、解決の方法などを考えていきたい。

末森：仕事は、産総研の研究員。DNA、遺伝子の研究を進める一方で、地域のろう運動にも携わっている。(茨城聴覚障がい理事長、2000年～2009年)。手話言語研究、ろう史研究などしながら、日本手話学会の会長もしている。田門弁護士がいったように、本学の非常勤講師を私もやっている。今年の4月からは、つくば市の聴覚障がい協会副会長も。地域のろう者の問題は十分わかっている。子どもが二人いて、娘も息子もろうで、娘は大宮ろう学校の先生。ろう教育の問題は、把握している。手話の研究、ろう者の歴史、地域のろう運動の経験を踏まえて、またろうの子どもを育てた経験もあり、総合的にろう者の立場で意見を出したい。

戸田：埼玉県大宮ろう学校の幼稚部で教員をしている。今話があったように末森先生の娘さんと一緒に、幼稚部で働いている。日本社会事業大学は、この4月から非常勤として関わらせてもらっている。教員免許取得のための講義を担当している。幼稚部で子どもたちに教えているが、基本の言語をまず身に付けること、人として、ろう者として育つ基本を作ること、小中高を卒業した後、子どもたちが成長して行って、社会との関わりを作る力、自分を振り返る力を作ってあげたい。生きる力、自己を作る力。そのためにさまざまな学習が必要になる。そういう学習環境を作ること、自分の経験から何ができるか考えながら今日はここに来た。

福島：以前から知り合いの方もいる。社会事業大学は、22年前に非常勤講師一度だけ、で3～4か月来たことがある。そのあと都立大都立大助教、金沢大、東大と転職。9歳から見

えなくなり、盲学校に行つて、比較的順調な盲人生、全盲としてすごしていたが、耳が聞こえなくなつてきて、18歳で盲ろう者になつた。都立大学に入つたとき、多分末森さんが東大に入つた年か、1年上か。同じくらいの学年で、シンポジウムなどで会つたことも。あれから35年も経つてしまつた。我々も歳をとつた。盲ろう者の文化として、支援している通訳者の名前も紹介するルールがある。誰がいるか把握するということで。紹介する。

(指字通訳さん紹介。)

村岡：社会福祉法人全国盲ろう者協会の事務局の職員。弱視ろうの盲ろう者。通訳の方法は今は、弱視手話。1mくらい離れたところで、手話通訳をゆっくりはつきり、小さく表現してもらふ。私自身は生まれつき聞こえなくて、30歳近くのときに視力が落ちて、盲ろうになつた。少し視力が残っているくらいで、視野が狭くなつてゐる。私はろう学校は小学校2年まで通ひ、そのあと健聴者の普通の学校に行き育つた。社会人の経験をした後に、盲ろうになつて、とても苦しい思いをした。そのとき、今の仕事に就いた。ろうベースの盲ろう者中心に、メンタル面のケアをしながら、全体的に盲ろう者の問題のサポートの活動をしている。このようなレベルの高い会議に招いてもらひ、正直、私でどのくらい役に立つか心配。できる範囲で支援をできたらと思つてゐる。私は手話をしてゐる。私の前にゐる2人、通訳介助者の名前を言う。(手話通訳さん紹介。)発言をする時には、最初に名前を言つた上で発言してほしい。ご協力いただけたらありがたい。

日比野：現役の仕事は終わつて、隠居のような生活。私自身は大阪にある日本ライトハウスというところで、視覚障がいリハビリテーション事業を25年やつてゐた。50歳前に、いろいろやらなければできないだろうと決断し、特に視覚障がい者のリハビリテーション訓練に携わる人の養成をきちんとみておきたいということがあり、沙フランシスコ州立大学に行つた。そこで盲ろう専門を含む視覚障がい者のリハビリテーションインストラクターの養成に携わつたりもした。その後、日本に戻つてたまたま社会福祉学科を作りたいという栃木県の佐野短期大学から招かれ、就職した。そこで16年くらい、特に社会福祉士、介護福祉士、ちょうど介護福祉士の資格が始まる時だつた。そして、保育士、他に栄養士等もあつたが、そういう人たちの専門教育を、ということで、主に障がい者福祉あるいはそれらの専門職に必要な科目に関する講義をしてゐた。ただ、私の中に、最初から携わつてゐた視覚障がいリハビリテーション、特に日本ライトハウスの場合、日本で最も早くからそういう訓練を始めたところ。私自身も全く知らなかつた。大学を卒業するときたまたま縁があつて、創立者の岩橋氏(岩崎武雄)、その二代目のひでゆき氏らの本を読んで、自分たちが何をしなければいけないのか、何をすべきかについて、いろいろ考えさせられるところがあつた。私は12歳のときに失明して盲学校に入つた。当時、60年前になるが、その当時は盲学校で、歩行訓練、点字の読み方の授業はほとんどなかつた。見よう見真似というか、先輩に教え

でもらってそういうスキルを身に付ける時代だった。特に私自身がライトハウスに就職した後、途中で失明する人がとても多くなっていた。糖尿病、網膜の病気などで失明する人が非常に多かった。そういう人たちに、どうやって歩行訓練や点字指導をするか、なかなか確立されたものがなかった。それを、なんとか 1970 年代頃から、アメリカから指導員を呼んで、日本での専門士を育てた経過がある。ちょうど私がライトハウスにいた時期がそういう時期だった。そのあとはやんちゃな生活をさせてもらった。半分、12~13 年は所長をしていた。いろいろな人たち、特に今回も参加している盲ろうの方の訓練をやっていた時期もある。今そういう場所では、特に重複の人たちの訓練も含めて、どうしていくのか、あるいは、盲学校、それぞれの支援学校と協力してどういう形でやっていくのが最もいいのかなど、考える時期にきていると思う。そのほかに、ライトハウス時代には、先生方が言われたように、職業の開拓、特に 1970 年代 80 年代は、電話交換手、コンピュータープログラムといった職種で多くの人たちを就職させた。その後は、短期大学で学生を相手に社会福祉士、介護福祉士、保育士を養成したというのが私の経歴。今それを活かしているかわからないが、国立のリハビリテーション学院や、日本ライトハウスでの視覚障がいリハビリテーションに関わる専門職の養成の手伝いをしたり、盲ろう児の施設等の専門教育、フォローアップの研修会等があるが、そういうところの講師をしたりしている。

松田：私の仕事は、東京の町田市の公民館の生涯学習センターの職員で、人権にかかわるよう講座を企画している。今週末からは識字に関する教育の学習会を始める。仕事以外で、知的障がいを持つ人たちの活動をしている。「飛び立つ会」という。これは公民館の主催する障がい者青年学級というところを卒業した人たちが、活動として、社会の中でどのように自分の生活や仕事を考えるか、みんなで話し合っ活動している。その中で自分たちの思いを、表現活動としては歌にして歌っているようなことを行っている。このプログラムで私がどう役立てるか悩ましいが、よろしく。

星野：私は清瀬社協でボランティア市民活動センターの業務を担当している星野です。大学の地元、清瀬市でご縁があり、田村先生など教員の方とも縁があり呼んでもらったのかなど。私の普段の業務は、ボランティア市民活動センター、ボランティアということで支援を必要とする人とボランティアをする人をつなぐコーディネーターがメイン。それ以外で当事者との関わりは3つ。1つは福祉教育。これは、清瀬の中でも実際に盲・ろうの当事者が、学校など地域の学習の場に出向いて講師になってもらい、当事者理解をはかる場として活躍してもらっている。そのプログラム作りをしたり、当事者の話を聞きながら一緒に取り組んでいる。2点目は、専門的な手話のボランティア、点訳のボランティア養成講座を実施している。こちらは、なかなか手話通訳に行きつく人は少ないが、点訳ならボランティアグループに入ってもらって継続的に活動してもらう。手話も、通訳士には至らなくても地域のちょっとした情報保障の場面で活躍してもらっている。先だっても手話の初級の講座を終えた人が、社

事大の当事者の学生がボランティア活動に参加するということ、まだ初級だが当事者と一緒に活動するということ、地域で学習している人も実際に当事者と交流する機会が増えるといいと思っている。3点目は、特に盲の人に限らないが、障がい当事者の居場所、交流の場作りに取り組んでいる。清瀬の場合、地区単位のろう協がないが、視覚障がいをもつ人だと、年齢層によって多少交流の場作りをしている。当事者同士の交流の場作りから、場作りだと先ほどの福祉教育、地域の中でもっと参画していこう、自分もボランティアに参加しようという人も増えてくる。

日置：日本社会事業大学聴覚障がい者大学教育支援プロジェクト室のコーディネーターの日置です。

斉藤：日置さんは事務も兼ねているが、本学の聴覚障害プロジェクト室でコーディネーターで、ろう学生の世話をしている。自身も手話通訳士の資格があり、盲ろう通訳介助員の資格も持っている。また私の大学院生で事務担当をしている、藤沢詩歩さんを紹介します。委員とスタッフは全部紹介できた。薬師寺先生、何かお言葉を。

薬師寺参議院議員：今、政府の中でも、リカレント教育を推奨し、広報をしている。普通、社会人になった後、様々な問題、課題が発生し、それを解決するために、学びなおしが必要だというふうに、ここに座っている文科省は考えている。でも、私は質問した。障がいをもった皆様方の学びなおしは？ないんです。今回斉藤先生がこのような研究事業をスタートしたと聞いて、私も皆様と勉強したいと思って来た。

斉藤：薬師寺先生はいつも視覚障がいや、特に聴覚障がいに造詣が深く、国会質問を必ず楽しみにしている。テレビで見られないときはネットで見ている。心強く思っている。文科省からも来てくださっている。お言葉を。

小山：文科省生涯学習政策局生涯学習推進課障害者学習支援室の小山です。私は元々秋田で**特支の教員を20年**していた。その後生涯学習行政に入り、その後、特別支援教育行政を経てこの4月、障がい者の生涯学習を推進するようという命を受けて文科省に来た。我々、すすめている政策、事業だが、机の上だけで作っては良いものはできない。皆様の声を聞ける機会をいただき感謝している。勉強させてもらう。

井口：同じく、障がい者学習支援推進支援室の井口です。私も小山と同じで、もともとは東京の国立市で、社会教育主事をしていた。松田さんと同じで**公民館の職員で、障がい者青年学級に10年携わり、この度文部科学省の障がい者の生涯学習政策を推進する部署**にきた。私たちの所属する支援室は昨年4月にスタートしたばかり。これまで、障がい者が学校卒業後

に学べる機会が非常に少なかった。国はリカレント教育、政策を推進しているが、障がい者の取り組みはまだこれからというのが実態。そういう中で、文科省は障がい者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究という事業を今年度、約7300万ほど予算をつけて取り組んでいる。日本社会事業大学の取り組みもそういう委託事業の一つとして、研究してもらおう。是非、障がい者、特に聴覚や視覚に障がいがある当事者の方の学びの機会をみなさんに研究してもらい、推進したい。委託団体は全部で18あるが、聴覚や視覚に関わるプログラム開発を提案してくれているのは日本社会事業大学と筑波技術大学の2つ。是非先進的なプログラム開発をお願いしたい。その研究成果を学びたい。

福島：齊藤先生が、自己紹介を。そもそもこのプロジェクトが何なのかアウトラインを説明してもらおうのが最初かなと思う。

齊藤：このプログラムは、本学が非常に多角的に聴覚障がいのことをやっていて、ろう・難聴の学生たちの情報保障というものからはじまったが、聴覚障がいの中でも言語権を守らなくてはいけない日本手話者のために、日本手話による教養大学を別途たてたり、大学に入る聴覚障がい者が少ないということで、なぜか考えたら、塾に行けない。それだろう・難聴の塾も始めた。それから、塾を始めたら、来れない人の方が多いと気づき、オンライン上で大検（高認）を受けるような、家から出られないろう・難聴の子どものための通信教育的なことを始めようと思った。どうして高校で苦勞しているかという、小さい頃から原因はあるので子どものための、手話を使ったリテラシー教育も、ネット上で始めたり、総合的にやっている。それで、今こちらにいる末森先生、田門先生などと一緒に、『手話による教養大学の挑戦』という本を出した。そのコンセプトはグッドプラクティスに選ばれて、ヨーロッパで秋にプレゼンをすることになった。

盲ろうの学生が入ってくるようになり、聴覚障がいと視覚障がいは正反対なので、あまりよくわかっていなかったが、盲ろうから、見えないことにも興味を持つようになり、少し視覚障がいの活動も始めたいと思ったところに、本学に新たに入ってきた介護分野の教員で、日比野先生と元同僚で、是非話を聞くべきだと。それで日比野先生から教えてもらうようになり、スカイプなど利用して視覚障がいを一から学ぼうと思った。そんな中、視覚障がいと聴覚障がいは、モーダリティは違うが、困難さやコミュニケーションの問題、あるいは特別な世界・能力をそれぞれ持っていると感じて、今一度障がい者の権利条約を読み直したら、ちゃんとそういうふうに障がいを肯定的に見て、特別な能力を尊敬すべきと書いてある。日本は遅れている。福祉の大学の学生でさえ、当事者に学ぼうというより、視覚障がい、聴覚障がいの人を支援しようという気持ちが先走っている。当事者の方々が、私が知っている人はみなさんここにいるように成功例、良いロールモデルだが、そういう人が多くはない。自分たちに特別な能力があると自信を持って、社会で活かそうとしている人ばかりではない。多くの視覚障がい、聴覚障がい、盲ろうの人たちに、ここにいる先生のようになってほしい、

学びなおしてほしい。そのためには、意識の問題、自分たちには自分たちの良さを生かす権利があるという意識をまず持ってほしいと思ったので、セルフアドボカシーというテーマにした。今まで親しくしていた先生たちを集めて、なぜ肯定的に生きられたか教えてもらい、それを少しでも多くの障がい者の人に見習ってもらえたらと考えている。組織を作るとか、多角的に活動するという意味では、聴覚障がいですでに成功例になっていると思う。それを盲ろうや視覚障がいにノウハウを利用できればと。特にうちの場合、日置のようなコーディネートを専門とする職員がいたり、学生支援も組織がある。それも強み。それを活かして、地域でも似たような構造を作ることができれば、各地でそれができたら、聴覚障がい者、視覚障がい者、盲ろう者が肯定的に生きられるし、健常者が聴覚・視覚障がい者、盲ろう者に興味を持ち、おもしろいな、一緒に何かしたいなと考えられるような活動をしたい。どうぞ皆さん方からご質問、補足等お願いします。

福島：アウトプットは何をねらっているのか。何年計画で予算はいくらか。文科省は何を期待していて、斉藤先生は何をねらっているのか。差し支えない範囲で教えてほしい。

井口：事業の枠組みだけ。先ほど少し触れたが、文科省は今年度から「障がい者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」という事業を開始した。中身は、学校卒業後の障がい者の学びの機会を多様に作り出すために、先進的なプログラム開発を18の団体に委託して実施する。1年度単位だが、今のところ3年間継続して実施することを考えている。日本社会事業大学には500万弱、委託費をつけていて、皆様にプログラム開発と実施体制を研究してほしい。文科省のねらいは、学校卒業後の障がいのある方の学びの場をたくさん作りたい。なかなか現実にはすぐに進まないでモデル開発が必要。そのプログラム開発を是非社会事業大学にお願いしたい。障がいの種別によって内実や中身が違うと思うので、とりわけ斉藤先生の企画提案では、聴覚や視覚に障がいのある人に向けたプログラム開発、特に先導的なものと高い評価を受けているので、具体的に実施して成果を検証してもらい、そこまでお願いしたい。まだ1年目なので、これからプログラム開発が具体的に進むと思うが、経過も含めて私どもも。簡単ですが。

福島：生涯学習政策局とすると、生涯学習政策局の中の、初等・中等教育局の特別支援教育課とはどうつながるのか？

井口：基本的には特別支援教育課は初等・中等教育局。学校教育課程の中身を所管する。我々生涯学習教育局は、教育課程外の学習支援を推進することを所管する。役割分担。いろいろ関わりがあり、連携はしている。政策の中身は教育課程以外を推進する。

福島：そうすると、整理すると、特別支援学校を出た後、障がい者が、残りの人生の中で、

学校でできなかった勉強などをまた受けるという側面が一つ、もう一つは、障がいに限ったことではなく、社会教育を受けて、障がい者がもっと関わっていけるようにしていくという
ことが一つ。さらに、大人になってから、糖尿病や網膜の病気などで中途失明、大人になっ
てから障がいをもった人たちが、特別支援学校に行くのではなく、生涯学習・社会教育の場
に入る可能性を探るのが一つ。さらに、障がいを持っていない人が、これまであげた3つの
障がい者の学びにどう関わるか、という、ざっと考えても4つくらいは側面があるか。何を
ねらっているか。井口さん、文科省さんは。しぼりはかけていないか。

井口：整理してもらった点、まさにその通り。我々は、まず、障がい者が学べる機会を作る、
増やすことが目的だが、そのパターンは、福島先生は4つ整理してくれたが、2つ考えてい
た。障がい者自身が学べる場を作ること。一般の社会教育や生涯学習の活動の中に、障がい
を持っている人が合理的配慮などにより、通常一般の人と一緒に入れる、参加できる場もあ
り得る。あるいは、斉藤先生が提案しているように、障がい者の中にもさまざまなコミュニ
ティがある。その中で学びを増やしていく。あるいは、障がい者福祉サービスとして事業が
展開されているがその中に学びの要素を増やす。また、福島先生の言うように、障がいがあ
る人、ない人が一緒に活動する地域の取り組みが増えて、共生社会を実現することもプログラ
ムの対象。いろいろなやり方がある。整理してもらったのは、福島先生の整理の方がわかり
やすかった。

斉藤：ありがとうございました。この学びなおしに応募しようと思ったとき、ここにいる日
比野先生にまず相談した。聴覚障がいの方は、かなり長く、末森先生、田門先生をはじめ、
一緒にいろいろやってきた。ある程度わかっているかなと思った。日々野先生に、視覚障が
いの人に卒業後学びなおすのに大事なことは何かをうかがった。もちろん生活の支援もだが
コミュニケーションの問題が大事、日本語、ITを使いこなすことも大事と教えてもらい、
申請書の中に入れた。それで、そういう基礎的な、先ほどから出ている中途失明の人も含め
て、いかに生きづらさを少なくするか、自分の権利を守るアドボカシーの知識、コミュニケ
ーション、どう自分を主張するか含めると、日本語の問題、点字のことなど、少し勉強した
ら、今はパソコンが使えるようになったので、点字の方もパソコン的な点字になりつつあり、
点字にも文化があるなど、勉強した。コミュニケーションをどうするか、当事者の先生から
聞いてみたい。最終的な目標は、うちは福祉の大学なので、同じ障がいをもつ人間が、どこま
で支援し合えるか、当事者ソーシャルワーカーを最終的な目標に掲げていて、障がい者の権
利条約を見ても、教育をするにしても当事者を含むと書いてある。当事者の知恵なしに教育
や支援をするのは能率が悪いと10年間実感してきた。このプログラムを学びに来てくれる
障がい者たちがみんなソーシャルワーカーになる必要はないが、三角形の図を申請書に書い
たが、三角形の一番上はプロの支援者になってくれたらいいと思う。下の広い部分で、高い
教養を身に付けよう、一生自分で学べるコミュニケーションスキルを身に付けよう、それは

多くの人にやってほしい。その中で自分自身が支援者になりたいと思ってくれる人になることが最終目標。どこまで何をやるかは学習する人の決断、好み次第。その三角形、視覚障がい者向けには、藤澤が「三角があって」と言語化したのを送った。言葉にするとわかりにくいところもあるが、まず最初のステップはコミュニケーション力をつけたり、権利意識をしっかり持つ、それからだんだん教養を高め、最終的には支援者や指導者を目指してもらおう。いくつかの段階で目標が、ステップアップするようなプログラムを考えた。中身は皆さんの知恵を借りながら少しずつ開発したい。

田門：この企画の目的の一つとして生涯学習がある。障がい者が生涯学習を受けて資格をとることがある。または、自分の教養を深めるということもある。他には、生涯学習を受けたあと、4年生大学に入ったり、高校に入り直すという方法もあると思う。そういう理解でよいか？

斉藤：そうだと思う。特に福祉分野の支援者という意味では、聴覚障がいに限れば有資格者が非常に少ない。そこが一番問題だと思う。聴覚障がいの当事者相談員はいるが、有資格者、社会福祉士がいない。教員も少ない。資格をとるということは大事。なぜ取れないかというと、やはり授業が理解できないからで、ほとんどの福祉の大学、教職が取れる大学で良い情報保障をつけているかというと、つけていない。費用の確保の問題もある。最終的には一定程度、プロの専門職ができないとだめだと思う。この点、視覚障がいはどうか？

大胡田：多いか少ないかというのはなかなか申し上げにくい、基準がわかりにくいが、視覚障がい者は福祉関係に興味がある人、福祉系大学に行き資格を取る人は少なくない。弁護士も数人いる。自分の目標とする資格が決まれば、とりやすくないがとれなくはないという状況かなど。

菊地：教員に関しては、合理的配慮が義務付けられて以降はわからないが、自分が教員になった20年前に比べると非常に、免許に関しても採用試験についても配慮は多々あると思うが、文科省の方を前に申し訳ないが、私が受けた公立学校の採用試験で泣くような対応もあったので、個別に、保障ができていないことはものすごくあって、当事者が受けながらもしょうがないと思ってしまい、正式にどこに保障してほしいとうったえたらいいか、わからずに済ませているケースは多々あると思う。特に、東京と地方は格差がある。首都圏はとても進んでいると思う。自分は東北出身なのでいろいろ感じるところがある。地方はまだ難しい。地方と首都圏では環境がかなり違う。生涯学習は広く浅く。全国的に対応できるような形が望ましい。

菊地：名前言っていないかわからないが、●●県の教育委員会の教員採用試験を受けたことが

ある。2012年、まだ6～7年前なので、私は小学校の教員採用試験を受けるのに●●県を受験したが、その時に一次試験の筆記問題は、点字にしてくれて、大変、当たり前だが、今点字の問題を出さない自治体はないと思うが、点字で出してもらえた。運よく合格し、二次試験になり、小学校の教員採用で、最近は少ないが●●は実技がいろいろある。リコーダーや図工。図工はデッサンだった。花瓶か何かをデッサンする課題。視覚障がい者には、手で触ってわかるような絵を描く道具がある。それを使えば、自分が描いた線が触ってわかる。そういうものの使用を認めてくださいと言ったが、知らないのか、だめだと言われた。当日行くと、目の前に画用紙が一枚置かれていて、上下がわかるように上にセロテープを張ったと言われて、花瓶だったか忘れたが、これが花瓶ですと言われて、始めてくださいと言われた。時間は1.5倍あげますと言われた。どうしたらいいのか。試験管と一対一で、何もせずに一時間半くらい。なぜ公共の教育委員会である●●県教育委員会が平気でこういうことができるのか考えながら過ごした。首都圏でやったら袋叩き。地方は事例もなければ対応する気もない。その辺、すごく温度差があると直接感じた。涙が出そうになったが別にいいかと思った。こういう試験を出すところを受けてもしょうがないという気になった。その試験が終わり次第帰った。これは、一応あとで抗議のメールはしたが、もう一度受ける気はない。合理的配慮が法制化された今受けたらどうなのか、余裕はないが楽しみ、興味はある。驚くことは世の中たくさんある。それくらいの感じで、他のところは特にない。放送大学とか、通信教育を受けたこともあるし、国立大学の大学院の受験、学生生活も送ったが、本当に快く受け入れてもらっている。東京でも某、●●大学などは、通信教育では一切点字の対応はしかねると書いてある。言い切るのがすごいと思った。門前払い。生涯学習の形で言うと、私立大学だから言い切れるのだなど。●●大学には障がい学生の支援室はできているが、点字の対応はしない。

福島：

●●は、* *さんがいる。私の10年くらい後輩。多分、彼が、去年採用受かったはず。ご存知か？

田門：通信教育の場合だが、聴覚障がい者にも合理的配慮が足りない。ある人の相談を受けた。●●県の福祉の大学で、通信教育がある。聴覚障がい者の場合、通信教育を受けるには通訳を自分で用意する必要があると要項に書いてある。本人は、神奈川県の人で、神奈川から通訳者を連れていくのは無理だから、●●県の通訳者をお願いしたいが、お金も払わなきゃいけないし準備もする必要がある。社会福祉士になりたいので、お金を払って、通訳を自分で準備して通信教育を受けた。他の学部生についてはノートテイクがつくし支援室もあるが、通信教育だけは通訳の支援がない。社会教育という言葉が出たが、社会人は通信教育が多い。そういう制度を使う場合、現実的には障壁があると思う。

福島：それはつまりスクーリングのときか？

田門：入ったあとの話。入学した後の話。

福島：通信教育というのは基本的にメールや郵便でやって、何日かスクーリングというのがあるのですよね？期間も限られているし、別にオフレコだからいいと思うけど、今の話だと●●だね。ひどいね、その話聞くと。

田村：オフレコではありません。社会福祉士になるための通信教育は、スクーリングもあるし、実習もある。そうするとより複雑というか、支援の形は別の形をとらないといけない。私は教職課程担当なので、ろうの学生の教育実習の話をした。これは実際にあった話だが、ろう学校に教育実習として4年生で行った。その学生は、言葉を話さない。手話でコミュニケーションをする学生。研究授業といって、多くの先生の前で授業をする。私も行った。その学生は飲酒と健康というテーマで授業をした。生徒は8人くらいの少人数。高等部の生徒。授業をやった。パワーポイントと手話、アクション、プリント教材と教科書を使って授業をした。素晴らしい授業だった。アクティブラーニングといって、対話をしながら深く学ぶ。今大切だと言われている。実習生はそれをすごく上手にやった。授業の最初にノンアルコールビールを売っているが、コンビニでみなさんはこれを買えるか？という質問から入る。実はノンアルコールビールは買えない。つかみもよかった。手話がとても上手で、生徒たちが勝手にしゃべり始める、生徒同士がディスカッションする。先生が聞くことに答える。手話でしゃべりだす。アクティブラーニングをろう学校でやるなら、手話が一番適している。聞こえない生徒同士がアクティブラーニングするなら手話が一番適している。それを見せつける授業だったので波紋をよんだ。中には、生徒がしゃべらないことに対して問題だと言った先生がいた。口話で話さなくなったので問題だと言った先生がいる。多くの教員は手話が魅力的で生徒が積極的に離れていて素晴らしいと言った。プリントやパワーポイントで、技術で情報は補えるという意見もあった。評価がわかれた。私が素晴らしいと思ったのは自信を持って堂々と授業をやっていたこと。なかなか実習生はそうできない。たどたどしくやると注文が付き、評価もでるが、堂々とやった授業だった。見ていて楽しい授業だったと思う。そういう一つのキャリアモデルを示していくと、ろう学校にも波紋をよぶかなと思う。最後に、帰り際に言ったが、校長先生は口話教育をどうするかだと言ったので、ろう学校の中に多様な先生がいて、持ち味を発揮して全体として良い教育ができるのが一番だと言ったが、関西ではそういう学校は少ないよだと言われた。つまり口話ができない先生はだめだと最後に言われた。私は持ち味を生かせる学校であればいいのでは、と言った。キャリア教育のときに、モデルとなる当事者の先生がいることで、今の学校の中のおかしさを、波紋をなげかけると思うし、キャリアモデルに従って、自信を持ってチャレンジする障がい学生が出てくることを期待する。そういう人に先生になってもらって、キャリアモデルとして活躍できる機

会を作って、チャレンジする若い人が出てくると良い。

齊藤：私のゼミ生2名だった。あなたたちのせいで生徒が口話をしなくなったと最後に叱られた。一人はずっと帰ってから泣いていた。一人はその先生とやり合ったらしい。聞こえない私たちがしゃべらないといけないということか？と聞いたら、声を出せとは言わない、言ったら人権侵害になるからと言ったそうだ。いけないという自覚はある。でも口話は、我々（聴者）に便利。それを自覚しているならいい。口話というのは聞こえる人のためにある。それを教えるかどうかは、賛否ある。聴覚障がい同士、先生も子どもたちも聴覚障がい者なら声を出さなくなるのは当たり前なのに、最終日に叱られて帰って泣いているというのは、日本は本当に障がい者の人権を考えた方がいい。泣いた揚句、うまく説明できなかったので、お礼の手紙と共になぜ自分たちが声を出さないか説明していいかと言われたが、やめておけと言った。言ってもますます泣くことになるかなと思ったし、来年も受け入れてもらわないといけない。ろう学校での実習は非常に難しい。関西、関東で差があるのかも。戸田先生いかがでしょう。

戸田：今、埼玉のろう学校の教員をしている。15年ほどになる。ろう学校の中で口話を使い、あるないの問題は前からある。そういう人たちから見ると大きな問題。今までのろう教育は口話を中心にしてきた。そういう歴史があるので、文科省の指針の中で口話も必要だという考え方は残っていると思う。そういう影響もあり、ろうの先生の立場は苦しいものがあると思う。ろうの子どもたちは、口話あるなしを気にしていない。手話が言語として身に付いている場合は、どうせ口話と一緒に出せないので手話だけになる。言語の違い。子どもが、思考力、論理的な考え方が、口話と手話一緒にはできない。手話という言語が自然言語として、手話言語を使っていくと自然と声がなくなり、論理的思考につながるのが実際に見える。聞こえる人から見ると口話ができているかの判断が評価に入る。ろう者から見た口話への考え方とのずれがあって問題が生じる。言語として手話を認める環境作りが、ろう学校の中で、社会の中で、もちろん社会も同じ。声があった方がいいという聞こえる人の都合もある。会社もそう。しゃべってくれた方がいいという考え方が残っていると思うが、入社試験でも口話ができるかで合否が決まることがまだある。それも含めて変革の必要がある。手話と口話を一緒にやる場合、論理的な関係など、話の中で見て納得することが難しくなる。日本語を理解するときと、手話と口話を一緒に見て理解するということは、手話がわかっているならば、口話がついていても内容が理解できることもあるが、口話がない手話を母語としている子どもは、口話と一緒に手話をやられると内容が理解できなくなる。そのままろう学校を中途半端な状態で卒業する子どももいる。特別支援学校、ろう学校を卒業した後、手話を使って学ぶ場所が本当に少ないことを改めて認識した上で、学びなおしをやるのであれば考える必要がある。

齊藤：ありがとうございます。盲の方も先生方は晴眼者で、当事者から見ると問題だ、人権問題ではないかということが教育の現場であるか？

日比野：それこそ私が盲学校に在学していたときと今はずいぶん変わっていると思う。しかし、実際にいろいろライトハウスなどの訓練所に入所のために、盲学校を卒業してどうしても訓練を受けたいという人もいる。そういう中で感じることは、表現はよくないが、今でもやはり点字を知らない特別支援学校の教員はまだ多くいると聞いている。菊地先生はもっとご存知だろう。私は現実、え、と思うような、点字も知らない、小学校高学年、中学校、高校で最も必要な生活の自立、歩行訓練などを教えるプロパーがいない。もちろん中にはいる。多分今でも全国に68校くらいか、盲学校。そのうちでも、多分30校あるかないかだと思う。それ以外の盲学校といわれる、視覚特別支援学校に入学したときに、ちゃんとした歩行指導を受けられるのかと考えるとぞっとする。どう考えていくのか。盲学校を卒業して、是非ライトハウスのようなところで半年間とか、生活に必要な訓練、大きく3つ、内容は若干変わっているが、1つは歩行の訓練、2つ目は日常生活動作の訓練、3つ目はコミュニケーションに関する訓練。もちろん点字、今ではワープロの使用も含めたITに関する本人のニーズも加味しての訓練になる。こういう3本柱の訓練をして、適切な相談を受けて、その後どうしていくか進路決定をしていく。そういう人たちの言葉を借りれば、自分が盲学校でそういう訓練を受けたことがないと言う人が80%くらい。1970年代、80年代の人はほとんどそう。非常に残念。特にその親と話すと、なんでうちの子はできないのか、なぜのろいのか、と、非常に嫌な言い方をされる。はっきり言うと、そうさせてきたのはあなたたち自身だと言う。スタートラインに戻って一緒にやらない限り一生できない。そうなるまでに12年、15年かかっている。それだけあれば、十分な、本人が満足するスキルも身に付けられない。自分は盲学校で学んだ教科ではなく、ロールモデルとしての教員、もちろん会った。つい最近亡くなった先生も、中学2年の時初めて会って、目が見えなくても大学行けるのか、と初めて知った。自分自身はその後、自分もできるならば、とやっていった。自分自身の経験もある。そういう人がいることはとても、特に中学高校の生徒、学生にとっては素晴らしいと思う。やはり今は自立活動等の時間があって、必要な訓練をちゃんとしたスキルのある人から教わるのが重要だと思う。特に視覚障がいの場合、自分自身がどの状態なのか、残念ながらわからない。他の障がいの人は鏡を見れば自分の格好がわかる。自分の動作が奇異な印象を与えているかどうかもわからない。致命的なところだと思う。どこの場に出ても自信を持って動作ができるように、あなたの動作はおかしくないというお墨付きも学校教育の中でされるべきだし、少しでも前向きに、自信を持って生きることが出来る視覚障がい者を作るのではと感じる。

田門：盲学校の教育について聞きたい。盲学校の生徒の数は減っているか？

日比野：文科省等の集計を見ると現実的には減っている。ただ、視覚特別支援学校の数が減っていて、教育を受けている人がどのくらいいるか、はっきりは出ていない気がする。これは、視覚障がいの実態ということで考えても確かに減少しているし、眼科の先生などに言わせると1年間に1万人～1万5000人は中途失明している。目が見えにくくなれば眼科に行くのは当然。先生方の集計であれば、全体的には、増えているだろうと思う。なぜか、厚労省の発表では減少していつている。なぜかわからない。それと、盲学校の方だが、在籍者は減っているが、教育を受けている盲児がどのくらいいるかわかればはっきりするが、若干減っている気はする。

菊地：盲学校の在籍者数は間違いなく減っていて、全国で3000人を切った。2500～2600。大学生、どこかの大学より少ない。在籍者の中で半分くらいが重複。視覚障がいのみの児童・生徒は本当に少なくなっていて、点字を使う生徒はもっと少ない、1000人切っていると予想する。さらに、義務教育段階の子どもたちは、データを調べたがまだ載っていない。小学校中学校あわせて1000人いないと思う。高等部や按摩・鍼灸を学ぶ理容科から入ってくる生徒の数が増えているのが現実なので、そうかなと思う。普通の学校に通っている生徒の数は把握できていないが、現場にいる感覚だと、点字を使う子で普通の学校に通っているのは東京ではほとんどいないかと。10いないのでは。ただし、弱視、認知的視覚障がい、見えているが字が読めないなど、そういうお子さんが支援の対象になってきているということはある。医学的な進歩の関係上、失明する子どもはものすごく減っているが、失明しなくても、視覚的認知の問題を抱える子どもは多いと思う。そういう人は基本は盲学校に来ないのがほとんど。普通の学級でがんばっていたり、東京では通級という形で盲学校に指導を受けに行ったり。視覚障がいの中でも、点字を使っている子どもは絶滅危懼種のような印象。

福島：多分、一つには、失明者、大人になってから糖尿病などの失明者が、いる一方で、幼少期、子どもの頃失明につながるような病気は、比較的治療が進んでいるということがあると思う。緑内障への対応とか。それとは別に、人口全体が、少子高齢化が進んで、人口の偏りがあるので、当然子どもは少なく、高齢者が多い可能性はある。あと、聴覚障がいの方について、これは末森さん、田門さんにききたいが、ろう学校と、普通学校で学んでいる聴覚障がいの子もいる。両方経験している人もいる。田門さんは両方ですね。末森さんはインテグレーションで大学に入ってから手話を覚えた。

数年前にアメリカに1年ほど行ってた。その時は盲ろう者と交流したが、盲ろう者といっても、盲の人も、ろうの人も、弱視の人も難聴の人もいる。人工内耳をつけている人は多い。手話もやっている。別に、口話だから人工内耳をつけているというより、手話をやっていて、ときどき補助的に使う人がいたりして、なんでもありみたいな状況になっている気がする。スウェーデンなどは、ろう学校をやめたけど、復活させた。90年代だったと思う。

人工内耳を推奨するようなメッセージを世界ろう者連盟が出している。3～4年前。どういうことになっていくのか。日本の議論はずれている気がする。人工内耳と手話の位置づけはどうなっていくのか。

田門：まず世界的な状況、人工内耳の手術を受ける子どもは増えている。日本の場合でも。聴覚障がい親が、聞えない子どもができて人工内耳の手術を受けることに違和感を持っているという声もまだまだ多い。世界と比べてどうかはちょっと評価が難しい。ただ、人工内耳といっても、全てそれで聞こえるようになるという意味ではない。難聴者になるという言い方もできる。60～70db以下、軽度の難聴者になるというふうに思ってもらえたら。一対一で会話ができるレベル。日本の場合は、人工内耳に対する違和感、アレルギーは残っている親が多い。

戸田：人工内耳を受けるろうの子どもの割合。それ自体は変わっていない。ずっと30%くらい。急に手術を受ける割合が増えたとは聞いていない。インテグレートするろうの子どものいるし、人工内耳の割合のデータもないし、ろうの子どもの中で見ると30%くらいの割合で、上下なく推移している。人工内耳の手術に対して、医者、言語聴覚士、学校の先生、親の相談で意見を求められたりすることもあるが、早い段階で簡単に手術を受けさせるのには反対する意見がまだ多い。さらに、実際に人工内耳をつけただけで聞こえる人と同じようにしゃべれるわけではない。訓練も必要。私はまず手話を身に付けるべきだと思う。耳鼻科の医者の中には、手話なんか知らない、口話だけでいい、あるいは人工内耳でいいという人もいる。そういう言語聴覚士もいる。ろうの子どもを見ると、手術を受けてもなかなかうまく通じない現実もある。まず、第一言語としての手話を身に付けることが大事だと思う。

福島：東大に着任して、15～16年前、その頃、東大病院の耳鼻科には、有名な人工内耳マニアというか、そういう教授がいた。遠慮がちにだけど、手術やりませんかと言われたことがある。私はやりませんと。きっぱり断って、それ以来言わなくなったけど、私がやらない理由は、目が見えていれば役に立つこともあるかもしれない。盲ろうの友達が、人工内耳やっている人がうまくいっているかというところも言えない。これは不思議な現象だが、指点字をやっていると、他の刺激があると読みにくい。だから、身体はどこか触られるだけでも読みにくくなる。中途半端な情報が入るならないほうがむしろ集中できるからいい。ただ、周りの騒音とか、何かが、振動に変わるようなものがあればいいかなとは思っている。あまり売っていないみたい。そういう本当のニーズが伝わっていないと思っている。

斉藤：今話を聞いていて、学びなおしに必要なことというのが、やはり、手話と点字。非常に有利なものではないかと。盲ろうの人については、学校卒業後に、学びなおした方が良いということがあるか。

福島：ろう者、まず盲ろう者向けの学校がない。まずそこが問題。権利条約の24条に、盲ろう者、盲ろうの子どもたちには、盲ろうの子どもたちに適した教育が与えられなければいけないと書かれているけど、日本では、盲ろうというカテゴリーが法的に決まっていなくて、盲とろうにわかれてしまっている。それは、たらいまわしになるということ。あなたは盲学校、あなたはろう学校、あなたは昔の養護学校、と。学校がまちまちになる。そこで出会う先生も、良い先生に出会えるかわからないし、良い先生と出会えても、数年で異動してしまう。小学校時代に、手話の人、点字の人、身に付けても、中学部にいったらほったらかしになって。一度進歩したものが、後ろに戻る状態。盲ろうのような特殊なケースの場合、特例的な措置で、教室を増やすとか、盲ろうの子どもたちの教育のエキスパートを増やすとか、あまり大きな制度改革をしなくてもできる方法がないのかと文科省さんとことあるごとに話しているが、根っここの部分で盲とろうにわかれてるのが難しい。盲ろうだけ特別にできない、という意見がある。だけど権利条約になぜ盲ろうが書かれているか考えればわかるように、特別。情報が遮断されるというのは。学校を出た後学びたいことがあるかというのは、どんな特別支援学校を出た後も、学びたい学びが必要だという盲ろう児、実際に盲学校3年、ろう学校3年行くとか、学校と相談して、1年余分で、大学も6年かけて出て、という人もいるし、ゆっくり時間をかけながら、学びたいという人はいるし、出たあとの学びというのが、交流する、それは欲求が強い。重要なのは、文字が見えない。どんな盲ろう者でも、最終的に点字しかない。音が聞けないし、文字も見られないから、盲ろう者には点字しかない。盲ろう者には点字しかないから、パソコンをやるにしても、点字がないとどうにもならない。ところが20歳くらいまでは、見えていて、聞えなくて、だんだん見えなくなった人は点字をやっていないから、30～40歳になって急に点字をやろうとしても難しい。村岡さんはがんばられたようだが、切実な問題で、点字をもっと普及させてほしい。パソコンをつけるような機械、点字の表示部分を大きくしてほしいという要望もある。ということで、盲ろう者の生涯学習的ニーズは、たくさんあって、学ぶこと自体、生きることみたいな人も多いと思う。趣味とかそういうレベルではなく、そうじゃないと空虚な時間が続くから、学習会、交流会が生活の糧になっている人が大勢いる。

村岡：盲ろう者といっても、見え方、聞え方が各自いろいろある。また、サポートの必要性もいろいろあると思う。盲ろう者の中で、少し見える状態であれば、拡大読書器や、パソコンの中のズームテキストというソフトを使って、資料等の内容を読んで理解する、また、見えない人の場合は、点字ディスプレイを使って、音声などを使って、内容をつかむことができる人もいる。それらもやはり膨大な時間がかかる作業ということになる。だから、学びなおしと言えば、なかなか難しいと思う。対応の仕方としては、指導材料としては、テキストデータを準備すること。また、普通の文字と音声対応のデータなど、いろいろな希望に応じて提供できるようにすること、それと、もう一つは、個人指導という方法で、一人の盲ろう者のペー

スに合わせてゆっくり指導をする方法が適切かと思う。

齊藤：盲ろうの場合とはにかく学ぶこと自体が、非常に重要。それも、集まって、どこか場所があるということが大事ということでしょうか。そうすると、社協とか、公民館の活動などの中に、盲ろうの人たちを集めて教養講座みたいなことができれば、その人の、申込みがあった段階で、どういう支援ができるか個別に考える。データの準備をすとか。そういうことか。

村岡：

そうだ。

福島：盲ろうの人に対しては、齊藤先生がおっしゃったような、当事者による支援というのがわりとあって。聴覚障がい者がわかりやすい手話表現にかえて、全体手話通訳と、盲ろう者に更に通訳するという支援とか。私自身は若い頃は、私の通訳者、半分以上は全盲だった。全盲の友人が、盲学校進んでいて、全盲者は点字が得意だから、学生の頃はわりと暇だから、よく通訳してもらったり、飲みに行ったりしていた。歳とってきて、お互い忙しくなってきた、それでも、友達兼支援者みたいな人はいる。盲ろう者は複雑な存在であることの一例だと思う。あとは、盲ろうだけじゃなくて、どんな障がいも、当事者が、仲間としてソーシャルワーク、ピアカウンセリング的なことがうまくできれば効果的だと思う。自分一人じゃないとわかるから。これはやはり、どうしても健康な人が理屈をいくら言っても、そりゃあんたはいろいろできるからいいよな、という気持ちが障がい者側にはある。同じ条件を抱えて、それでも生きている人がいるとわかったら、障がいを持って間もなくの人なんかには劇的な力になる。

齊藤：私が一番考えているのは、福島先生がおっしゃったこと。例えば私がやっているバリアフリー課程も、ろうの人たちを集めている。ろう者が盲ろう支援をする。それが毎年来てくれるようになって、それが非常にうまい。盲ろうの子がオープンキャンパスに来たらろうの学生に案内させる。どんなに手話がうまい人でもかなわないくらい、当事者の学生だと通じる。それはすごく大事。弱視ろうの学生が、塾（本学のろう・難聴高校生の塾）に通っている盲ろうの高校生を駅に迎えに行き連れて行っている例もある。びっくりしたら、「案内している」と言う。その子も盲ろう。だけど、その子は社大に行き慣れているので、高校生で盲ろうの子を連れて歩いている。実は当事者同士が、いかに支援者として適しているかがわかることがたくさんある。視覚障がいと聴覚障がいは遠い気がするが、盲ろうを介すると、お互い助け合えることがたくさんあると痛感している。

村岡：二つ確認したい。一つ目は、ピアカウンセリングについて。それは、聴覚障がい者の

相談員の皆さんが、ピアカウンセリングの講座などに参加した経験があるかどうか、聞いた結果、いなかったのだが、相談員としての仕事をしていた。私もどこか学ぶところがあれば勉強したいと思っているが機会がない。どういう方向で、ピアカウンセリングができるようになるのか不思議だった。二つ目の質問は東京盲ろう者友の会との連携と載っていた。どういうことか説明してほしい。

齊藤：有名な団体には、大体知っている人がいるので、意見を聞いたり教えてほしいと思っている。二つ目の質問はそういうことで、実はこれを書いてから村岡さんにご承諾いただいたので、盲ろうの方としては、福島先生もいるし、ご教示いただける方はいるのかなと思っている。

一つ目の質問は、本当にそういう機会が少ないと思う。せっかくピアで支援をし合う、例えば手話でもリレー通訳で、ろうの人が最終的に表現する、リレー通訳が一番わかりやすいと、アメリカではすごく使われている。実際それが可能になるためにはもう一歩、二歩という感じ。バリアフリー課程もなかなか広まらない。ろうの人が毎年1～2名しか来てくれない。トレーニングを受けてもらえば、ピアカウンセラーやピア支援者になれる。そこから出発だと思う。それもこのプログラムの大きな柱だと思う。まずは、そういう当事者で、相談員をやっている方、ソーシャルワークをやっている、カウンセリングをやっている方の講座みたいなことをやってみるといいかなと思った。ちょっと、採択の時期も3カ月くらい、今年度になっておしているので、すぐにはできないと思うが、とりあえず、障がい者の権利とか、当事者と支援者との話し合いのようなセミナーを秋にやりたいと思っている。第二回の連携協議会までに、できたら本日の議論を踏まえて、プログラムにこれを入れるべし、ということの皆様からご指示をいただけるとありがたい。それをもって、第二回の連携協議会で持ち寄って、それを改善していければと思う。

菊地：質問です。当事者同士の支援に関するプログラムのご提案と考えた方がよいか。

齊藤：そうだ。今日のお話は大変参考になることがあったので、よく考え直して、と思っているが、当事者の方に、やはり何かセミナーみたいなことをやってもらうことを、とりあえず10月くらいにやりたいと思う。私が当初考えていたのは、今もそう思っているが、視覚障がい者対象に、権利について、大胡田先生に講演やセミナーをやってもらう、聴覚障がい者を対象に権利について田門先生に講演やセミナーをやってもらう、そういうことは当初から考えていた。それ以外にも、いくつか、皆様からのお話でやりたいことがいっぱいできたので、少し考えて提案させてもらう。それ以外にも、秋までにこういうことをやったらいいというのをどんどんいただきたい。

Campus Photo (<https://www.jcsw.ac.jp/support/life/campusphoto/2018.html>) より

2018.08.01(水)文部科学省助成事業 第1回連携協議会を開催

2018年8月1日(水)、文部科学省助成事業(文部科学省『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』私立大学では全国で本学のみ)に採択された『当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム』(研究代表:本学齊藤くるみ教授)の第1回連携協議会が文京キャンパスにて開催されました。

文部科学省から2名、参議院議員葉師寺みちよ先生が視察に、また毎日新聞の記者の方も来学されました。連携協議会の委員にはろう・盲・盲ろうの当事者の有識者と清瀬・町田の社会福祉協議会・公民館の方々にも委員に入っていていただき、本学からは福祉教育・社会教育の田村真広教授、聴覚障害プロジェクト室の日置淑美コーディネーターが委員として参加しています。今後3年間で日本の視覚・聴覚障害の生涯教育に変革を起こすことができるようチーム一同奮起しています。



左から福島智東京大学教授、指点字通訳の方、末森明夫日本手話学会会長(産業技術総合研究所)、田門浩弁護士、大胡田誠弁護士、菊地理一郎教諭(八王子盲学校)、本学田村真広教授、本学齊藤くるみ教授。



左から文部科学省障害者学習支援推進室の職員のお二人、参議院議員葉師寺みちよ先生、清瀬市社会福祉協議会「ボランティア・市民活動センター」センター長の星野孝彦様、町田市教育委員会・生涯学習部、生涯学習センターの松田泰幸様、手前は手話通訳の方々です。



左から松田泰幸様、元ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター所長・元佐野短期大学教授日比野清先生、介助の方、全国盲ろう者協会村岡美和様。



左から、福島教授、通訳の方、戸田教諭（大宮ろう学校）、末森先生。手前の後ろ姿は通訳の方と薬師寺先生。

第二回 連携協議会(2018年11月27日)

委員の発言要旨

齊藤:これまでのところ、聴覚障害の方が進んでいて、視覚障害の方はまだ進んでいないが、前者については、意見を聴取したり、社会人の受講生等を集めてセミナーを開催したりしている。盲ろうの方のセミナーもやって、福島先生も過去2回やってくださっている。

聴覚障害学生からの意見聴取などもしている。聴覚障害者のセルフアドボカシーという意味では、聴力障害情報文化センターの当事者の方からも、ここに至るまでの歴史が大切だという話を多々いただいていたため、全日本ろうあ連盟の70年史を見ました。やはり、歴史は大事だと思った。これを視覚障害者の方にも見ていただきたいが、データがないということで、今データ化を進めている。何しろ古い写真が多く、それを言語化するのが大変だが、支援の学生たちは大いに勉強になっていると思う。塾の方で盲ろうの生徒もいたため、その言語指導、日本語指導の記録も作り始めている。コーダの方に学内で国家試験対策をやっただいていて、それをDVD化できないかと相談したら、やってくださるということで、これからプロの支援者になっていく人がいたらと、DVD化を進めている。以上が前回の会議以降の活動である。

付け加えると、社会人の方からセミナーの感想を書きいただいているが、聞くこと全てが知らないことばかり、人工内耳の存在も知らなかったという方もいらして、やはりこうした活動をすることで、少しずつでも理解が広まっていくと思っていると思われる。

日比野：先週の土曜日に大阪で、ヘレン・ケラー没後 50 周年記念イベントがあって、そのときにも連携協議会の方と合わせて考えたが、歴史というものが非常に重要な面もあると思う。ヘレン・ケラーも一般の方の理解を重視しているし、やはりこうしたことが必要かと思った。

提案だが、私自身それに参加して大きかったと思うのが、とくに途中で障害を負った方へのピアカウンセリングだ。ただそれと同時に、単に同じ障害があるからといって、何でもピアカウンセリングの方に持っていきこうとする傾向もみられる気がした。やはり、何か講習会のようなもの、とくに今の日本の制度において資格が付与できるもの、そういったことを考えなくてはならない気がした。

そのひとつとして、たとえば福祉の分野だと「相談支援専門員」というものがある。これは、日本の制度の問題だと思うが、10～20 年ほど前にはケアマネジメントという手法が日本で脚光を浴びていたが、なぜか今度は突如として相談支援だ。障害者は相談支援を受けてサービスを利用するという方向性が作られようとしている。だから、現状では相談支援を受けてニーズが明確になり、ケアプランが立てられ、モニタリングが行われ、そこからさらにもう 1 回やっていくというケアマネジメントの循環をしていくわけだ。そこに出てきたのが、相談支援専門員といういわば公的な資格だ。一応、資格がなくてはできないことになっているから、そういった手続きが今後どうなっていくか、福祉事務所などでも全て配置されるのかなあという気はする。そういうなかで、同じ障害のある人が資格を取っていくことは、大きな意味があると思う。それは、ロールモデルという身近な存在として、中途の障害者が大きな影響を受けると思う。そうすると、そういったものをそのような講習会や研修会を一体どこでやるか。さらに、それに障害のある人が参加するのは、とても難しい。だから、それを全国のを対象に、たとえばこういったところでセットアップしていくのも 1 つかと。

ただし、この専門員の場合は実務経験が出てくる必須なため、まずは初任者研修を受けなくてはならない。それを受けて業務に 3 年従事した人になると規定されているから、それ資格取得を目指す人たちへの初任者研修を障害者向けにするとか、開講するとか。もちろん、その時には学歴とか経験とかが出てくる課題になる気はする。このように、日本の制度化にある資格を障害者にも取ってってもらおう。障害があるからやっているのではなく、そういう資格を有しているからやっているということになり、取る手伝いそのような支援をしていくことは非常に大事だと思った。

村岡：盲ろう者サイドでは運動が遅れている。取り組みもやっていない。東京盲ろう者友の会では、学習会の 1 つとして、ピアカウンセリングについての勉強を開始したと聞いている。当事者同士で自分を分かってもらおうことを目的としている。そうしたことを積み重ねて、

広めていけたらと考えている。

日比野：ピアカウンセリングを含む心理支援の資格として、公的に認められたものは、今どのようにどんなものがあるか、また、どうなっているか。たとえば心理療法の資格はあるのか。

斉藤：臨床心理士の資格は学会単位のものだったが、今度、国家資格になると聞いている。大学院で心理学を学ばなくては取得できない。福祉領域では、社会福祉士と精神保健福祉士とが国家資格としてある。前者については、ここ10年ほど、急に相談援助といわれるようになった。後者は、病院などで働く。

田村：今始まりかけている国家資格として、「公認心理士」というものがある。これまで、臨床心理士などは協会が認定してきたが、公認心理士は国家資格であり、その養成課程を設けた大学の申請が始まっている。

日比野：50年ほど前、私はカウンセラーとして職を得ていたが、何の資格もなしにやらざるを得なかった。障害者が参入できない理由として、共通の資格を持っていないといわれることが多い。先ほどの国家試験も、最初は、視覚障害者は受験することができなかった。やはり、不公平だと思う。そうした制度下にある資格を取得できなくては採用もされにくい。そのなかで、ピアだということは強みになる。同じ資格ならばピアである者を探る方々所は多いのではないか。高等教育を受けた者を含む障害者の職域を拡大していくうえで、そのこと抜きに考えてはいけない気がする。

斉藤：聴覚障害の場合そうした支援員を作って、資格化を求める運動はあったが、社会福祉士を取るよというのが厚労省の立場だと聞いている。ただ、聴覚障害者が大学に入ることが難しいなかでは、受験資格すら得られない人が多い。本学では、当事者ソーシャルワーカーを養成するということで、受験資格を得ていく学生が常時20人ほどいる。だが、実際に何人がソーシャルワーカーになるかという、全員が合格するわけではない。合格率としては、一般学生より高い場合もあるが、数としては少ない。

また、本学に入学する者が少ない。結局は同じ障害のある人を助けるような人生を進む人が多いが、聴覚障害だからといって福祉に進まなくてはならないのか、と若いうちは思う。今、塾には40人ほどの高校生がいるが、社大を受けるという生徒は2人ほど。

日比野：それは視覚障害でも同様だ。とはいえ、そうしたコースを設けなくては、より資格が取得しづらくなると思う。

齊藤：本学の神野学長は、当事者ソーシャルワーカー養成センターのようなものを作りたいと言っている。とはいえ、それには財源の確保が必要であり、本来は厚労省から助成があることが最も望ましい。聴覚障害の場合は日本財団から援助を受けている。視覚障害の場合は、こうした養成コースに力を入れている場所はあるか。

日比野：ないと思う。いわゆるあんま鍼灸、理療科の特別教員のためのコースなら筑波大にある。盲学校の理療科の教員になるには、ここを出なくてはならないということで、全国の盲学校を卒業した人高卒以上、かつあんま鍼灸の免許を有した人が受験できる。2年間で理療科教員になることはできる。ただ、そこだけではないか。もちろん、他の職業訓練というものコースはあるが、齊藤先生のいうようなコースを作らなくてはならないと思う。

齊藤：弱視難聴の人が今学校で勉強しているが、鍼灸というのは視覚障害者だけの資格にしてくれと言いたくなると。最近、ほとんどが見えている人であり、仕事を奪われてしまうと言っていた。3年間かけて、あんま鍼灸の資格を取っても、果たして就職先があるのかと。

見えなければ鍼灸、というのも違うのではと私は思う。全盲の大学教員もいるし、日比野先生のような指導者も増えてよいと思う。たしかに、そういう方と、何とか鍼灸の資格は取るという方とのギャップはある。資格があつてさえ就職できない、そういう点で彼は人生に不満を持っていて、とはいえ自立できなくてはどうしようもないため、とりあえず資格を取るとは言っていた。

日比野：そのとおりだと思うが、セルフアドボカシーとしてどういうモデルを作っていくか、視覚障害、聴覚障害、盲ろう障害この3つだけを考えても、おそらく重複化していると思う。特別支援学校では小学校で6,7割、中学校で5割、高校で4割以上の重複障害児になっている、それは、今のような弱視難聴の生徒は鍼灸のコースに行くから割合が下がっているだけで、今後そういった人たちに対してどうしていくか、それがまず1つ。それと同時に、高等教育を目指す人たちの道も開いていかななくてはならない。やはり、ここでこういうのをやっているから行きなさい、といえるほどのものを作っていかななくては、一向にレベルアップしない。

今では、視覚障害、聴覚障害であれ、大学受験できるが、かつてはそうでなく、開放してきた歴史がある。同様に、どこかで道を開かなくてはならない。そういうセットアップが必要だという気がしてならない。やはり1人では無理だと思う。だから、国は色々なものを資格化していくが、それに個人で挑戦していくだけでは広まっていけないと思う。
社大で聴覚のコースを作ったことは意味があり、現時点では色々と言われるかもしれないが、将来的には全く違ってくると思う。

田村：日比野先生がいう資格のセットについて、先ほどの公認心理士も3つのルートがある。

①大学院を出て国家試験を受ける、②4年制大学を出て実務経験を積んで国家試験を受ける、③前者と同等の学歴を認められ、なおかつ実務経験がある人が国家試験を受ける。今、社会福祉士、介護福祉士を含めあらゆる資格は実務経験があり、専門職大学院で実務経験をつけているというコースもある。この実務経験という中に、当事者だということを加えることはできるか。当事者経験という言葉はぴったりこないが、何らかの基準を設けて、そういったピアのサポートをした経験を実務経験に読み替えることができれば、色々な資格に当てはまる可能性があると思う。その突破口に社会福祉士や精神保健福祉士を据えて、目標を決めてやっていくのはどうか。全く新しい資格を作るよりはやりやすいと思う。

齊藤：なるほど、障害をメリットとして要件にする。これは障害者の権利条約にも書かれていることで、国会議員に言ってみる価値はある。前回は福島先生が、自分は盲かろうの人にしか支援は頼まない、完全に健常者の人は分かりが悪い、というようなことをおっしゃっていた。当事者の強み、当事者が指導者になるべし、障害をメリットとする、特別な貢献ができるといったことが権利条約には書かれているため、これは本当にいいアイデアだと思う。

齊藤：とりあえずはそういうことを働きかけながら、聴覚障害の当事者ソーシャルワーカー養成と同様に、視覚障害の当事者ソーシャルワーカー養成もしていく、そのために社会福祉士の養成テキストをデータ化していく、そういうことはこのプロジェクトの中にも含まれている。

本学にろう者が多く入学してくる理由としては、支援があると宣伝したことと、日本手話を入試に加えたこととがある。視覚障害の場合それに準ずるものがなく、「視覚障害者枠」といったものを作るしかない。ただ、それはうちではできないのであって、実は「聴覚障害者枠」があるわけでもない。日本手話が加わったことで受験生が増えたのは確かだが、全体の中に「視覚障害者枠」や「聴覚障害者枠」を作ると、定員が決まっているため、健常者の人数分を浸食するという意見が必ず出る。そこは、学長が英断するべきではないか、アフーマティブ・アクションというか、障害者を何割かは必ず入れるということをやってもよいのではないかということは感じる。

日比野：現在、すでに養成テキストは点字化されている。「視覚障害者総合支援センター」というところが出しており、改訂があった場合は1年以上も遅れるという現状ではあるものの、一応はデータ化されている。おそらく、それで勉強して合格している人は絶対いる。

田村先生のおっしゃったことには一部は賛成する。ただ、実務経験の年数のうち全てをピアで認めるというのは反対で、たとえば実務経験3年ならピアで半分とかそういうかたちにしていかななくてはならない。なぜなら、当事者が、自分たちは障害があったから受かったということになるのは、個人的には反対だからだ。やはり、同じレベルで合格していくからこそ意味がある。

1964年、WCWB (the World Council for the Welfare of the Blind 世界盲人福祉協議会) がニューヨークで開催された。そのとき、障害があるから何かを許すということは止めるべき、とはいえ障害者を一般社会から切り離すのはよくないという、いわゆるノーマライゼーション的な考え方というのを決議した。すでにそれ以前にヘレン・ケラーはも述べていた。そういったところは本当にすごいと思う。ただ、それを周囲がもてはやし、あたかも奇跡の人という扱いをしたが、それ以前に彼女は努力の人であったと私は思う。その努力なくしては絶対あのようにはなり得なかった。だから、あなたは奇跡の人だと彼女に言うのは失礼だと思う。同様に、社会福祉士の試験に合格したことは、障害があったからではなく、それ相応の努力をしたからだと思うし、そのように周囲も思えるレベルでやっていってもらわなくてはならないと私は思う。たしかに、当事者にとっては、ものすごく努力が必要になると思うが、だからこそやろうという気になれると私は信じている。だから、個人の意見ではあるが、実務経験として全てをピアで認めるということには絶対に反対する。

齊藤：改正することが motivation になると思う。その年数が妥当かどうかというよりは、ピアを歓迎する、そのために規則を改正するというので、今まで絶対に無理だと思っていた人がやる気になる。それが大きいと思う。そもそも、自分たちが支援する側に回るなどとは思ってもいない人が多く、その考え方を変えていかななくてはならないと思う。

末森：日比野先生にうかがいたい。日本の場合には、長らく障害者団体のグループが活動してきており、それなりの実績がある。たとえば、都道府県の場合、「聴覚障害者相談員」という制度がある。聴覚障害者の場合には、独自に「ろう相談員」という制度を実施しているところもある。また、視覚障害者の相談員という制度を作っているところもある。その相談員の制度と、今話し合っている新たな資格とはどうつながるか。これまでの蓄積をどうみていくか。そのあたり、視覚障害者の立場から、どうみられているかが知りたい。

日比野：視覚障害者相談員、聴覚障害者相談員というのは、資格としてはないと思う。同じ障害のある人を紹介しようということで、市町村、都道府県レベルで、適宜やっていた。身体障害者福祉法の一部に、そういった相談員を置くものとするという表現があっただけで、それぞれの自治体が任命してただけだ。今話し合っているのは、国の制度の中に国家資格として位置づけられたもの。たしかに、これまでの相談員制度の延長とはいわないが、一部かすっているところがあると思う。

これまでの相談員制度では、障害のない人はやっていない。あくまで、障害のある人を任命していた。

末森：私も、かつて20年間、聴覚障害者団体の役員の活動をしていた。10年間のブランクはあるが、今年から地元の団体の役員に復活した。日本の場合、相談員という制度は、悪い

意味で職人的な経験を求められている。はっきりいえば、聴覚障害者の世界で、相談員の仕事にプロとしてのスキルの必要性を感じている人は僅かだ。現場経験に勝るものはないと思
っている人が多い。このプロジェクトの中で、プロとしてのスキルを学ぶのが高等教育だ
いうことを、現場の人たちに見えるかたちで示すことが必要だと感じる。現場経験だけで
は難しいということをはっきりと示すための戦略をどう作っていくかということが非常に大事だと思う。

視覚障害の場合、良くも悪くも様々な団体の考え方にバラつきがあり、調整をしながらやっていると思う。聴覚障害の場合、全日本ろうあ連盟という団体が1つあり、その他は泡沫団体的なものであるため、そのあたりでも視覚障害と聴覚障害とでは運動に違いがあると思う。筑波技術大学をみても、それははっきりいえるのではないかと思う。聴覚障害の場合、全日本ろうあ連盟を無視しては動けない。そことどう上手く付き合っていくかも、このプロジェクトの中で少し考えていく必要があると思う。

田門：資格については、様々な話も聞き及んでいる。その取得のための勉強法も一様ではない。ろう者の立場からいうと、グループで勉強する場合のグループ作りが難しい。弁護士になる前に、司法研修所で2年間の研修を受けた。そのとき、仲間同士で勉強している輪に入りづらいところが、ろう者としてはあった。というのは、個人で作ったグループには手話通訳の公的派遣は難しい、音声でのやり取りになったとき筆談を頼むのは難しいといった側面があった。それをどうやってカバーするかということを考えなくてはいけない。

末森：村岡さんにお聞きしてもよろしいか。一口に盲ろうといっても、実際には、盲ベースの盲ろう者と、ろうベースの盲ろう者とに大きく分けることができる。今までの盲ろう者に対する支援活動は、どちらかといえば前者が中心だったと聴覚障害者はみている。前者への支援と、後者への支援とは全く異なる。盲ろう者支援の資格のカリキュラムの中で、その両者への支援を別々に扱うことは考えているか。

村岡：私の場合は、ろうベースの盲ろう者だ。ろうベースの盲ろう者だから、ろうベースの盲ろう者だけを支援するという考えはない。どのような状況から盲ろう者になった方でも、皆さん支援していきたい。

通訳者：申し訳ない、通じていないようなので、改めて……。盲ベースの場合は点字を中心とした指導で、ろうベースの場合は手話を中心とした指導でカリキュラムを作らなくてはならない。将来的に、点字と手話とを分けてカリキュラムを設ける考えはあるか、という質問か。

末森：まあ、そういうことで。

村岡：対象や条件は設けなくて、お互いに勉強し合うという考え方を持って、共に歩いていけたらと思っている。ろうベースの盲ろう者は点字を、盲ベースの盲ろう者は手話を学んで、互いにコミュニケーションが取れるようになったらいいと考えている。

末森：昔、盲ろうという言葉とは別に、「ろう盲」という言葉も認めてほしいという動きがあった。結局、盲ろう者は数が少ないのだから、二つに分けている場合ではないというところに落ち着いた。個人的には、社大が公認資格を考えているからこそ、盲ろう者の中に各々の専門性というものを、新たに確立するよい機会ではないかと思う。そういう意味では、盲ベースの盲ろう者と、ろうベースの盲ろう者とをどこまで分けるか、どのようなかたちで盲ろうのための資格のカリキュラムに入れていくか考える必要があると思う。

村岡：非常に難しい質問で、どのように答えるべきか混乱している。もう少し後から答えたい。

末森：現場では、常に人との関係でしごらみがある。大学で、斉藤先生が考えているような計画の中で、純粋に理論的に整理することに取り組んだ方がよいのではないかと思う。

斉藤：ろう者の中だけでも、そこが常に問題になる。日本手話と声付き手話との中間である人も、どちらもできず身振りである人もいる。そこで「日本手話の権利を主張している場合ではない」という論理を福祉関係者は非常に好む。私は、福祉の支援にあたっては、その通りだと思う。だからといって、日本手話という特別な少数言語を絶滅させてよいということにはならない。たとえばヨーロッパでは、少数言語の権利を守ることが、まずベースにある。ソーシャルワーカーのいう、とにかく会話を通じればよいということと、言語権を守るということとは、全く話のレベルが違う。福祉の世界は、そのことを言える雰囲気ではない。日本手話という言語は、アイヌ語や琉球語と同じように守らなくてはならない。そのことと相談支援との話を混ぜてしまうため、「それはそれ」ということを私は常に言いたい、必ず、社大は日本手話しか認めないのかという話になる。

もう1つ、福島先生が前回の会議でおっしゃった、盲ろう者に関しては、もともと盲ろう者に適した教育を受けさせなくてはならないと権利条約に書かれているが、日本の場合はたらい回しにされたり、盲学校に行くか聾学校に行くかしかなかつたりするから、盲ベースとろうベースと2つに分かれるのではないか、という話に私は納得した。ただ、途中で盲ろう者になる人が多いため、そのあたりは、結局、盲かろうかという問題が持ち込まれると思う。ただ、少なくとも、若くして失聴した場合に日本手話を提示する場所があれば、コミュニティも作りやすいし、言語として楽だと思う。声付き手話は明らかにマジョリティの力でできたということを言うと、当事者で声付き手話の人もいるため、怒られてしまう。どうした

ら別次元であることを分かってもらえるか非常に苦勞している。

このプロジェクトとして何をやればよいかということで、社会福祉士、精神保健福祉士を目指すにしても、あるいは単にセルフアドボカシーということでも、最も優先してやらなくてはならないことは何だと日比野先生はお考えか。

日比野：今後、視覚障害者で国家資格を取りたいという人がいた場合に、集中的に勉強できるコースを作らないと大変だろう。そういうコースがあってもよい。

齊藤：

それは、教材が点字化、データ化されていること以上の特徴はどこにあるか。

日比野：参考書なども何を使用し、やったらいいか分からないという人が多い感じがする。色々な大学などから実習生が来るが、そのなかで社会福祉士国家試験に合格していく人は、よほど先生から指導を受けていたり、同様の先輩がいれば勉強法を聞いていたりしていた人が圧倒的に多いような気がする。やはり、合理的にポイントを押さえて勉強していくことは重要であるが、とくに視覚障害者の場合そうした経験が非常に少ないような気がする。資格に挑戦していくということ自体が少なかったからという気もする。これからは変わっていくとは思う。

齊藤：サービスを受ける方が視覚障害者だということに特化した教育というのはあるか。視覚障害があっても国家資格を取ることができるように、というレベルではなく、視覚障害者だからこそ、視覚障害者でサービスを求めている人の役に立つのだという、特別な上乘せの知識というか、視覚障害者のためのソーシャルワーカーになるための勉強というの、今まではないような気がする。アメリカでは、聴覚障害についてはあると聞く。視覚障害については分からないが、そうしたことは開発できるか。

日比野：視覚障害者の場合は、それをどういう風に学んでいくかということと同時に、教材だと思う。教材の点字化、あるいは今は音声化ということ方法も講じて、国家試験でも音声化したものを聞いて、録音して答えるということを認めているものもある。個人としては、実際の業務に際して本当にそれでよいのかという疑問は持つが、なぜ点字を知らないと試験を受けられないのかということもあるようで。そういう教材を提供していくこと自体が大変といえば大変だ。

私自身が大学、大学院で勉学しているときに、最低 20 人ほどのボロランティアを個人で抱えないと、本を点字化、音声化していくことは不可能だった。当時、奈良県の〇〇市というところに住んでいた。〇〇市に音訳サービスサークルができて、私の専属でやっていたぐらい。そうしないと追い付かない。やはり、全てが分かるかということとは別としても、聴覚

障害の場合は教材にアクセスできるということが強み。視覚障害の場合、本を音訳することからやっていかななくてはならないのは大変な作業。それを組織的に対応できるというのは大きいと思う。資格取得後は、公共図書館なども含めて様々な資源を活用していけば、何とかなることも多い気がする。

ただ、視覚障害の場合、いわゆる IT 機器の活用ということは大きい。それなくして勉強していくことは不可能に近い。ところが、その IT 技術をマスターすること自体が非常に難しい。たしかに、各自治体でサービスなど紹介しているところもあるが、そのレベルでは絶対だめだ。より専門的に、勉強するうえでの、あるいはプロとして仕事をしていくうえでの IT 技術をマスターしていないと大変なことになると思う。

たとえば、エクセル 1 つ使いこなすのも視覚障害者の場合は大変だ。でも、やらないとできない。だから、そうしたことをきちんと音声化。音声化まではいって可能になっているが、それを加工していくことなどは到底できない。IT 技術は日々進歩しており、マスターするのが追い付かないような状況もある。全国を対象とした、そうした高度な IT 技術習得のコースも必要になってくると思う。

斉藤：それは当事者か、それとも支援者か。

日比野：当事者。

星野：専門資格や、高等教育を受けることになると、私自身そうした層の方と知り合っていないのが実際だ。主婦層やシニア層が当事者グループとして、中で活動していることが多い。ただ、視覚障害者に関しては、比較的 30～50 代の女性で当事者グループを作っている方が清瀬の中でもいる。専門的な IT 技術というわけではないが、i-pad などの使い方を広める活動をしている層の方はいる。その層の中に、より専門的なものを学べる方がいると考えることはできる。そうした意識のある方が市町村の中で学んで、都道府県単位に伝えていくということは考えられると思う。

日比野：たしかに、そのとおりだと思う。今そうした活動が広がっている。ただ、それを教えられる当事者を作っていかななくてはならない。そこがすごく重要なところで、それぞれ自分で、自分はやってきたから教えられるということと、それをきちんとしたかたちで教えられるということとは意味が違う。そういうところがない。

たしかに、そういう指導者は目の見える人でもよい、その方が合理的かもしれない、ただレベル的には視覚障害者の方が遥かにプロ的な技術を持っている。今、各県の点字図書館が、「情報支援センター」というような名前が変わりつつある。それはどういう意味かという、情報提供だけではなく、そうした機器の使用法などを学ぶこともできる、いわゆるリハビリテーション訓練的なことも提供できるというような、かつての点字図書館所が増えつつある。

ところが、それを教えたり、支援したりできる人が少ない。

田村：たとえば、発達障害などでは、すごくこうした技術に長けている人がいて、教えることに長けているかは別だが、そうしたピアがあってもよいと思う。障害者の青年学級などではパソコンの技術講習は定番だし、裾野はあるような気がする。そこと上手くタイアップできるようなことがあればやってもよいのではないかと思う。

話が前半に戻るが、いきなり実務経験を当事者経験に置き換えて資格を与えるということではなく、国家試験の受験資格を与えるときに、実務経験を当事者経験に読み替えることを目指していくのがよいのではないかと思う。ただ、ソーシャルワークの場合は対人サービスから、何か対人的なインターンシップをやったなどで当事者経験を実務経験に置き換えるというようなことであれば、このグループで用意できるのではないかという気がしている。

田門先生の、仲間が集まるのが難しいという話については、たまり場のようなもの、資格の勉強のためだけではなく、そこに来ると何かできて、さらにやりたい人は資格取得を目指す講座に導いていくようなものがあればよいと思って、松田さんにヒントがいただけないかと思った。

松田：私は公民館で働いているので、引きこもりの経験がある人が集まる居場所を作ったり、若い頃に読み書きを学ぶことができなかつた人が勉強し直す場を作ったりして、かなりの人が集まっている。やはり、同じような経験を持つ人同士で情報交換することで元気になって帰っていく場は本当に大事だと思う。どう呼びかけるかということと、場所を確保することが大変で、そういった手立てが課題だと思う。場所としては、大学はいいと思う。

戸田：学校で指導する立場として、ろうの子どもたちは、アイデンティティーだとか、とくに中高生の場合は、カウンセラーという仕事が必要になる状況も起こり得る。学校でカウンセリングをする人が来るが、なかなかコミュニケーションが取れない、先生が通訳として入ってしまうと本音がいえないなど、そういうジレンマがある。そういう意味で、資格ということで考えると、ろう者の学校心理司というような資格があって、本音を聞いてもらえるような道が整備されていったらと思う。子どもたちのニーズも高いため、できれば早くそうした資格が立ち上がればとは思っている。

【付録】 申請書の図を視覚障害者用に言語化したもの

図1

図の上部に正方形の枠がある。枠内には、「代表責任者（代表指導者）とコーディネーターろう委員・盲委員・盲ろう委員による連携協議会」とある。その下に「プログラム開発」「教材開発」「ボランティア養成」「自己評価」とある。枠内の右下に「当事者ボランティア」とある。左下に「ボランティア」とある。この正方形の右隣には「支援者」と太字であり、その下に「公民館」「社会福祉協議会」「市町村福祉事務所」「視覚障害者生活訓練等指導員」「手話通訳士」「盲ろう介助員」「視覚障害訓練士」「日本社会事業大学社会福祉学部教授会」と項目が並べてある。それらの項目から、先の正方形に向かって矢印が出ている。正方形の左隣には「当事者」と太字であり、その下に「東京都盲ろう者友の会」「全国盲ろう者協会」「全日本ろうあ連盟」「日本盲人会連合」「日本手話学会」「障害学会」「特別支援学校（盲学校・ろう学校）」と項目が並べてある。それらの項目から、正方形に向かって矢印が出ている。

その正方形の底辺から下に向かって7本の矢印が出ており、それぞれの矢印の先には長方形の枠がある。それらの長方形の枠内には、右端の長方形から順に「ソーシャルワーク教育」「リスクマネジメント」「アイデンティティとセルフアドボカシー」「人権教育」「IT技術訓練」「日本語・コミュニケーションスキル」「学びなおし」とある。右端の長方形の右隣には「文科省評価」という文字がある。そこから左向きの矢印が出ており、「自己評価」という文字を指している。そこからさらに矢印が出ており、先の長方形を指している。左端の長方形からも左向きの矢印が出ており、全国発信という文字を指している。

それらの長方形の下に円形の枠が6つある。さらに下に「○は既存のプログラム」とある。右から1番目の円の中には「支援者及び当事者支援者養成コース『コミュニケーションバリアフリー課程』」とある。そこから「協力」と書かれた矢印が2本伸びており、「当事者ボランティア」と「ソーシャルワーク教育」とを指している。2番目の円の中には「被災地ネットワーク東北福祉大熊本学園大」とある。同様に「協力」の矢印が2本伸びており、「リスクマネジメント」と「人権教育」とを指している。3番目の円の中には「点字・データ化学学生ボランティアチーム」とある。「協力」の矢印が3本伸びており、「アイデンティティとセルフアドボカシー」と「IT技術訓練」と「日本語・コミュニケーションスキル」とを指している。4番目の円の中には「ろう者講師陣による日本手話の教養大学」とある。「協力」の矢印が1本伸びており、「日本語・コミュニケーションスキル」を指している。5番目の円の中には「手話とパソコンテイクによるろう・難聴高校生の塾」とある。「協力」の矢印が2本伸びており、「日本語・コミュニケーションスキル」と「学びなおし」とを指している。6番目の円の中には「手話と字幕による高卒認定試験対策オンライン講座」とある。「協力」の矢印が2本伸びており、「日本語・コミュニケーションスキル」と「学びなおし」と

2. ボランティア・コーディネーターの課題～ 学生の有償ボランティア

本事業は学生の有償ボランティアなしには成り立たなかった。

もっとも困難であった点はひとりの視覚・聴覚障害者に対する情報保障にかかる労働量は膨大であり、慢性的に不足にならざるを得ないという。

本事業では、なるべく一般のアルバイトに採用されにくい障害のある学生に依頼した。連携協議会で福島智委員が、学生時代、ろうか盲の学生にしか支援を頼まなかった、という発言があった。確かにそれは能率がよい。自身の障害と似ていても、正反対でも、一般の学生や市民のボランティアよりは、必要な支援がよくわかるからである。

本事業で必要となった有償ボランティアには以下のようなものがある。

- ・会議の資料のデータ化
- ・図式の言語化
- ・議事録のデータ化
- ・運動史のデータ化
- ・全盲・盲ろうのゲスト講師のための資料のデータ化
- ・会議・懇談会の際のろう者のためのパソコンテイク
- ・ろう者のためのノートテイク
- ・動画撮影のカメラマン
- ・画面事の字幕挿入作業

視覚・聴覚障害の情報保障は権利であり必須であるため、細かい作業が欠かせない。ほぼすべてに渡って、作業はリレーでやることになり、仕事の重複のないよう、またどの仕事を誰に依頼するかなどコーディネートが難しい。(たとえば介護課程の学生に介護のゲスト講師が必要な資料のデータ化を依頼できるのが、間違いが少なく、支援者自身の学習にもなるため、理想である。)

学生たちはほとんどアルバイトをしており、時間のかかる作業は有償ボランティアでなければ依頼できない。それでもプロの業者に依頼すると何十倍の費用がかかることを考えると、ありがたいことではあるが、学業の支障にならないようにする必要がある。

一方で考え方を換えれば、学生たちは民間の店舗などでアルバイトするのではなく、障害のある学生や、障害のある講師たちに必要な支援を、学習の時間の合間をぬって行うほうが、学習する時間は少し増える。支援を受ける人たちにとっては、支援がなければ、情報は入らず、学習するチャンスすらないのであるから、障害のある人たちの学習する権利を守り、情

報を保障し、その支援により学生が学習する時間が少しでも増えるならば、有償ボランティアは良い方法である。最近の学生の生活困窮ぶりは目を覆うほどのものがある。社会貢献しながら、学習できる生活環境を改善できるならば、被支援者・支援者共に学習権を守ることに繋がる。

今一つの困難な問題は、学生が夏休みと学年末の1月から3月までしか十分な時間が取れないことである。被支援者は学習したい書籍・資料を、有償ボランティアが動ける時期まで読めずにひたすら待つことになるのである。結局費用はかかっても専門の業者に頼むということも多くなっている。欧米では障害のある学生の自己負担ということはほとんど考えられないが、日本の大学では当然となってしまうている。社会の認識を変えていかなければならない。

I T技術が進んでも視覚・聴覚障害の支援にはまだまだ程遠い。絵や図を言語化するというようなことは、人間の目で見て、言語化したものを、見ていない人がどの程度再現できるかの実験をしながら、試行錯誤で行わざるを得ない。『全日本ろうあ連盟の70年史』はA4サイズ 335 ページの全編フルカラー、写真、新聞記事などで成り立っており、手作業でなければデータ化できなかつた。曰く『視覚的にも楽しめるように工夫しました。』（全日本ろうあ連盟のホームページ。）視覚障害者はこのような資料を見る権利がないはずがない。むしろ一般の人よりも大きな感動を持って読むであろうし、視覚障害・聴覚障害はお互いに助け合えるのである。盲ろうの存在はその架け橋とも言える。

一方、聴覚障害者に対する支援で最も費用がかかるのは手話通訳とパソコンテイクである。本学では日本財団の支援があり、すべての授業に情報保障をつけているが、将来的には、あるいは他大学では、どうするのか。手話通訳については人材も極めて少ないという問題がある。本事業では必須の教材をビデオ化してしまうことで、基礎教育やキャリア教育のコストを下げることに貢献した。しかし、聴覚障害者も、上記視覚障害者同様、すべての学習に必要な情報を保障されなければならない。

本事業では、聴覚障害者のための有償ボランティアは、ビデオに字幕を付ける作業が多かつた。これも膨大な時間がかかり、音声のあるビデオは聴者しか字幕を付けることができない一方で、手話動画の字幕はろう者か通訳士しかできないため、これも慢性的な人材不足に悩まされた。少数言語話者たる日本手話者は日本語を早く読むのは苦手な人が多く、日本語が得意な聴覚障害者は字幕がなければ、日本手話が完全には読み取れない。字幕をつける気の遠くなるような作業を有償ボランティアのろう学生が担ってくれた。

今年の課題を次年度以降検討し、コーディネートの方法、当事者がどうかのメリット・デメリット、コストを下げる方法等、新たなマニュアル開発にむけて挑戦したい。

コストや労働力が深刻に不足していることを当事者は知っている。むしろ言われ続けている。決して彼らのせいではないのに。負い目を感じさせず、当然の権利として、あらゆるライフステージで、晴眼者・聴者と同様に学習する権利を共に守らなければならない。

3. 視覚覚障害のライフステージと

今後の問題

日本社会事業大学がこれまで行ってきた聴覚障害者大学教育支援プロジェクトは、社会人向けの教育「日本手話によるろう者の大学ことはじめ」から始まった。これは少数言語話者であるろう者の日本手話の権利を守ることと、手話による社会人教育がないことから開催したが、大変好評であったという間に40人定員が締め切りとなった。その後、大学生支援、高校生支援、支援者養成と進化発展してきた。このノウハウはどこまで視覚障害者の多様な学びに応用できるであろうか。この課題を、元佐野短期大学教授、元日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター所長日比野清先生に投げかけてご教示いただいた。以下は日比野先生に今までご教示いただいたことをまとめたものである。



インタビューさせていただいた日比野清先生（真ん中）

1. 視覚障害者のライフステージの問題

日本の視覚障害の子どもは、行政上のサービスは18歳以上の視覚障害者と同じように受けられる。しかし、こどもは一刻も早く専門家との関わりをもつこと、両親を加えた上での関わりが必要で、これは日本では行われてこなかった。盲学校には盲児に対して訓練することをわかっている人がほとんどいない。専門知識技術を持っている先生がいない。教科学習についてはあるかもしれないけれど発達に合わせた支援・訓練のできる人がいない。自分が所長をやっていた日本ライトハウスが一番早く1970年専門職の訓練、歩行訓練士をつくった。その後、国リハが1981年から。

自分が所長のときに、盲学校が70校あるのに100人も訓練を受けてこなかった。盲学校に指導ができる人がいるのは20か所ほど。養護・訓練という形で科目をつくり、基礎訓練をするようになり、今は自立活動という。

三つの柱は(1)歩行訓練、(2)日常生活動作訓練(ADL、これは肢体のことば米ではTDL)、(3)コミュニケーションスキル(点字、墨字、特に東洋圏の漢字)

これらをできるだけ早期に始めなければならない。

国リハは大卒者対象者、ライトハウスは**On the job training**の形。しかし盲学校の教員はこれにほとんど参加しなかった。研修を受けたのは施設職員。昔は盲児施設というのがあったが今はほとんどない。最近、視覚の単一障害は減って、重複化している。盲児施設はどんどん閉鎖されてきた。以前はまず盲児施設に入って学齢期になったらそこから盲学校に通うか、盲学校の寄宿舎に入っていた。施設に行くのは貧困層という傾向はあるが、近いからとか、様々な理由で入っていた。今は盲学校の幼稚部しかない。ちゃんとした訓練を受けるところがない。障害児をあつかう相談施設(児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、これらをひとつにまとめて福祉プラザ、福祉センターなどしたり、発達障害もまぜたりしている。東京なら新宿の心身障害者福祉センター)に相談に行き、盲学校が、雑司ヶ谷、八王子、久我山、葛飾にあると紹介される。実際にはどうしていいかわからない人が多い。エキスパートがいない。神戸市立の対馬氏、京都ライトハウスのS50年代にできたアイアイ教室、1980年代終わりにできた横浜ライトセンターなどは盲児の訓練指導としては早い方だったが今活発かどうかかわからない。

盲学校を紹介し、たまたま盲児施設があれば紹介するが、どうしてよいかは本当にはわかっていない。何もノウハウがない。

1970年代のはじめはどう訓練してよいかもわからなかった。盲学校の先生がライトハウスに見学に来ていた。当時早く指導しないと間に合わないことを強調した。医者はずかたがないとしか言わない。

その子がもし見えたらどういう発達ができるのかを考えて、同じように発達させてあげ場所が必要。逃したら健全な発達がとげられない。見えないから無理だと言ってしまわないことが必要。大阪教育大山本利和氏は関学でドクターをとるときライトハウスで一年間研修をうけた。教育大教授になったあと歩行訓練士も取った。(現在視覚障害乳幼児研究会

会長。)

例えばはいはいはどうやってできるようになるのか。できるようになるまでの、視覚的刺
激はどういう役割か。盲児だから仕方がないという遅れてしまう。他に障害があるかどう
かもやってみなければわからない。

子どもと親の早期訓練の必要性を伝えることが必要。理解のある教育者・訓練者がいなけ
ればならないが、現状は期待できない。

適応は遅く失明したほうが有利である。精神的には中途失明は大変ではあるが認知的に
は有利。ライトハウス千人ぐらい訓練してきたが80%は中途失明だった。何歳からを中途
とみなすのかは難しい問題である。小学校6年生まで、見えていれば、色の概念。三次元的
概念等、説明すればわかる。それ以前に完全に失明した人には、「ここをまっすぐ行くと十
字路がある。それを渡ってまっすぐ行くとT字路がある。」と言われても意味がわからない。
「わからない」というのは、盲学校の教師の責任。悲しまない盲児を作る。なぜ十字路とい
うのか、なぜT字路というのか、道とはどういうものか、と概念を教えてあげないとわから
ない。象形文字の成り立ちを教えてあげる必要もある。見える子は自然に覚えるのである。

点字を修得するのは早い方がよい。手で読むことを徹底的に教える。弱視でも、見えても、
実はできるようになる。将来的に徐々に視力が衰えるものか、矯正して役立つものか等の判
断も必要。早く両刀使いにすることが必要。聞こえてもまったく手話は邪魔にはならないの
と同じ。少し見えるから点字なんて縁起でもない、あるいは聞こえるようになる希望がある
から手話なんて縁起でもない、というような親の気持ちは理解できるが、そのような考えで
は取り返しがつかないこともある。

しかしおとなになって、見えなくなった場合でも間に合う。大変ではあるが練習を重ねれ
ば可能であり、30歳ぐらいで見えなくなっても、三療(理療)の免許をとってから筑波大
学特別教員養成施設に二年間通って教員の免許をとり教員になった人もいくらでもいる。
点字だけが文字でもない。ワープロもできたし、音を聞きながら文字を選びながら論文を書
くことができる時代になった。晴眼者と共通のものが持てるようになることは大きい。

早ければ早いほど点字が習得することは触覚を鋭敏にするという意味では有利ではある
が、小学校に上がる前から点字・点字ではなく、墨字も平行して教えてこそ共通のコミュニ
ケーションツールを持つことになる。墨字は書けるようになることが重要ではなく、知って
いればよい。同音異義語も多いので表意文字を共有する意味は大きい。正確でなくても見え
る人にチェックしてもらえばよい。最近は見える人でも書けない人はいる。

弱視で墨字ばかりやってきた人はさっさと点字を覚えるべき。デジプレイヤー(全部
最初から聞かなくてもすぐに探せる)などの使い方も覚えるべき。点字ディスプレイでチャ
ットもできる。点字を誰に習ったかは大きい。手の送り方とか、何回もやればできるとい
うのではなく、能率のよい教え方、技能のある人が教えないと相当能率が悪い。

右手読みばかりでは、写すときに手を離さなければならないので時間が無駄になる。左手
で読めたら、右手で書きながら読める。行の残り3分の1までいったとき、左手は次の行に

移すことができれば(上下に動かす必要がない)非常に便利なので右手でも左手でも読めることは必要である。そのようなことがわかっている人が教えるかどうか大きい。

また訓練できる人がいても、親御さんたちに知らせるネットワークがない。視覚障害乳幼児研究会、京都ライトハウスのアイアイ教室、横浜のライトセンターの盲児教室等を膨らませていく必要がある。

熱心に協力する親ばかりではない。貧困で両親が働かなければならない場合、どこで訓練するか。施設は利用者が減っておりどんどん閉鎖されている。統合教育を望む人も増えている。しかし、そうなれば一層専門職が必要。訓練士を派遣することが必須になる。見よう見まねでできることではない。

歩行訓練士とリハT(リハビリテーションティーチャー)が半年週一回通ってくる等の体制を作っても、その存在を役所が知らなければつなげられない。手話通訳士を国家資格にすると歩行訓練士も国家資格にしようという話があったが人数が少ないと言われた。**専門職養成を主張すべきである。**リハ学院・日本ライトハウスを出た人がどれだけ中途失明児や盲児と関われるかだ。(ライトハウスの堀内氏)東北の盲学校の教員が多い。訓練士や手話通訳士の身分保障も必要である。

手話通訳士や要約筆記などは変えさせたが、盲の訓練士については進展しない。レコーダーをつかえばコミュニケーションは何とかなる、などと考えられてしまう。基本的なことを教えてしまえばあとは本人次第。そこまでは大人の義務である。しかし日本ではほとんどできていない。

障害児をひっくるめているのは問題がありすぎる。盲学校・ろう学校を特別支援学校にしまったが、差別になるというのはおかしい。皆同じようにおしえるのが平等ではない。おしえられなければならない時期に教えられないことが平等ではないのである。観念だけの人間になってしまう。

台湾は統合教育が早かった。如何に安く済ませるか。台湾文部省から巡回教師を派遣することは60年代からやっていた。ところがだんだんやらなくなった。李総督の義理の弟が作った施設で、人材を養成しようということだが、いろいろ問題があって、建て直しを凶っているところ。

2. 専門職の必要性

最近スマートフォンなどができてIT技術を獲得することは極めて重要になってきた。情報処理の訓練は点字図書館などでおこなっているが、プログラムを作るのは当事者、指導者は健常者の方がよい。支援者のスキルアップとしては①指導者を作る、②地域でその人たちに、やってもら(当事者と健常者と混じっているほうがよい)。

相談支援専門員の当事者養成も有効ではないか。きっと大きなセルフアドボカシーの切り口になり得るだろう。今こそそのような障害者モデルを養成しておかないと、将来本当に行き詰まった障害者福祉になってしまうのではないかと危惧している。ピアは特に中途障

害者等に大きな力になるが、当事者・当事者と言いつぎるのもいかなものかとは思ふ。

現状としては、視覚障害者のための障害者相談支援専門員の養成については、一般的には通常行われているコースにお願いし、参加させてもらっているようである。しかし、今回は視覚障害者を対象にしたコースなので、点字毎日新聞のようなものに掲載してもらい、参加者を募ったら良いと思う。勿論、日盲連や日盲社協の団体に話し、それぞれの連絡網で募集するのが妥当だろうと思う。日盲連については、大胡田さんにでもお願いして協力してもらえば良いし、日盲社協にはそれなりの方を紹介する。点字毎日が最も効果的だと思う。ただし、それをして、どれだけ参加希望者が得られるかということ、想像できない。全国で10人ぐらいいるのではないかと想像する。また、事前に使用テキストの点字化や拡大文字化あるいは音訳化（ダイジー化）などの作業や、全国からということになると、その会場や宿泊施設なども検討しなければならなくなるかもしれない。

3. 視覚障害者の組織について

視覚障害者の場合は、その運営主体が自治体、民間（社会福祉法人）、など違いはあるが、以前からの物としては「点字図書館」（今では情報提供施設）として各都道府県には1カ所以上存在している。しかし、その役割が時代とともに変化してきており、地域での訪問訓練（機能訓練や自立訓練など）を地元でやるべきだという意識も高まりつつあり、今までの点字図書館にそのようなことができる機能を付加し、「情報支援施設（センター）」などという名称で、情報事業と支援事業（地域支援事業）を合わせて行おうとする所が増えつつある。私はそのような所をもっと活用して視覚障害者には歩行訓練や日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練などを提供できるようにしたら良いと考えている。ところが、都道府県単位ではあまりに広すぎ、やはりこのようなきめ細かな事業展開が必要となる事業は市町村単位でやらないとあまり良い効果を発揮させることは難しいように感じる。それだけのニーズと、それを実施する専門家がいないということになると、今では全く不足しているというのが現状である。

日本では、かつての事業の展開ややり方を未だに踏襲しており、合理的・効率的なやり方を展開できるよう、根本的な見直しをしなければならない時期に来ていると思います。でも、この大きな問題にメスを入れるのは誰かということになると、今多くの自治体や民間が行っている事業を根本的に見直さなければならなくなり、国もはっきり声を出せないと言うのが実情だろうと思う。ベースとなる根本を変えずに、小手先だけを変更していくやり方にはもう限界が来ているのだろう。

ろうあ連盟の「運動史」のようなものは、日盲連に尋ねるのが妥当だと思う。「日本盲人百科事典」というのが、大阪にある日本ライトハウスからずっと以前に刊行された。私は1冊持っているが、どこへ行けば読めるのかは分からない。

4. 国際学会

日本社会事業大学聴覚障害者大学教育支援プロジェクトの実践と日本手話の言語権について European Language Council (ヨーロッパ言語協議会、於ワルシャワ) の Language Right: Issues and good practices (言語権会議)で、プレゼンテーションを行った。

本プロジェクトが生まれた背景とその歩みから2018年文科省の委託事業として視覚障害も視野に入れて発展している今日の状況までを述べた。

本発表は、日本手話の権利を守る実践を、始めた多様な専門分野の学識者の貢献と、障がい医学モデル、社会モデル、言語文化モデルの視点から構成した。

当日は当事者として本プロジェクトのスタッフでもあるアメリカ・ギャロデット大学社会福祉学科長の高山亨太氏も、一部アメリカ手話でプレゼンテーションをした。会議は英語とポーランド手話のみであったため(英語⇄ポーランド手話の通訳士は設置)、英語⇄アメリカ手話の通訳士を別途雇った。

以下はプレゼンテーションの資料に日本語の抄訳を付けたものと、論文にまとめたものの再掲である。



The Project for Language Rights of Deaf and Hard of Hearing in Japanese Higher Education

Language Rights: Issues and Good practices
SIGLaR
interdisciplinary workshop 2018
(Sep. 21-22, 2018)

Kurumi Saito, PhD
(Professor of Japan College of Social Work
Kota Takayama, MSW, MA
(BA Program Director of Department of Social Work, Gallaudet
University, Licensed social worker)

日本の高等教育におけるろう・難聴の言語権のプロジェクト

Our academic team



a hearing professor, linguistics
Kurumi Saito



a Deaf, economics & linguistics
Soya Mori



a Deaf lawyer,
Hiroshi Tamon



a Deaf scientist,
Akio Suemori



a Deaf social worker
Kota Takayama

Lectures **by**
Deaf artists, Deaf translator (English literature) also, Deaf Butoh Dancer (PhD.) and Painter
KOTOHAJIME (= archaic term of "beginning") in Japan College of Social Work: JCSW in 2008

2008年、日本社会事業大学で実施された「日本手話によるろう者の大学事始め」の講師陣（全員ろう者）と発案者・コーディネーター齊藤（聴者）。言語学・経済学・法学・自然科学（遺伝子生物学）、ソーシャルワーク他。

Deaf Studies



Historian, Director of welfare facility, Researcher of Deaf women study, Psychology.....

次の年は「ろう者学」と題して、講師も増えていった。そして大学の正規の単位を出すようになり、通称「日本手話による教養大学」と呼ばれるようになった。

A hearing executive director of the NIPPON FOUNDATION

One hearing professor (= former official of Welfare Ministry)

↓ ↓

A Regular Course of JCSW (open to Deaf students of other colleges and Deaf citizens)

The section of lectures by Deaf signers, commonly known by *SHUWA-ni-yoru-KYOYODAIGAKU* (=Liberal arts college in Japanese Sign Language) AND...

- (1) sign language interpreters and PC takers in all the classes of JCSW which have Deaf/deaf and hard of hearing students
- (2) placing Japanese Sign Language as one foreign language
- (3) placing Japanese Sign Language as a subject of entrance examination
- (4) establishing a prep school in Japanese Sign Language and written Japanese
- (5) providing video classes in Japanese Sign Language on internet for Deaf and hard of hearing students who cannot study sufficiently in high schools.
- (6) Accepting theses in Japanese Sign Language

上記ろうスタッフと日本財団石井靖乃部長のチームができた。

プロジェクトは、授業の全面情報保障・手話による教養大学・日本手話の外国語科目化・入試科目に「日本手話」・ろう・難聴高校生への塾・不登校の高校生の動画配信・修士論文を日本手話動画で提出可・・・と、次々言語権を守る取り組みを行ってきた。

Three Models of Disabilities

Medical Model: Surgery, Cochlear Implanting, Hearing Aids

Social Model: Transcript by PC takers or Hand Writing Supporters

Cultural and Linguistic Model: Learning in Sign Language, Learning from Signers

In Japan, Medical Model comes first. If fails, move to Social Model.

2016 the Act on the Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities

2014 Japan finally ratified Convention on the Rights of Persons with Disabilities

JCSW is the only college/university which recognizes Japanese Sign Language (not Sign Exact Japanese) as language of Deaf **SINCE 2008**

障がいの三つのモデル。医学モデル（人工内耳・補聴器）、社会モデル（ノートテイク・パソコンテイク・手話通訳）、言語文化モデル（ろう者の土着の手話で教育を受けることができる）

SHUWA-ni-yoru-KYOYODAIGAKU (=Liberal arts college in Japanese sign language) AND

- (1) sign language interpreters and PC takers in all the classes of JCSW which have Deaf and hard of hearing students
- (2) placing Japanese Sign Language as one foreign language
- (3) placing Japanese Sign Language as a subject of entrance examination
- (4) establishing a prep school teaching in Japanese Sign Language and written Japanese
- (5) providing video classes in Japanese Sign Language on internet for Deaf and hard of hearing students who cannot study sufficiently in high school.
- (6) Accepting theses in Japanese Sign Language

All of them are for language rights. (1) and a part of (4) are based on social model of disabilities and (2)(3)(4) (5)and (6) on cultural and linguistic models.

情報保障（塾含む）⇒社会モデル

「日本手話」の外国語としての科目化⇒言語文化モデル

ろう者の日本手話による授業（動画含む）⇒言語文化モデル

「日本手話」動画による論文提出⇒言語文化モデル

Linguistic theory and social work theory are warp and woof

Language Rights of Linguistic Minorities

Social Work for Disabilities & Multicultural Social Work

WHO: ICD(=International Classification of Diseases) →→ICIDH
(=International Classification of Impairments, Activities and
Participation: A Manual of Dimensions of Disablement and
Functioning) in 1980 →→→ ICF (International Classification of
Functioning, Disability and Health) in 2001

↓ ↓ ↓

United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities
Article 8, 21, 24, 30 Awareness-raising

言語学理論とソーシャルワーク理論は縦糸と横糸

少数言語話者の権利と障害ソーシャルワーク・多文化ソーシャルワーク

ICDからICFへ、そして障害者の権利条約へと言語文化モデルが台頭

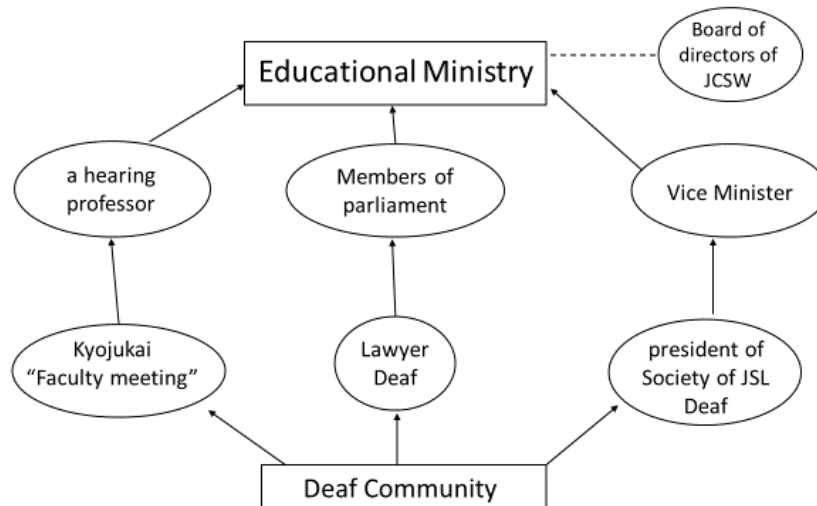
The most difficult was

(3) placing Japanese Sign Language as a subject of
entrance examination

because the entrance examination is placed under
government control.

MEXT (=Ministry of Education Culture Sports Science and
Technology)

取り組みで最も困難であったのは入試への導入。国としての基準。
学校教育と日本手話の関係。

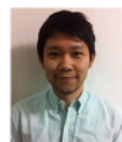


ろうコミュニティーと学内・学外の各界・日本手話学会歴代会長がスタッフに。文科省が入試に入れることを認めてくれた。

Our academic team

Next.....

KOTA TAKAYAMA



a Deaf social worker
Kota Takayama

スタッフのひとはソーシャルワーカーであり、社会福祉学の研究者であった。現在日本社会事業大学と米ギャロデット大学で聴覚障害ソーシャルワークを教えている。

Intro to Social Work Practice with Deaf and Hard of Hearing Populations

-The course has begun since 2012 as a special topic course of JCSW and a part of *SYUWA-ni-yoru-KYOYODAIGAKU*

- Course professor and creditability
 - Gallaudet University Faculty
 - Earned MSW degree from Gallaudet University
 - Clinical experience in the Deaf communities more than 15 years
- Targeted students/participants:
 - Deaf people, Deaf social work majors, social workers, sign language interpreters, and health providers.

ろう・難聴に特化したソーシャルワークを教える意味。

Sheridan & White (2013)

States the social workers should understand and gain the concept of deaf studies to provide a cultural and linguistic social work services for deaf and hard of hearing populations.

ソーシャルワーカーはろう者学を基礎とし、文化的・言語的ソーシャルワークサービスを提供すべし。



ろう学生たちに、文京キャンパスで「聴覚障害ソーシャルワーク」の授業を提供。

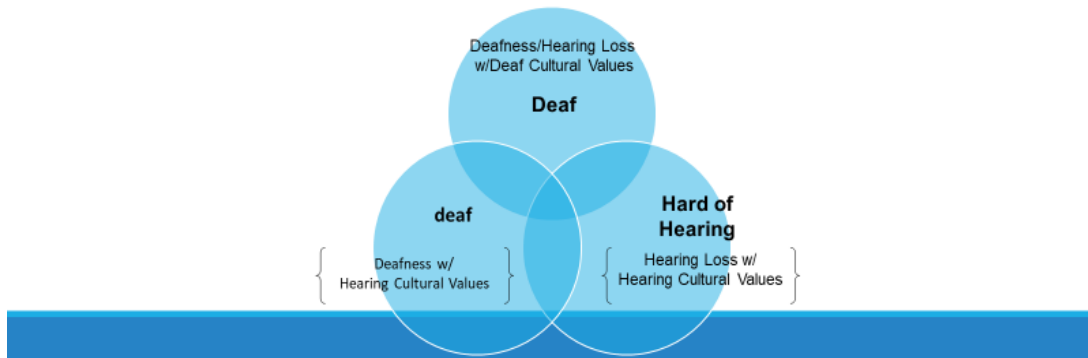
The Outcome Goals

- To gain cultural competence and skills working with Deaf and Hard of Hearing populations
- To ensure the knowledge of deaf studies and current research trends
- To build a network/professional group among deaf professionals

目標は文化的能力のあるソーシャルワーカー、ろう者学の知識と最新の研究、ろう者の専門職のネットワークづくり。

Cultural Competency in the Deaf and Hard of Hearing Populations

The term "Hearing Impaired" is NOT used by most individuals with hearing loss and terms i.e. "deaf-mute", "deaf & dumb" are not appropriate.



聴覚障害という言葉は使わない。Deaf はアメリカ手話等、ろう者が生み出した土着の手話を母語または第一言語とする人、deaf は手話者でない聞こえない人。

Cultural Behaviors

DEAF	HEARING
Attention getting devices: flicker the lights, stomping feet, and throwing things	"Hey!"
Party guests tend to congregate in the kitchen (better lighting, easier to see everyone signing)	Living room
Long introduction rituals: where from? school? parents? Etc....	"nice to meet you"
Conversation regulators: head nods and specific gestures	"hmmm and uh-huh"
Eye contact	Ear contact
Facial expressions	"poker face"
Pointing permitted (pronouns!)	Pointing considered rude
Hugging after introductions is common	Shaking hands
Overstaying/long good-byes/DST	Short stays/short good-byes
Can "talk" with mouth full of food	Considered rude

アメリカのろう文化と聴文化の比較。

Modules

1- Intro to Deaf Studies

- Deaf? vs deaf?
- Audism
- Sensory Orientation
- Deaf community
- Sign Language and Advocacy
- Dynamics of Oppression

2- Social Model and Medical Model

3- Cultural Competency and cultural behaviors

Deaf と deaf、口話主義、ろうコミュニティー、手話とアドボカシー、ダイナミクスとアドボカシー、社会モデル・医学モデル、文化モデル

Cont.

4-Culturally and Linguistically affirmative mental health assessment

5- Ethical Consideration and case study

6- Social Action

7- Future practice recommendations

言語文化的精神保健、倫理的配慮とアセスメント、ソーシャルアクション、未来の実践

Will social work overcome school education?

We are still evolving for **LANGUAGE RIGHTS** of JSL. But!

JSL is facing with extinction crisis, because

- (1) Medical model comes first (cochlea implants etc.)
- (2) Majority insist upon the **RIGHTS** of oral Japanese and also, **deaf and hard of hearing people prefer voicing**, because it is advantageous for finding employment.
- (3) Special schools for children with hearing impairments FORCE to SIGN WITH VOICE.

Prohibition era was better? Better than deforming Japanese Sign Language to "Sign Exact Japanese" or Pidgin.....

ソーシャルワークは学校教育を超えられるか。
日本手話は依然として絶滅の危機に瀕している。
声付き手話による、日本手話の日本語化
禁止時代のほうが言語的には保存されやすかった。
手話解禁になってから、日本語対応手話になっている。

Proposals

More Japanese people should recognize JSL as language(s) through steps such as the following:

1. Children with hearing impairment should be exposed to JSL as early as possible.
2. TV stations should edit in a wipe on screens with JSL interpreters.
3. Japanese deaf schools should adopt more deaf signers as teachers.
4. Hearing teachers of deaf schools should learn JSL.
5. Parents of deaf children should learn JSL.

提案：1. 児童の日本手話への早期の接触 2. 一般のテレビ番組に手話の小窓をつけて
馴染みあるものにする 3. ろう当事者の教師増 4. 聴者の教員も手話を学ぶこと
5. 聞こえない子の親の日本手話学習

The Project for Language Rights of Deaf and Hard of Hearing in Japanese Higher Education

Kurumi Saito and Kota Takayama

Introduction

JSL (Japanese Sign Language) is an endangered language because (1) it is hardly recognized as a “language,” (2) the use of SEJ (Sign Exact Japanese, or manual Japanese) with voicing is forced in Deaf schools, and (3) 90% of deaf children’s parents are hearing, and they tend to choose hearing aids or cochlear implants.

Japan finally ratified the UN CRPD (Convention on the Rights of Persons with Disabilities by the United Nations) in 2014. Preceding the ratification, the Japanese government revised the BAPD (Basic Act for Persons with Disabilities). They both recognize sign language as de jure “language,” and the former encourages people to respect the cultural identity of persons with disabilities. The Japanese society, however, is far from being enlightened, especially in the educational settings.

This article describes our team's effort to protect the language rights of JSL. We will discuss how we have been struggling in order to win the human rights of Deaf students and how we apply social work theories while maximizing the diversity of the team members. All chapters are written by Kurumi Saito except for chapter 5, which is written by Kota Takayama.

The abbreviations we often employ in this article, in addition to the abovementioned, are the following: JSCW (Japan College of Social Work), MEXT (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology), and MHLW (Ministry of Health, Labour and Welfare). Capitalized Deaf signifies the deaf whose first language is JSL.

1. The Team Members, Convention, and Act

Our team consists of linguists, a social worker, an economist, a lawyer, a biologist, and a psychologist, who are all Deaf except Saito, the founder of the team and the first author of this article. We published the volume *Syuwa ni yoru Kyoyo-Daigaku no Chosen* (The Challenge of the Liberal Arts College in Sign Language, Saito ed., Kyoto: Minerva *Shobo*) in June 2017. Each chapter is written from different viewpoints based on the specialty of each author.

Syuwa ni yoru Kyoyo-Daigaku (liberal arts college in sign language) is the only academic program (technically speaking, it is not a “college” on its own) in Japan where all the courses are instructed by Deaf signers. All students are signers as well. While colleges and universities of Japan increasingly offer note-taking, PC-taking or sign interpreting for Deaf students, they do not employ JSL as an educational language for Deaf students, nor they acknowledge JSL as a right of Deaf students.

One of our members, Akio Suemori (a molecular biologist and researcher on Deaf history) is the president of the Japanese Association for Sign Language Studies, and Kurumi Saito is the

vice-president. Hence we have the influence on sign linguists in Japan, although we were not at these positions when the project was launched. Another member, Soya Mori (an economist and sign linguist) was the president of the association at the time.

It is also fortunate that our team consists of experts in many different fields. A sign linguist (Mori) can scientifically demonstrate that JSL is a natural language. A neuro-linguist (Saito) has been suggesting that deaf sign languages are produced and interpreted in Broca and Wernicke areas in human brains, while gestures are not. A lawyer (Hiroshi Tamon) is well informed of human rights of the Deaf and legal recognition of sign languages. A molecular biologist (Suemori) has applied the theories of his field to the research on JSL. A psychologist (Satoko Nakano) has offered the evidence that sign language enhance deaf children's development, and that college students, whether they are JSL signers or users of SEJ, comprehend lectures better in JSL rather than in SEJ. And finally, a certified social worker and lecturer at Gallaudet University (Kota Takayama, the second author) has demonstrated how important and necessary signers (especially Deaf signers) are in order to help Deaf people in need.

JSL which faces extinction crisis may be preserved by the enforcement of UN CRPD, which reflects many of our ideas. We cannot be too optimistic, however, because many Japanese are not sensitive to language rights, as it is clearly stated by the fact that the Ainu language has long been endangered. Also, there is a tendency that the educators and parents of deaf children want the children to voice.

Fortunately, the project was established at JCSW, a college of social work with the longest history in Japan. The college is also unique in the sense that it is funded by MHLW, thus not under the direct scrutiny of MEXT. It could be said that our ideal was implemented because Saito happened to be a faculty member of JCSW, and social work approach happened to change in favor of Deaf culture over time.

In order to ratify UN CRPD (2014), the Japanese government revised BAPD (2011). In the background of the Convention, there was the approval of ICF (International Classification of Impairment, Disability and Health) in 2001. Its philosophy is that disabilities are not created by physical and mental factors of persons with disabilities, but by environmental factors of societies outlined by the will of majorities.

2. The Beginning of Liberal Arts Education in JSL and the Project of Nippon Foundation

In July 2008, I (Saito) provided the series of lectures entitled *Rousya no Daigaku Kotohajime* (the dawn of Deaf university) to Deaf citizens around Tokyo. *Kotohajime* is an archaic term for "the beginning". The lecturers originally consisted of: Mori, an economist, who later became a researcher of JSL; Tamon, a lawyer; Suemori, a scientist specializing in molecular biology and also in Deaf history; Masanobu Sano, a translator and researcher of English literature; Michio Yagi, a

painter; and Da-Kei, a butoh dancer and Ph.D in arts. They are all Deaf and JSL signers. The lectures were successful with a full audience, and were covered by one of the national papers. Deaf people had been waiting for the place where they can learn in their mother tongue. I arranged this series of lectures because I had been impressed, since I met Mori in 1990, that there were quite a few talented researchers and artists who were unknown to the majority, but were very famous in Deaf community.

In the same year (2008), I offered the second series in November and December, titled “Deaf study.” I invited the Deaf lecturers who were studying Deaf culture, Deaf history, and Deaf education. I also invited Japanese Theater of the Deaf, who gave their performance to the community surrounding JCSW. Ever since, more and more Deaf researchers have been joining the lecturers.

Following the series of lectures in JSL, Yasunobu Ishii, the hearing executive director of Nippon Foundation, the largest foundation for welfare, offered us a huge contribution which is very unusual in Japan. He first contacted Mori, and Mori recommended me and JCSW, because it was the only college that recognized JSL as a foreign language. JCSW had provided JSL as one of the foreign language subjects. Eventually, I established the Support Project for Deaf and hard of hearing for college students and high school students, supported by Nippon Foundation and the Kotohajime members. I set up the following program (1)-(6). The sign language at education settings is mostly SEJ in Japan. Most of hearing people do not even know there is another sign language which was produced naturally by deaf people long before deaf schools appeared in Japan. Therefore I adopted JSL in the following programs:

- (1) Developing former Kotohajime to Nihonsyuwa ni yoru Kyoyo Daigaku (Liberal Arts College in JSL), which could offer regular credits to students of all colleges and universities.
- (2) Placing sign language interpreters and PC takers in all the classes of JCSW which have Deaf/deaf and hard of hearing students
- (3) Placing JSL as one of the foreign language subjects in our entrance examination (from 2014).
- (4) Establishing a prep school in JSL and written Japanese.
- (5) Accepting theses in JSL. The first was a master thesis of Social Work for Deaf LGBT submitted by a Deaf gay graduate student in 2015.
- (6) Providing video classes in Japanese Sign Language on the internet for Deaf and hard of hearing students who cannot study sufficiently in high schools (from 2017).

The series of lecturers thus evolved into a comprehensive support project.

3. Language Rights and Three Models of Disabilities

Theoretically, there are three models of disabilities: Medical Model, Social Model, and

Cultural and Linguistic Model. As far as Deaf and hearing impaired are concerned, Medical Model “cures” the “impairment” by cochlear implants and/or hearing aids. Social Model visualizes oral information by note- or PC-taking. Cultural and Linguistic Model allows them to live in their language, a national sign language (JSL in Japan, ASL in the USA), making possible to have conversations in a sign language and to learn in a sign language. This model also states that they should be recognized as a cultural group and that they can transmit Deaf culture to their children. The Convention and Act mentioned above is based on the Social Model and the Cultural and Linguistic Model. When BAPD was revised, the act recognized sign languages as “languages” for the first time. But Japanese society still succumbs to the Medical Model. People’s consciousness has hardly changed.

The project in JCSW is based on the Social Model and Cultural and Linguistic Model. Among the programs above, the programs (1), (3), (5), and (6) are examples of the Cultural and Linguistic Model. PC-taking of (2) and (4) are examples of the Social Model, while sign interpreting of (2) and (4) is an example of Cultural and Linguistic Model. We are carrying out these to respect the language rights of Deaf signers of JSL; therefore we employ JSL signers as sign interpreters (they are hearing and their JSL is more or less affected by Japanese; it is unavoidable that their sign is closer to SEJ than that of Deaf signers).

4. Linguistic Problems and Social Work Theory

SEJ is manual Japanese which was produced by hearing people. Hearing and hard-of-hearing people sign it with VOICING. It is just the change of modality from voice to manual sign. It is very similar to writing, but it is faster than writing everything on paper. SEJ is linguistically Japanese, but without voicing, it is imperfect. People with hearing impaired can not make themselves understood each other in lipreading and talking. SEJ is a little better, but it is still imperfect because it is for hearing people, depending on voice. It is inappropriate referring to UN CRPD which emphasizes the importance of peer support and peer education.

The sign language in Japanese Deaf school is SEJ because teachers are mostly hearing and they cannot master JSL. It is impossible for hearing teachers to master JSL without proper training. For example, in Myanmar teachers who will work for Deaf school are obligatorily trained for two years. But there are no such training programs in Japan because MEXT does not recognize JSL as a special language of Deaf. Signing was prohibited in the early and mid-20th century in Japanese deaf schools. Since even SEJ had been prohibited until the mid-20th century, SEJ was rather welcomed by children with hearing impairment in the late 20th century.

The problem is, since the vocabulary of SEJ consists of JSL lexical items, most people are unaware of the difference between SEJ and JSL. Linguists and Deaf JSL signers are worrying that

not only SEJ users decrease, but also JSL is deformed and distorted. It is disadvantageous for the survival of JSL that 90% of deaf children have hearing parents. The parents' sign language is close to SEJ, however hard they try to master JSL. What is worse is that some parents hope to change their children to hearing persons with cochlear implants, which often turn out not as successful as they have expected. Approximately half of the children with cochlear implants have still the same neurological structure as that of deaf children (Gilley, 2010; Mitchell et.al., 2013). The result of the survey in Fukushima prefecture (2015) shows 60% of children with cochlear implants cannot keep up with the studies in school, due to hearing problems. In other words, some children are put at risk of being deprived not only of JSL but also of all languages.

Since JSL is (i) a minority language and (ii) a language of the disabled, we can use linguistic theory and social work theory in order to protect its right. The difference between the two kinds of sign languages was beyond the theory of social work. But after the UN CRPD, social work theories expanded to include the Cultural and Linguistic Model. The UN CRPD clearly facilitates the respect for the culture of each disabled group and national sign languages in Article 8, 21, 24 and 30. The Medical Model aims at eliminating signers, whether they are users of JSL or of SEJ. The Social Model offers written Japanese by PC-taking or by SEJ, which eliminate or distort JSL. Only Linguistic and Cultural Model preserves JSL.

Among programs of the project, the most difficult to implement so far was (3), because the entrance examination is placed under governmental control. MEXT does not recognize JSL as the indigenous language of the Deaf community. They do not recognize the difference between SEJ and JSL. Therefore it was very difficult to obtain permission to bring JSL to entrance examination. I visited MEXT in order to persuade them, but they said that JSL is not on the list of foreign languages on Gakushu Shido Yoryo (the national guidelines). I made a desperate effort, and the members of the team, the lawyer, scholars, and their relatives who had contact with the members of the diet, united and cooperated. Finally, JCSW became the only college in the world which has Japanese Sign language as a foreign language subject in the entrance examination.

In the next chapter, Kota Takayama discusses the relationship between social work education and language and cultural model of hearing disabilities.

5. Social Work Education Program for Deaf and Hard of Hearing and Hearing Students: Focusing on Deaf Studies and Cultural Competence

In the United States and European nations, Deaf people are identified as a cultural and linguistic minority, rather than a group of people needing to be cured (Sheridan and White, 2008). Most of the individuals who are Deaf and hard of hearing have difficulty finding services that are linguistically and culturally accessible to them. Then, they tend not to receive appropriate therapies and supports through conversation in sign language, which is their primary language. P.

M. Glickman et al. (2013) state the significance of direct services which are designed to be linguistically accessible and culturally affirmative, giving every opportunity to make progress to Deaf and hard of hearing clients. M. Sheridan and B. White (2013) also state that social workers should understand and gain the concept of deaf studies to provide cultural and linguistic social work services for deaf and hard of hearing populations.

JCSW started to provide a social work class as a special topic course titled "Introduction to Social Work Practice with Deaf and Hard of Hearing Populations." It is a part of *Nihonsyuwa ni yoru Kyoyo Daigaku* (Liberal Arts College by JSL).

The targeted students and class participants are Deaf and hard of hearing students, Deaf/deaf social workers, sign language interpreters, and health providers. The outcome goals are (i) to gain cultural competence and skills for working with Deaf and hard of hearing populations, (ii) to ensure the knowledge of deaf studies and current research trends, (iii) to build a network among deaf professionals. The class curriculum also includes social work practice with deaf people, deaf lives, deaf studies and concepts such as deaf culture, audism and deaf gain..

It is a serious problem that there are very few social workers who understand Deaf culture and JSL. Therefore deaf people cannot receive appropriate services. This is one example which shows that Japanese deaf people are not protected when it comes to their language rights.

"Introduction to Social Work Practice with Deaf and Hard of Hearing Populations" is a core subject based on the Cultural and Linguistic Model. It is supported by Nippon Foundation whose goal is to train peer social workers. This is one subject in *Nihonsyuwa ni yoru Kyoyo Daigaku*. Therefore deaf students are trained, while enjoying to protect their own language rights. It enlightens not only deaf students, but also deaf social workers, sign language interpreters, and health providers.

Conclusion

To protect the language rights of JSL, there are many obstacles: school education, administration, hearing parents, and so on. The best way is to carry out the program in the form of a research project. Academic research is protected under concepts such as freedom of scholarship and autonomy of researchers. To raise the awareness, the best way is carrying out or putting ideas into practice while keeping a distance from the administration and authorities until the time is ripe. It is important to take small steps ahead of the current trends.

JSL is still facing the extinction crisis. The Medical Model still stands strong. Hearing people insist upon the rights of oral Japanese. And hard of hearing also prefer VOICING because it is advantageous when seeking employment. Deaf schools force to "Sign with VOICE." The prohibition coming to its end in the late 20th century may have not been a complete improvement on the situation, since presently JSL is being deformed by SEJ with VOICING.

The next step is to train deaf teachers, which obviously is the fastest and the most effective way to improve the situation. But while in training, the students, as student-teachers at deaf schools, are forced to voice.

Theoretically, social work can overcome such problems of education. However, some social workers claim that there is no room for disputing whether JSL is better suited than SEJ or not, because there are so many deaf people who do not have any language, or have very little education. Here we must not overlook the fact that such situation was largely caused by the decisions of the majority to deprive the deaf of JSL. Even if the number of JSL signers are continually decreasing, or even if JSL signers are getting used to SEJ, this does not mean we do not have to save JSL from extinction. It is important for oral and hearing academics to elucidate about sign language to the hearing world. Moreover, it is crucial, and at the same time efficient, to disseminate the concept of language rights concerning JSL to the deaf. Lectures such as Takayama's "Introduction to Social Work Practice with Deaf and Hard of Hearing Populations," is a good example of such a practice, allowing students to immerse in the Linguistic and Cultural model where Deaf lecturers teach deaf students. Through such an experience the students will hopefully develop into peer lecturers or peer social workers. A key to success relies upon the initiative and leadership of Deaf themselves.

Bibliography

- Gilley PM, A. Sharma, T.V. Mitchell, M.F. Dorman (2010) "The Influence of a Sensitive Period for Auditory-visual Integration in Children with Cochlear Implants", *Restorative Neurology and Neuroscience*, 2010;28(2):207-18.
- Glickman, Neil S.,(ed.) (2013), *Deaf Mental Health Care* (Counseling and Psychotherapy), Routledge.
- Mitchell TJ et al, (2013), "A Novel Data-driven Approach to Preoperative Mapping of Functional Cortex Using Resting-state Functional Magnetic Resonance Imaging", *Neurosurgery*, 2013,73(6):969-82;
- Sheridan, M., & B. White, (2008), "Deaf and Hard of Hearing People", In T. Mizrahi & L. Davis (eds.), *The Encyclopedia of Social Work* (20th ed., Vol. 2, pp. 1–10). New York: Oxford University Press.
- Sheridan, M., & B. White, (2013), "Deaf and Hard of Hearing People", In *Encyclopedia of Social Work*. Online Publication: National Association of Social Workers and Oxford University Pres.
- Suzuki, Yukie et. Al., "A Survey of the Study Environment of Cochlear-implant and Hearing-aid Users in Fukushima Prefecture:—Questionnaire Targeting Junior High School Teachers—", *Audiology Japan*, 57(6), 686-693, 2014.

Campus Photo (<https://www.jcsw.ac.jp/support/life/campusphoto/2018.html>) より

2018.9.21(金)～22(土) 齊藤くるみ教授が European Language Council (ヨーロッパ言語協議会、於ワルシャワ)の言語権の会議に出席

本学の手話による教養大学と日本手話の言語権を守るプロジェクトが ISSUES and Good Practices に選ばれ、2018年9月21日(金)～22日(土)に、齊藤くるみ教授が、ワルシャワで開催された SIGLaR (The Special Interest Group on Language and Rights)で、EUの研究者たちと並んでプレゼンテーションを行いました。EUの研究者たちの多くは難民・移民やその子どもたちの言語権を守るために、様々な研究・実践に携わっていました。



プレゼン中。



共同研究者としてアメリカ・ギャロデット大学の高山亨太氏も登場。高山氏は本学の非常勤講師、元本学大学院生です。



EU の研究者の皆さん。会場(ワルシャワ大のオールド・チャーチ)の前で。



5. 国内発表

2018年10月28日、早稲田大学にて開催された日本聴覚省が学生高等教育支援シンポジウムにて、「情報保障支援者の養成に関する先駆的な取り組み～当事者が支援者になること」にてセミナーを行った。日本社会事業大学教授齊藤くるみ、ろう者で日本社会事業大学聴覚障害者大学教育支援プロジェクト室のスタッフ岩田恵子氏、昨年本学を卒業し、ろう学校の教諭となった埼玉県立坂戸ろう学校教諭平山彩美氏が登壇。

全国の大学の教員、職員、支援学生が、参加した。他の教室の発表もあったのに、満場の観客に、時代は変わった、と感じた。10年前には「当事者〇〇〇」と言っても、何のことですか、と言われていた。時代は当事者の時代になりつつある。

以下は発表の資料の再掲である。



「情報保障支援者の養成に関する先駆的な取り組み～当事者が支援者になること」

日本社会事業大学 齊藤くるみ・岩田恵子
卒業生 平山彩美（公立ろう学校教師）

I.日本社会事業大学の聴覚障がいプロジェクトと支援者養成のための「コミュニケーション

ンバリアフリー課程」 齊藤くるみ

日本社会事業大学では、2008年「手話によるろう者の大学事始め」と称して、ろう者の教授陣が日本手話で教える市民講座を開講、多くのろうの社会人が受講した。その後2009年には「日本手話」を語学科目と位置づけ、「日本手話」を必修科目とする特別支援教職課程も設置した。特別支援学校の教師を目指す学生の中には日本手話を母語とする学生もいるが、聴者の学生でもある程度の「日本手話」の知識をもつことを資格取得の要件としている。

2010年には、日本財団の助成を受けて、大学・大学院・通信科、すべての授業に情報保障（PCテイクと手話通訳）をつけ、ろう・難聴の高校生のための大学進学塾も設置、2014年には入試に「日本手話」という科目を導入した。これは一般の学生の入試が「国語」「英語」「面接」で実施される後期日程入試を、ろう者については「国語」「英語」「日本手話」「面接」で実施するというものである。（「面接」には昔から、手話通訳やPCテイクをつけてきた。）

この間に、ろう・難聴だけでなく、盲ろう者も本学のオープンキャンパスに参加するようになり、そのときにろうの学生に案内させるとスムーズにガイドでき、とても聴者にはかなわないことを目の当たりにした。やがてろう・難聴の高校生の進学塾にも盲ろうの受講生が通ってくるようになり、また学部、大学院にも盲ろう者が入学した。ろう通訳というのはアメリカなどで最近非常に注目されているが、実は盲ろう支援には日本でも長い歴史がある。つまり、聞こえる人が手話に通訳し、それをろう者が見て、より自然な手話に変えるというものである。盲ろう者の場合、ひとりひとりに触手話の通訳者がつくことが多いが、ろう・難聴の支援としては、従来の手話通訳者のように、多くのろう者に同時に見える形で行われるもので、国際会議などで頻繁に目にするようになった。

このような背景から、2016年には、支援者養成のための「コミュニケーション・バリアフリー課程」を設置した。これは文科省BP（ブラッシュアップ・プログラム）として開設されたものであり、手話通訳、PCタイカー、盲ろう支援者の養成の3種類のコースがある。この中でろう当事者が活躍するのは手話通訳（ろう通訳）と盲ろう支援者である。

その後、論文を手話動画で提出できるように規則を改正したり、高校卒業程度認定試験（旧大検）の受験生のための手話動画と文字による対策講座をインターネット配信したり、私たちのプロジェクトは少しずつ進化している。

これだけのことが達成できたのはろう当事者主導で活動してきたからである。そして、ろう・難聴者を支援するソーシャルワーカーは自らろう・難聴者であることがベストであるという信念の下、学生を「当事者ソーシャルワーカー」に育てるという目標があったからでもある。

これらは「障害者の権利に関する条約」第24条3および4、第30条の実現である。

第24条

3 (a) . . . 障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、

第30条 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及びろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

本日は、社会人として本学の支援者養成課程を履修し、本プロジェクトのスタッフとなった岩田恵子と、学生時代に同課程の科目を履修し、当事者教師となった平山彩美が「当事者が支援すること」の意味を実体験を通してお話する。以下はその概要である。

II. 当事者が支援すること モデル1 岩田 恵子

(1) 自己紹介

両親がろう、自分もろう、親戚もろう者が5人いる

聾学校 15年間+大学 4年間

埼玉県ろうあ者相談員 24年間+ろう老人ホームななふく苑施設長 2年間

現在、熊谷市ろう者協会会長、熊谷市障害者団体協議会会長

熊谷市社会福祉協議会評議員

(2) 日本社会事業大学との関わり

2017年度「コミュニケーションバリアフリー課程」受講

2018年6月より聴覚障がい学生支援プロジェクト室に勤務中（非常勤）

(3) 仕事の内容

1 手話検定（日本社会事業大学独自の検定：初級・中級・上級）

2 手話ランチ（昼休みに食べながら手話交流する）

3 ニュースレターの作成（大学内への情報提供）

4 その他

(4) 今後の関わり方について・当事者としての役割を果たすには

・聴覚障がい学生への支援について

・大学との関わりについて

III. 当事者が支援すること・・・モデル2 平山彩美

(1) 自己紹介

～2014年 埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園 卒業

2014～2018年 日本社会事業大学 卒業（ろう教育、ソーシャルワーク）

2018年～現在 埼玉県内の公立ろう学校 勤務

(2) 教育とソーシャルワーク

教育：ある人間を望ましい姿に変化させるために働きかけること

⇒個人に着目

ソーシャルワーク：QOLやWell-beingを目的として、社会的な問題の解決を図ること

⇒社会に着目

(3) インサイダー言語からのアプローチ

インサイダー言語：組織や集団の内部にいる人のみ通じる言葉、概念。

例) ろう、難聴、ろう文化、日本手話、日本語対应手話

アウトサイダー言語：組織や集団の外部にいる人に通じる言葉、概念。

例) 聴覚障がい、耳が聞こえない、手話

ろう教員として、生徒同士のインフォーマルコミュニケーション(おしゃべり、偶発的情報)にアクセスしやすい。

⇒ 生徒間にあるトラブル、いじめをいち早くつかむことが多いのはろう教員。

(3) 当事者性とは

- 1) ろう文化と聴文化の間に生じるズレ
- 2) ろう通訳
- 3) 非当事者に「当事者性」を説明・言語化する

自分自身が「ろう」であることをどれくらい理解しているか

=どれくらいの当事者意識を持っているか、当事者性を分かっているか

IV. おわりに (齊藤くるみ)

聴覚障がい当事者から得られる知見は、障がい者を認知的・文化的マイノリティーと捉える『障害学』やICFに反映されることとなった。WHOが「国際疾病分類(ICD)」の補助として発表した「WHO国際障害分類(ICIDH)」は広く用いられてきたが、2001年その改訂版として「ICF(International Classification of Functioning, Disability and Health)」が採択されてから、障がい観は大きく転換された。すなわち、障がいをプラス面からみるようになり、これは「障がい者の権利に関する条約」の第8条に反映されている。

- 1.(c) **障害者の能力及び貢献**に関する意識を向上させること。
- 2.(a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。
 - (ii) 障害者に対する**肯定的認識**及び一層の社会の啓発を促進すること。
 - (iii) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。

本学のコミュニケーションバリアフリー課程も講師はほとんど当事者である。最初に述べたように、日本社会事業大学の聴覚障がい者大学教育支援プロジェクトの成功は日本財団の深い理解と当事者主導の実施のおかげである。本セミナーが、ご参加の皆様の今後の活動のお役にたつことを願っている。

Campus Photo (<https://www.jcsw.ac.jp/support/life/campusphoto/2018.html>) より

2018.10.28(日)全国の大学関係者に当事者による支援を発信

2018年10月28日(日)、本学が運営委員を務めるPep-net Japan (日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク)のシンポジウムが(約470名の参加)開催され、斉藤くるみ教授、聴覚障害プロジェクト室岩田恵子さん、卒業生平山彩美さん(現埼玉県立坂戸ろう学校教諭)が登壇しました。演題は「情報保障支援者の養成に関する先駆的な取り組み～当事者が支援者になること」。満場の聴衆の中、岩田さん・平山さんは当事者支援者・教師の意義を美しい日本手話で熱く語りました。



6. 専門職支援者と当事者（被支援者）の思い

以下は2018年10～11月に手話通訳士・パソコンテイカー、その利用者に無記名で投票箱に入れる形のアンケートを実施した際の回答である。

専門職支援者の思い

お仕事をされるにあたって、お困りのこと、またはご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

いつもお世話になっております。支援者として先生方をお願い致します。授業中の私語が多く、大変困っております。私たちは先生の声、音声に集中して、通訳を行っております。ヒソヒソ声、悪ふざけの声はどんなに小さな声であっても耳に入ります。通訳が滞ることは、聴覚障がい学生に対し、合理的配慮に欠けることに繋がることを、福祉を学ぶ大学生に、いま一度指導していただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

「先生方へ」（パソコンテイカーより）

資料やスライドには必ずページを振っていただき、また箇条書きの行頭は「・」「○」「■」などではなく、数字やアルファベットなど、場所を特定しやすい形式の文書にさせていただくと、大変ありがたいです。板書、資料、パソコン画面を同時に見ている学生さんが資料を探す負担と、資料の該当個所を表出するパソコンのタイムラグが軽減します。

●●先生にひとことあります。講義の際、指示語（あれ、これ、それ等）を使用するのはやめていただきたいです。指示語が出るたびに、それが何を指しているのか確認が必要になり、通訳者としては大変です。よろしく願いいたします。

●●先生

絵や図の説明が多いので、パワーポイントの資料を用意していただけると、学生にもわかりやすいのではないかと思います。

次週の資料をくださる先生がいらっしゃって、準備をしていけるので助かります。

- ・事前に資料があればありがたい
- ・大教室だと私語が気になることがある

先生方へ

情報保障ができるように、学生テイカーは練習していますが、先生方の言葉を全て打つことはできません。ゆっくり話す、レジュメをつくる等の配慮をしていただけると嬉しいです。

ご協力をお願いします。また、パソコンテイクが何をしているのかを把握していない先生がいらっしゃいましたら、パソコンテイクについて知っていただくと嬉しいです。

(先生方へ)

講義に際して、口頭だけではなく、可能なかぎり見てわかる資料（ペーパー、P.P.など）を使用してほしい。音声のみだと、聞きにくい時があります。

聴覚障害学生さんがノートをとったり、リアペを書いたりしている時に先生が大切な事をお話しなると、少しなら覚えていてお伝えできますがお話が続くと、書くことか先生のお話を伝える事かどちらを優先するか困ります。㊦学生は、話をきく（手話をみる）と書く（下を向いて）事が同時にできない事に配慮して頂けるとありがたいです

●●先生

突然、当日授業が休講になったり、授業日程表以外に補講をしたりで、非常に迷惑です。支援する立場として安易に日程を変えられても対応できません。

●●先生のお話は、とても興味深いのですが、主語を言った後に、別の話が入ってしまうので、できれば文章を短く、わかりやすく終わっていただくと嬉しいです。

資料を見ながら説明を聞くような場面では、聴覚障害学生への配慮として、資料を見る時間を設けると良いと思う。

- ・膨大な量の資料を使われる時は、事前に資料を拝見できると有難い。
- ・資料にはページ数を付ける、パワポには番号をふるなどの配慮をお願いします。
- ・聴障者は書きながら、読みながら手話で情報を得ることはできません。授業進行に工夫いただくと有難い。

スライドや資料を読み上げながら先生のコメントが入ると打てない。（読み上げ）としているので、読む時とコメントを混ぜないでほしい。映像を見せている時も、流しながらコメントされると学生はついてこれない。文字起こし原稿と PC 画面を同時には見れない。

(手話通訳者の立場で)

問いかけに対する回答にタイムラグが発生することをご理解頂き、聴覚障害学生も議論に入れるようにして頂けると助かります。

「教育相談」ろう学生3名は通訳を見ず授業時間中、内職をずっとしていた。通訳者は必要

ないのでと思います。

ろう者の学生さんへ、わからない事ははっきりと「わからない」と伝えても良いと思います。
一般学生、簡単な手話を（あいさつ程度）覚えて欲しい。

教員に対するもの

講義に関して

- ・口頭のみではなく、見て分かる資料を用意してほしい。音声のみでは聞きづらいときがある。
- ・指示語（あれ、これ、それなど）の使用は止めてほしい。毎回、それが何を指しているか確認が必要になる。
- ・主語を言った後で、別の話が入る先生がいる。文章は短く、分かりやすく終えてほしい。
- ・手話通訳では問いかけへの回答にタイムラグが発生することを理解して、ろう学生も議論に参加できるようにしてほしい。
- ・ろう学生は、読み書きしながら手話で情報を得ることはできない。それを考慮して、授業進行を工夫してほしい。
- ・資料の読み上げとコメントとを混ぜないでほしい。読み上げながらコメントが入ると、パソコンテイクでは打てない。また、映像を流しながらのコメントも、ろう学生は付いてこられない。文字起こし原稿と PC 画面とを同時には見られない。
- ・資料を見ながら説明を聞くような場面では、事前に資料を見る時間を設けるとよいのではないか。

教材に関して

- ・資料にはページ番号を振ってほしい。箇条書きの行頭は、数字やアルファベットなど該当箇所を特定しやすい形式にしてほしい。
- ・資料は事前にもらえればありがたい。
- ・次週の資料をくれる先生がいる。準備できるため助かる。

その他

- ・授業中の私語が多い（ので指導してほしい）。
- ・当日休講、補講日以外での補講は止めてほしい。安易に日程を変更されても対応できない。
- ・パソコンテイクの役割を把握していない先生がいれば、テイクについて知ってほしい。

ろう学生に対するもの

- ・ろう学生が内職していた授業があった。通訳者は必要ないのではないか。
- ・分からないことは、はっきり「分からない」と伝えてもよいのではないか。

一般学生に対するもの

- ・挨拶程度の簡単な手話を覚えてほしい。

当事者（被支援者）の思い

1) 情報保障を受けてよかった面や気づいたことをご記入ください。

- ・講義が楽しく受けられる。聴こえる人と同じスタートラインに立って受けられることが嬉しい。
- ・パソコンテイクでテキストの（読み上げ）の所でどこを読んでいるのかわからなくなる時がある。
- ・聴者と対等の情報が得られる。
- ・手話よりパソコンテイクの方が便利だと思った。（ノートに書く時間があるから）
- ・良かったことは、単位が取れていることと講義の内容が理解できることであるが、気づいたことは情報保障のみで、他の学生と同立場にはいられないことである。
- ・学生の発言が分かる面、従業内容がほぼわかる面が良い。
- ・支援を必要としている方々にとって情報保障は当然受ける権利がある。だからこそあって良かった。
- ・授業の内容がわかる。グループワークに参加するとき、皆の話していることがすぐにわかる。
自分も伝えたいことを伝えることができる。
- ・先生が話していること全てを通訳しているわけではないことに気づいた。

2) 支援者に対して要望等ありましたらご記入ください。

- ・手話の読み取りにもっと力を入れて頂けたら嬉しいです。
- ・講義を進める上で教員・支援者・ろう学生とのやり取り、関係性が出来れば、講義の質を
高めることが出来るのではないか。
- ・情報共有はできているが、コミュニケーション面ではなかなかうまくいっていない（読み取りなど）
- ・やはり、ろう相談員・コーディネーターの存在は必要だと思う。
- ・通訳者（パソコンテイク含）と学生との月に1回のミーティング、意見交換会みたいなものがあると

良いと思う。

- プロの方と学生が組むことはないか？（要望ではないが気になった点です）
- 読み取りのスキル（？）をさらに上げてほしい。

3) 大学教員への要望等ありましたらご記入ください。

- ろう学生に対しても積極的に質問をしてほしい。
- パワポやレジメのない講義がある。そのため授業についていけないことがあるため、可能な限り視覚的資料の準備をお願いしたい。
- プリントや資料のどこを読んでいるのかはっきり教えてほしい。
- 話すスピードを落としてほしい。
- ろう学生にも発表、主張のチャンスを。
- 資料などの事前提出が助かる。
- 話すスピードを遅らせるとかそれを意識するようにしてほしい。

7. セミナー

本事業では以下のセミナーを開催した。

- (1) 「当事者に学ぶ盲ろう支援」(10/23, 11/20, 1/15)
東京大学 先端科学技術研究センター 教授 福島智 (盲ろう)
- (2) 「当事者に学ぶ聴覚障害ソーシャルワーク」(9/26～1/16, Wed)
聴力障害者情報文化センター 施設長 森せい子
- (3) 「目指せ！社会福祉士・精神保健福祉士」 (12/15、12/22)
社会福祉士 村下佳秀 (CODA日本手話者)
- (4) 介護現場の視覚障害者についての調査と会議 (2月)
機能訓練導員 植田大雅 (全盲)
日本社会事業大学 特任教授 佐々木由恵
- (5) リベラルアーツとサービスラーニング
日本社会事業大学 教授 齊藤くるみ
セミナー「障害者の権利条約と言語権」(2月28日) 学生対象
 - ① 障害独自の文化的及び言語的な同一性～ライフステージの中の継承
 - ② "Be story tellers!"
 - ③ 不登校、高校卒業程度認定試験の動画配信
「被災地サービスラーニングのリベラルアーツとしての意義」(2月13日) 教員対象
 - ④ 障害者のための海外研修

Campus Photo (<https://www.jcsw.ac.jp/support/life/campusphoto/2018.html>) より

2018.8.10(金)～21(火)フィリピンスタディーツアーを開催

2018年8月10日～21日、社会福祉学部の学生のフィリピンスタディーツアー(齊藤くるみ教授引率)を実施しました。5年前、巨大台風に見舞われたときに、齊藤教授・黒川講師、西田研究所研究員が調査と支援に行ったことをきっかけに親交のあった、レイテ島タクロバンのろうコミュニティとサマル島カルバヨグの

ろう学校の受け入れで研修が可能になりました。その他高齢者施設や被災障害者の事業所、支援NGOなどでも職員の方々にお話を伺いました。

ろう学生を含む学生たちはフィリピン手話を覚えながら、地元のろう者と親交を深めました。地元のろう者たちを支えて来た佐藤宝倉神父様には特にお世話になりました。ケソン市(ルソン島マニラ市の隣)の神父様の教会にも宿泊させていただき、現地の方と共に生活したことは、かけがえのない経験となりました。



タクロバン市のろうコミュニティの皆さんと礼拝後に皆で「アイ・ラブ・ユー」の手話。



ろう学校の授業。フィリピン手話と日本手話を教え合いました。





カルパヨグで山登り。皆で滝に打たれたり、滝つぼで泳いだり。



ろう者の寮で、豚の丸焼きをいただき、いつの間にか神父様も踊っていました。

2019.2.13(水)社会事業研究所研究交流会を実施

日本社会事業大学社会事業研究所(東京都清瀬市)は2019(平成31)年2月13日(水)に、2018年度第7回社会事業研究所研究交流会を実施しました。

- 日時:2019年2月13日(水)18:00~19:30
- テーマ:被災地サービスラーニングのリベラルアーツとしての意義
- 発表者:日本社会事業大学 社会福祉学部 教授 齊藤くるみ
- 場所:日本社会事業大学 管理棟3階 第3会議室(東京都清瀬市竹丘3-1-30)
- 当日プログラム:[こちら](#)  (62KB) 



2018年度 第7回 社会事業研究所 研究交流会

テーマ

被災地サービスラーニングのリベラルアーツ
としての意義

発表者

日本社会事業大学 社会福祉学部
教授 斉藤くるみ

日時

2019年2月13日(水)18:00～1時間程度

場所

日本社会事業大学 第3会議室

※ 事前申し込みは不要です。当日会場へお越し下さい。

8. セミナーに参加者のアンケートとその分析

山梨英和大学専任講師槻館尚武

【盲ろう支援】

聴覚に障がいがあることは日常生活の中でも大きなハンディであると改めて感じました。ろう学生が背負っているハンディをパソコンテイクでの情報保障という形で、少しでも軽減できるように、もっと技術を磨いていく必要があると感じました。

盲ろうの方の情報保障やコミュニケーションの手段に、指点字があることを知ることができました。指点字が産み出されたことや、支援の仕組みを作ることについてのお話が印象的でした。先生のお話を聞き、コミュニケーションや情報を得ることがいかに大切であるか、理解することができたので、情報を得ようとする人が、情報を得ることの大切さを、支援者として私も意識していかななくてはと思いました。

盲ろう者の方を大学の授業の中で映像で見たことはあったが、実際にお会いして話を聞くことは初めてだった。お話の中でトランプのおもしろさは、友と声をかけあうことや雑談しながらやるところにあるというお話や、話を通訳してもらうとき、話の内容を間接話法でなく、直接話法で通訳してもらうことで「リアル」を感じる事が出来る。また、1対1の話だけでなく、周りの環境の様子も知りたかった。という話を聞いて、パソコン支援のとき、授業の内容に加えて、生徒の笑い声や、ザワザワしている状況なども伝えられると、授業のリアルを感じられる授業支援が出来るのではないかと思った。

本日、初めて受講させて頂きました。(先生の著書まで頂いて、ありがとうございました。大切に拝読致します。)

私は大学でろう学生に対する情報保障(パソコンテイク)のバイトをしています。下の学年の子達にテイクについて教えることがありますが、「技術ではなく、何をどう伝えるかが大切である」というお話を伺って、情報保障への考え方が変わりました。

今まで盲ろうの方やコミュニケーションについて、知る機会がなかったので、良いきっかけになりました。

講義を聴いたことと、今までの経験から、当事者でない人、私が、何も知らない人に対して、支援の呼びかけや盲ろうの話題について伝えることの難しさを感じました。

【聴覚障害ソーシャルワーク】

パソコンテイクをしている時に、主語が抜けていることが多いので、気をつけないといけないと感じた。手話の文の構造と日本語で話す時の文の構造が違うので、伝わりやすい文を打つことができているかをろう学生にききたい。ろう学生からの要望をきくことができる機会を定期的に設けてもらえるとありがたい。

今日の講義を聴き、情報保障をする際には、相手が分かりやすいように、理解しやすいように、工夫することが大切なのだとわかりました。人によって情報のとらえ方は、細かくみると異なりますが、大まかにみて誰もが共通した理解ができるような伝え方をする必要がありますと思いました。そのために、PCテイカーとして活動するうえで、リアルタイムで出来る、分かりやすく伝えられるような工夫を考えて、実践していかななくては、と思いました。

手話にも1人1人個性が出ていて、文字だけではあいまいで、分かりにくい表現を、いかに見やすく、映像の様子をそのまま伝えるということの難しさを知ることができました。映像でしか情報を受けとれない動きや形、音、喜怒哀楽のような感情も補いながら授業支援をできるようにになりたいと思います。私は主語を省略しがちで分かりづらい文章だったと感じました。こまめに繰り返して、上手に要約していけるよう頑張りたいです。

PC テイクで主語をもう一度、おぎなうことを意識しようと思った。また、字幕では、声色などのニュアンスが伝わらないということを今回の講義を聞く中で気がついた。今の自分の技術では声色をPC テイクで表現することは難しいが、それが出来ると理想的なテイクになるのだろうと思った。

聴覚障害者の方がこれまで送られてきた歴史を初めて知り、手話という言語の大切さ、情報保障の重要性を改めて感じました。相談員には資格の有無は関係なく、実践を積んで得た経験が最も必要なんだとおっしゃっていて、1回1回のテイクからたくさんのことを吸収し、経験を重ねて上達していきたいと思います。また、聴覚障害者の方へのソーシャルワーク実践事例において、手話が命綱だという話を聞き、パソコンテイカーとしても、将来社会福祉士として現場に出るにしても、利用者さんとの距離を縮め、信頼される支援者になるために手話を学ぶべきだと感じました。情報が少なく、まだ完全にすべての人が生きやすいとは言えない社会の中で、情報保障を学び、行っていく立場として自分から積極的に関係を作っていければと思います。

他の授業で学んだ聴覚障害について、SW についての知識を新たな知識とともに理解を深めることが出来た。一方的に支援するのではなく、支援する方とコミュニケーションをとりな

がら、支援を行うことを意識したい。少しずつではあるが手話を学んでいるので、文章だけでなく、手話を用いて会話できるように練習していきたい。

・私は、中途失聴・難聴者はもっと聞きたい、聞こえたいという人が多いのは確かだが、100db 越えているろうでもこの目的の人もある。また逆に、中途失聴・難聴者でも手話を目的にしている人もいる。また聞こえ方も見方も人それぞれなので、中途失聴・難聴者、ろうという風に分けなくてもいいのではないかと思う。しかし、分けるべき場面もあるのは確かなので難しいなと思った。

・もし、ろうがつかまり、面会に行く時は音声なしで、手話だけは認められないことについてはおかしいと思った。健聴者が話すのと同じように、ろうも、手話通訳者に通訳してもらったり、音声を使うことで話したいことが全部伝わりきれず、話しづらいと思う。それは逆効果なのではないかと思った。

お話やレジュメの中に、聴覚障害がある方の言語に、音声日本語・書記日本語が含まれていましたが、PC テイクを行う支援者として、2つの違いについて、知っておく必要があると思いました。私が普段日本語を使って生活する中で、音声と書記の違いについて意識することがなかったので、この2つの日本語を知り、自分が行うテイクの行い方を見直そうと思います。聴覚障害者へのソーシャルワーク実践の事例が印象的でした。働きかけを行う際に、聴者と聴覚障害者の間で連携を行うというお話を聞き、連携の場面でも情報のやりとりをするために、情報保障が必要であることを知ることが出来ました。

今回、はじめて参加しましたが、きく事すべてが知らないことばかりで、聴覚障害がどういうことかというところから知ることができました。特に心に残っていることは、人工内耳のことで、そもそも、人工内耳をつけることで音をきこえるようにする方法があるということを知りませんでした。人工内耳をつけることで、音はきこえるようになるかもしれないけれど、常に危険ととなりあわせであることを知りました。また、ろう者と難聴者では、手話と音声日本語と言語が異なるということ、難聴者の中には本当はしっかりきこえていない人がいたり、自分できこえてないことに気づいていない人もいるということ、手話ができない人もいること、本人と向きあい、個々の状況に応じて支援をしていく必要があるということ学びました。とても勉強になりました。

ろう者、中途難聴者、難聴者それぞれが持つ困難や、情報保障に求めているものの違いを知ることができました。授業で学んだばかりのソーシャルワーク理論の中から医学モデル、生活モデルに当てはめて考えることで、長所短所がよく分かりました。聴力は人によって様々であり、グループや数字では決して表すことができないということを感じました。また、難

聴の方の支援方法を聞き、本人の心理的な支援が最も大切であるとともに、誰かに相談できるということはその人を救うことにも繋がると思いました。聴覚障害の正しい知識を学び、個々の状態や理想に合わせたいい支援をしていけるようにもっと勉強したいと思います。

今日は、中途失聴者・難聴者が求める支援と、ろう者が求める支援（母語が手話の方）との違いや、中途失聴者・難聴者への支援の事例から、見えてくる「聞こえ」の問題や、障害受容の難しさ等の課題について学んだ。中途失聴者・難聴者の方へ支援をしていく時、「これは伝わっているだろう」と決めつけて、コミュニケーションをとるのではなく、当事者が自己主張がしっかりできる、方法、話の内容が理解できる方法でコミュニケーションをとることを意識していきたいと思う。

・何やっても病気のせいにはされたくない、適度な心理的な距離の二つは特に共感した。確かに、自分は障がいを持っているが、あくまでも一人の人間であって、一人の人間として接してほしいという気持ちがある。

・支援をしてもらう立場として、一つ思うことがある。それは、支援者と支援してもらう者の立ち位置が同じではなく、支援してもらう者が上になっているように感じる。支援者の気持ちも聞きたいと思った。

「ふつうって何？」を常に考える・感性をとぎすませることが大切という話を聞き、支援の時、「ろう者は〇〇だから」と、ひとくくりにするのではなく、1人1人のことを考えて、支援していく、関わっていくことが大切なのかなと考えた。また、ただ支援するだけではなく、支援を受ける人と関わりをもった上で、コミュニケーションをとった上で支援することが当事者の求める支援に近づいていくのだろうとも考えた。

障害を抱える人への支援方法として、意思疎通、意思決定支援が最も重要だということを学びました。本人に説明をせず、意思を無視して勝手に支援者側が判断してしまうケースは未だに多いと聞きました。私も支援者として当事者主体をモットーに、本人の抱える困難についてしっかりと理解しながら安心して生活してもらえるような支援方法を考えていきたいと思っています。積極的に意見を聞いて、分かりやすいテイクを目指したいです。

今回の講義の中で厚生労働省社会保障審議会障害者部会協議された項目の2つ目に「障害者の意思決定支援」というものがあり、先生もここは大切に考えてほしい内容だと話されていた。PC テイクも、聴覚障害がある方の意思決定のための情報も伝えるという点から、障害者の意思決定支援の1つに含まれるのではないかと思う。PC テイクによって情報を伝えることが、意思決定支援にもつながっていることを知ることでPC テイクの重要性について改めて考え直すことが出来た。

人を支援するにあたって、研修は重要なことであると感じました。テイカー講座の質を高め、授業に入った時にしっかり支援ができるようにしないといけないと思いました。

合理的配慮について、使う・使わないに関係なく、聴覚障害のある人へ配慮されているということが、それを必要としている人にとって嬉しいと感じる、というお話が印象的でした。支援者として、情報を必要としている人にとって、配慮されていると思ってもらえるよう、PC テイクのスキルなど質を上げなくては、と思いました。

精神障害と聴覚障害を併せ持つ方への支援では、自分の感情を言葉で表すのが難しいということへの理解、手話などでその人が持つ力や言葉を支援者自身が知ることが最も重要だと学びました。良い支援に繋げるには、相手と同じ目線に立つということも含めて、ろうの世界に自ら入ることが大切だと感じた。聴力レベル、特性を把握し、支援を個別化し、安心して相談できるような環境をつくっていくことが求められていると思う。私自身も手話を勉強していきたいと思いました。

当事者を対象にした研究が極めて少ないという点から障害がある当事者主体の考え方がまだまだ少ないということを理解した。また、重複する障害がある方について学ぶことで支援を受けている方が見やすい画面作りに役立てることができると思う。

ろう学生の学校生活を支える立場に自分はいます。他の学生よりもろう学生と関わる立場なので、情報保障の対象者として支援するだけでなく、それ以外でも気軽に関われるような関係性をつくる必要もあると感じました。懇談会に参加しようと思います。

事例のなかで、状況によって伝えたいことが伝わらない場面があり、手話や絵を渡すなどで伝えようとする工夫が印象的でした。その場面から、相手に合ったコミュニケーション方法を用いることが大切だと分かりました。お話のなかにもありましたが、情報保障を行う支援者は橋渡しの役割があることから、相手に正確な情報を伝えるために、どのようにすれば相手が情報を受けとりやすいのか、工夫を考え続けていくことが必要だと思いました。

ろう者から聴者の定義がはっきりとしておらず、タイプ別での支援は当事者にとって負担になったり、必要なニーズに応えることができない状況を生んでしまう恐れがあると感じました。また、高齢のろう者支援は非常に難しく、社会から疎外されやすいと思います。ご近所との関係性や、本人の意思を支援者としてしっかりと理解し、よりよい生活に繋げていくことが必要だと学ぶことができました。今回も、ろう者の支援には手話しかないというこ

とを何度もおっしゃっていたことが印象的でした。質の高い支援を行うためには、本人を良く知るという意味をこめて手話通訳者や経過を知る人の存在が最も大事な要素だということを理解することができました。

通訳者の利用の仕方の注意についてのお話の中で「ろう者へ支援を行うため、手話通訳者を利用する際、通訳の世界も、ろうの世界も知らなければ、通訳者を選べない。」というお話があった。この話から、PC テイカーも、PC テイカーの世界、と、ろう者の世界、両方の世界を知る、それぞれの世界の交流が必要なのだとすることを再認識した。この講義も、世界をしるよい方法なのだと思った。

双方向の意思疎通が支援をするうえで必要であるということでした。ろう学生が支援者に対して意見を伝えることができ、その意見に対して支援者が意見を返せる環境が必要だと感じました。

【聴覚障害ソーシャルワーク受講の社会人受講生の声】

1.

森せんせいからお話をきいてあらためて思ったことは、「ろう運動との協働が必要！」これからもっと勉強して地域のために考えていきたいと思います。

社会福祉を学びたい、と感じた。また、うろ覚えのろうあ運動の歴史についてもきちんと押さえておかないと、と再認識した。同時に、これから自分がどのようにろうあ運動に係わっていけるのか、考えさせられる講義であった。最初から、参加できなかったのが大変残念であるが事例など、とてもわかりやすく、気づきのたくさん得られる講義である

ろう運動の4本柱の1つが情報提供施設を全国につくる事だった。実現した事は素晴らしいと思っていた。ただ、私は単に施設の役割は、情報だけ、と誤解していたと思う。SW という対人支援の拠点、機能もあることが、大きな気づきであった。

きこえないことで不利益をこうむっていることを、手話言語を命綱にしていることをもっと知りたいと思った。

高齢者へのSWの中でも、特にろう者へのSWが難しい事が良く分かった。手話通訳士として、そう言ったろう者と関わる時の良い参考になった。これからももっと知識を広げて活動していきたいと思う。

聴こえない方々の歴史や現状は前も学びましたが、森先生の実験の経験をうかがうと、とて

も、生々しく胸がつまる想いがしました。自分の少ない経験では知ることのできない現状をこれからも、たくさんうかがいたいです。

2.

中途失聴・難聴者運動の歴史とソーシャルワーク

聴覚障害者と言っても色々な障害があってその対応もちがう。理解しないと支援できないただ助けてあげるという意識はダメと思った。生活モデル、社会モデル、医学モデルをきちんと説明できることが大切ですね。あと、言葉の聞き分け能力あること初めて知った。

医学モデルと社会モデルが車の両輪であるとお話しが新鮮であった。これまで IFOC(?) では社会モデルへの思考・社会への変遷が必要と捉えていた。見えない聴覚障害を数値で表す必要性が理解できた。また、事例についてはとてもわかりやすく、大変勉強になります。

難聴者の苦しみがとても良く分かった。森先生の話聞いて、その辛い様子が目に浮かび、涙があふれそうになった。ろう者の中にも全ろうではなく、難聴（近くにいるある人の声だけきこえる）者だと思われる人が何人かいる。でも「私は聞こえない全ろうだ!!」と言う気持ちも先生の話を通して理解できた。

手話の勉強をするとき、ろう者については、よく、事例を学ぶが、中難者については、あまり学ぶ機会がないので、年表などもあり、とても、良かった。社会の中でも、ろう者（きこえない人）しか知らない人がほとんどなので、中難者について、もっともっと広く知らせていければ、いいと思う。（補聴器の CM にアイドルを…は、確かにいいですね。）

精神科医療福祉分野における聴覚障害者への支援 精神疾患について（森せい子先生）

本日紹介された偉人たちの作品を好んで読んだり、聴いたり、みたりと触れている。大学生の時、プラトン・ソクラテスアリストテレス等々…読んでいた事が懐かしく思い出された。今一度改めて、読みたいとともに紹介された本、資料もじっくり読みたいと思いました。これまでが前段、準備運動となるとこれから心して受講せねばと思いました。また、先生の恩師についても大変気になりました。

精神科医療福祉について初めて学べる場だった。正直な感想は「知らないことばかり」だった。

人づてに、うつ病になった方がいる話をきくが、想像すらつかなかった。

人間はもろい存在であること、人間は対人関係、社会で生きていく存在を考えると、相手を思いやる気持ち、のあたりまえな心と心の余裕が必要だと思った。

精神病は治す事ができないと知って大変驚いた。薬を飲めば治ると思っていた。又、私達も皆いつか病める人になるかもしれないと言う事を知り、精神病について、もっと深く勉強し知りたいと思った。

3.

精神科医療福祉分野における聴覚障害者への支援

精神科医療福祉に関する文献が少ないことが明らか。調査を通して報告を受けてもらった時に課題が色々ありすぎて、考えなければならぬし、さげられないと思いました。昔の同級生の一人が精神を病んで入院していることを思い出した。今だに入院しているか気になりました。

研究内容がとてもわかりやすかった。と同時にショックであった。聴覚障害者向けの合理的配慮がなされていない、(無理解、無知等) こと。結論と、今、これからできることについて考えさせられる授業であった。

日本は「国民皆保険制度」があつて、なんて素晴らしい国と、思っていたが、大間違いだった、その恩恵を正しく、きちんと利用できない人達がいる。それも意思疎通できる言語がないが、由に。54年間入院していた老人の話聞き思った。

手話を学び始めた時、介護・医療関係者が何人もいらしたので、(ろう運動の歴史の中でも、“みみずく”の事も教わり)、病院＝聴覚障害者に理解と、思い込んでしまっていた。

対人支援において傾聴(傾手話)の重要性がわかった。

「精神科医療現場への聴覚障害者福祉領域の専門家の積極的な介入が必要」にも係わらず、その専門家の育成がなされていないのは大きな問題だと思う。早急に国が対策を考えて、育成して欲しい。その為に私達も、何が出来るかを改めてきちんと考えなければいけないと思つた。

4.

ろう者の精神保健福祉援助に必要な事は先生の講義を聞いて思いあたる事があつたので身近にいるのに勉強が足りないと思つた。やはりろう者の精神保健福祉援助は必要だと強く感じている。12月に始まる地元のGHでのサポートをしつつ利用者を見守っていきたく思つた。

具体的事例をお聞きして様々な様子が目に浮かぶようだった。80歳(男性)ろう者と地域

の集まりで一緒になったとき、不参加の A さん（60 代男性）が「目を取り出した」との表現をして何事かとおもった。白内障の手術を受けたらしいと通りがかった B さんが教えてくれてそういう事かと思いましたが……。白内障の知識・経験がなく目の手術と聞いてそういう表現になることも理解できるが、今日のお話をきいて 80 歳の男性が誤解されかねない知的レベルを判断されてしまう可能性があるなと思った。今日のお話はとてもヘビーで心にささり考えさせられる内容だった。同時に非常に勉強になった。

このろう夫婦の事を伝えるのを認めてくれた親族に感謝したい。この場がなければ実態は分からないし街中にいるろう者からは垣間見ること、想像もつかなかった。「時代が生んだ聴こえない人の存在」というのは弱者は時代に翻弄されることだと解釈した。今回も人と向き合うこと、人間は人と社会との結びつきと、それにより成長存在すると分かった。

「ろう者の精神保健福祉援助には手話が必要」かつ「精神保健福祉に詳しい知識を持つ人」が必要だとわかった。「日本手話」だとか「手話はひとつ」だとか「対応手話」とかで争っている時間があれば困っているろう者にきちんと向き合うことが大事という言葉がとても私の胸に響いた。森先生の活動は本当に素晴らしく感動した。又、来週色々なお話を聞けるのを楽しみにしている。

以前通訳で発達障害の子どもさんと関わった。薬を強くして行動をおさえていた。本当に聴こえない人が精神の問題をかかえると何重にも困難が重なる。チームを作り皆で時間をかけて支えることが必要だと思った。その子の将来が本当に気がかりだ。

5

ひらがな・ジェスチャーが面白かった。難聴者の事例や心がけることは①質問しても「そうですね」「分かりません」「なるほど」の 3 語しか答えてこない。②突然死（自殺ではない）③入院患者への対応（ケア）④難聴者も手話を用いてほしい。サポートが必要で押し付けない。視界に入るように自然に。難聴者への支援をどう考えるか、そこまで深く考えてなかったので参考になった。

聴こえない・聴こえなくなった事を受容は本人のみならず家族や周囲が行わなければ精神に多大な影響があるとわかった。社会から孤立する事を防ぐ手立ては周囲の障害に対する理解が必要である。人間はコミュニケーションがないと病む。手話でも筆談でも口話でも方法は問わない。寛容な気持ちが大切だと思う。聴覚障害に限らず今後は日本社会に外国人が増えていくのだから同様の必要性があると思った。言語と社会性とアイデンティティの関係が理解できた。

「聴者（特に手話通訳者）はろう者と中途失聴者の橋渡しをして欲しい。中途失聴者に対して手話が下手だとか、筆談が面倒だとか批判をしないで欲しい」。本当にそうだと思う。私もこれからその様な事がないよう気を付けたいと思う。

アイデンティティがいかにか分かった。ろう・難聴者・中途失聴者に関わらずどんな人にも生きていく上で大切なもの。自分自身を含めそのことについて深く考え目の前のめり聴こえない人と関わっていききたい。

6.

出席者 9 名で円になって話し合った。もし大正なら？昭和だったら？現在では？みんなで話し合う機会がなかったからとても参考になった。

とても考えさせられる内容だった。どのような支援、どう動くか考える事が大事とのことだが、この時手話通訳者として何が出来るかについても同時に考えさせられた。想像する、話合う、他の方の意見を聞き知るなどで大変貴重な機会であった。知識、想像力を養わなければならぬと改めて思った。

支援にはその人の立場や生き立ちについて想像力が必要であると分かった。時代によって命の重さが異なり、社会制度・習慣・因習により命が粗末に扱われたと思う。今でいうなら旧優性保護法だと思った。

「苦しい時代を生きてきたろう者が最期は幸せな生活がきて死んでいくことができるようにすることが私達の使命」この言葉に感銘をうけた。どうすればそのお手伝いができるのか、私なりに考えていきたいと思う。

年金制度・教育制度・福祉制度などは大体わかっているつもりでも言葉にするには難しい。自分の知識を使い考えるのは疲れるがよい経験となった。

聴覚障害者福祉の歴史 事例研究（森せい子先生）

本人主体とのことで自分で決める選択肢を提供できるように知識をつけなければならないと思った。

冒頭の精神保健福祉の冊子の内容が興味深かった。今回の事例のロールプレイは手探りで参加した。ろう者の中でも特に意思疎通の手立てのない人の人間の尊厳を保つには通訳はもちろんのこと、各種専門員のチーム力が必要だと思った。本人の自己決定への導きをい

にするのかにより尊厳が守られるかで決まる。精神障害者の担当が保健師であることも分かった。精神保健医療の用語（病名）の理解が足りないので復習したい。

7.

今現在は知的障害者のみとなっている。そうではなくて今まで自己決定権を認められなかった生活をしてきたろう者にもぜひつけて欲しいという森先生の意見に共感した。人として当たり前の人権がある、当たり前の生活ができるように手話通訳者として支援できるようにになりたいと思う。

カンファレンスをしたことがないのでとても焦った。関係者の役職は知っていても具体的にどんな仕事をしているのか分からなかった。また支援の具体的な流れなども分かっていた。

8.

ケースワークとグループワークについてのお話を聞いて勉強になった。やはりコミュニケーションが大切だと思った。孤独にさせないようにグループを作りスタッフからの呼びかけなど協力が必要だと分かっているがなかなか解決できない現実に歯がゆい思いである。自分がやればよいのにそれができないことにも歯がゆさがつる。

ケースワークとグループワークそれぞれの基本や支援方法や効果も理解できた。原則の大切さを日々のなかで忘れてしまいがちなことなど非常にわかった。基礎を踏まえて聴こえない人の特性に合わせた支援、手話通訳者のあり方を考えさせられた。今後自分にどういった支援ができるのか考えていきたい。

ケースワークの基本原則は手話通訳者にも当てはまるので大切にしたいと思う。森先生が話す事例は大変なことなのに明るく・からっと感じる。やはり明るい性格はとても大切だと思った。

9.

精神障害などを合わせもつ方への情報保障・意思疎通支援について考えさせられた。医者が話す内容やコメディカルな言葉をどのように訳すのか？そこまで指導したことがないので考えていなかった。現場を見て情報などを理解したうえでどのように支援していくのか取り組むことが大切だと思った。

聴覚障害だけではなく様々な障害の特性を知ることは大事だと感じた。例の「気分はどう？」は上がる下がる、どう？など思いついたがハッキリどのように表したらよいのか分からなかった。SWを養成するための支援との言葉を重く受け止めた。

今までの総括に近づいている内容だと感じた。「ろう者の社会参加」がろう運動のスローガンであった。国連の「障害は社会が生み出す」という言葉はまさに当たっていると思う。ろう集団に入った時、手話ができない聴者は意思疎通できない障害をもつ。「精神科は言葉が治療につながる」これも重要だと思った。医師が書いた「医者あたま」という本を読んで石たまをもじっている。理系のコミュニケーション障害で患者の心を癒せない医者の批判だった。なるほどと思った。

意思疎通支援と情報保障の違いを改めて理解した。精神障害を持った方々への通訳の危うさも感じた。自分の思い込みがなかったか反省もした。分からない事、無理な事は医者に聞くということを改めて大切にしたいと思った。

10.

全15回のうち3回欠席をしたが、精神保健福祉の歴史やろう者の福祉の支援・援助に必要なことなど学べて良かったと思った。又、皆の感じたことや振り返りを聞くこともできて勉強になった。森先生のいる情報文化センターのイベントのボランティアをしたいと思う。

毎回の講義もさることながら講師の姿勢（あり方）に感銘をうけた。一人ひとりの受講生を必ず褒めてくださり暗い辛い話も明るくとても分かりやすくお話して下さりいつも素晴らしく思っている。慌ただしく講義に参加し集中できない状況でも温かく迎えてくださり有難かった。手話のできる精神福祉士として何年後になるかも分からないが一緒にできるよう自分のペースで学び続けていきたいと思う。ありがとうございました。

全15回を振り返り「人間ってなんだろう」と改めて考える機会になった。精神病などの知識もなくとも具体的な事例を示して頂いたことでもっと知りたいと思った。自分の考えを手話で伝えるのは難しかった。ありがとうございました。

「手話で会話を楽しめる場を作りたい」素晴らしい企画だと思った。是非お手伝いしたい。またお会いする日を楽しみにしている。

今まで知らなかった世界が学べた。森先生の研究した内容も教えて頂き感激した。今後どのくらいこの講義が私の通訳活動に活かせるか分からないが、心に留めておく。ありがとうございました。

A	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
充足感			欠席			■		欠席			■	
共感					■							
自己開示					■							
内省							■				■	■
知識							■				■	■
気づき	■	■			■	■					■	■
意欲	■											
理解感												■
想像力					■				■		■	
未来への展望						■						■
講師への関心												

充足感	2
共感	1
自己開示	1
内省	3
知識	4
気づき	6
意欲	1
理解感	1
想像力	3
未来への展望	2
講師への関心	0

B	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
充足感							■				■
共感											
自己開示			■								
内省	■			■	■		■		■		
知識										■	
気づき	■	■		■	■	■	■			■	
意欲	■	■	■								
理解感		■		■		■			■		
想像力					■	■					
未来への展望									■		■
講師への関心			■								

充足感	2
共感	0
自己開示	1
内省	5
知識	1
気づき	8
意欲	3
理解感	4
想像力	2
未来への展望	2
講師への関心	1

C	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
充足感			欠席					■	欠席	■		
共感						■						
自己開示												
内省										■		■
知識	■				■	■		■		■		
気づき	■				■	■		■		■		■
意欲												■
理解感												
想像力	■				■		■	■				
未来への展望												
講師への関心												

充足感	2
共感	1
自己開示	0
内省	2
知識	5
気づき	7
意欲	1
理解感	0
想像力	4
未来への展望	0
講師への関心	0

D	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
充足感									欠席	欠席	
共感											
自己開示											
内省											
知識											
気づき											
意欲											
理解感											
想像力											
未来への展望											
講師への関心											

充足感	1
共感	6
自己開示	0
内省	0
知識	4
気づき	1
意欲	2
理解感	2
想像力	2
未来への展望	3
講師への関心	2

E	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
充足感			欠席	欠席								
共感												
自己開示												
内省												
知識												
気づき												
意欲												
理解感												
想像力												
未来への展望												
講師への関心												

充足感	3
共感	3
自己開示	2
内省	4
知識	2
気づき	5
意欲	1
理解感	0
想像力	0
未来への展望	1
講師への関心	1

【付記】佐伯（2003）は、個人があるテーマについて習熟していく学習を「ヨコ」の学習、対して「自分は何を学ぶべきかを学ぶ」を「タテ」の学習と呼んだ。講義による単純な知識量の増加ではなく、行動のもとになる態度や価値観に影響を受けたかを知ることが重要であると考え、コメントから探索的に知識以外の側面を整理することを試みた。

9. 視覚・聴覚教材開発

以下は本年度の連携協議会、外部学会等の活動、セミナーで得られた知見を教材の形でまとめたものである。

- (1) 『視覚・聴覚障害者のための学びなおしマニュアル～レポート・論文の書き方』
国際基督教大学 アジア文化研究所助手 斉藤みか（解説・抄訳）
映像クリエイター 岡本裕志 （DVD・デジタル映像）
日本社会事業大学 三年 小林美彩 （日本手話翻訳・手話表現）
- (2) 『当事者に学ぶ聴覚障がいソーシャルワーク』
聴力障害者情報文化センター 施設長 森せい子（著）
- (3) 社会福祉士・精神保健福祉士を目指す人のための基礎講座
村下佳秀
日本社会事業大学聴覚障害者大学教育支援プロジェクト室 岩田恵子（翻訳）
手話通訳士 斉藤純 （撮影・字幕編集）
- (4) 『当事者に学ぶ日本手話・日本文学～日本古典文学の巻 「竹取物語」』
国際基督教大学 アジア文化研究所助手 斉藤みか（解説・抄録）
手話翻訳・イラスト 小林美彩 （イラスト・日本手話翻訳・手話表現）

特徴としては、視覚障害者・聴覚障害者・盲ろう者の共通の問題、つまり情報を得るモードがマジョリティと違うという点を克服するための、バリアフリー教材を作成したこと。また当事者の有識者がそろって感じていることは日本語が獲得できていない、視覚障害者・聴覚障害者・盲ろう者が非常に多いということである。そのための教材が（1）である。つまり日本社会のマジョリティが使う日本語は聞こえて見える人の言語であり、視覚・聴覚に障害がある人たちが習得することは極めて難しいということである。しかし、それは彼らの特性を理解した配慮があれば克服できることである。ひとたび獲得すれば連携協議会の当事者委員のように高い学識と教養を獲得することはできるのである。彼らが多様な学習に自由に参加できる社会を実現するための支援者のグループに、当事者が参加することも急務である。指導者・支援者を養成するために、（2）（3）を作成した。さらに、独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を守るためのプログラムのモデルとして（4）を作成した。これを基に当事者が語りべとしての役割を果たすようになればこの権利は守られると考える。

すべて別添のDVD, CD-rom があります。

視覚・聴覚障がい者のための
日本語学び直しマニュアル
～レポート・論文の書き方～

斉藤 みか 著



「当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム」
(2018年度文部科学省「障害者の多様な学習を支援する実践研究事業」)
代表 日本社会事業大学社会福祉学部 教授 斉藤 くるみ

まえがき

本事業「当事者から学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム」では、障害のある方もない方も、あらゆる教育にアクセスできる環境をつくるともに、障がいをもつ方自ら、障がいをもつ方々を（特に同じ障害をもつ方々を）、指導したり支援したりすることができることに気づき、社会貢献をしていただきたいと願ってプログラムの開発を行っています。この冊子・DVD・CD-ROMは視覚・聴覚に障害のある方にも高等教育を不利益なく受けることができ、教育者・研究者をも目指していただけるよう、アカデミックライティングに必要な基礎知識を学んでいただくために開発しました。

この30年ほどで、視覚・聴覚障がいのある学生を受け入れてくれる大学が少しずつ増え、今では多数の大学に障がいのある学生が在籍し、様々な職業に向かって勉強しています。しかし、最も難しいのは日本語を書くということで、大学受験の小論文、大学でのレポートや卒論、そして学術雑誌への研究論文の投稿に苦労しています。手話や点字の世界には独特の文化があり、聞こえて見える人たち向けの教育では、相当な配慮がないと、学習内容も伝わりません。このDVD・冊子・CD-ROMは視覚・聴覚に障害のある方々が、高等教育でその他の学生と同等に教育を受け、自ら表現できるように、日本語で書いて発表するコツやルールをお伝えするものです。是非ご覧いただき、あるいはお聞きいただき、ご意見をいただければ、今後改善し、新たな教材を開発したいと思います。さらに必要とされる教材がございましたら、それもお知らせいただければ幸いです。

文科省『障害の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』「当事者から学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム」

代表者 日本社会事業大学 社会福祉学部 教授 斉藤くるみ

第一章 レポート・論文とは？

1-1 レポート・論文とは何か

大学ではレポートの課題がたくさん出されます。高校で中間テスト・期末テストがあったように、大学では中間レポートや期末レポートがあります。そして、卒業するために、4年生の時には長い卒業論文を書きます。

論文は、**テーマについて調べて、考えて、その内容をまとめるもの**です。

【高校と大学の違い】

高校までの勉強：知識や解き方を覚えて答える。

大学の勉強：いろいろな情報・知識・意見を知って、自分なりの答えをみつけていく。

つまり、大学での勉強は「**自分で考える**」ことがとても大事です。その考えたことをまとめて形にするのがレポートや論文です。

【作文・小論文との違い】

レポート・論文は作文や小論文とどう違うのでしょうか？

作文：基本的に何を、どういう順番で書いても良い。

自分が思ったこと、経験したことなどを自由に書いて良い。**主観的**で良い。

例) 私は猫より犬が好きだ。犬の方が見た目がかわいいし、頭もいいと思う。

小論文：自分の主張と、なぜそう思うか、なぜそれが正しいかを書いて読む人を説得する。

論理的・客観的なもの。自分の意見とそう思う理由を考える。

自分が知っていることの中から整理して書く。

例) 猫よりも犬の方がペットに適している。なぜなら、犬と一緒に散歩に行くことができ、運動になる。また、人が来ると吠えるので防犯にもなる。

レポート・論文：テーマについて調べて、考えて、まとめて報告する。

論理的・客観的なもの。調べた結果をまとめる。

自分が知らないころを調べて書く。

作文は、主観的（自分がこう思う、という考え方）で自由に書いて良いものです。小論文とレポート・論文は客観的（自分以外の人が見ても、誰が見ても納得できること）に書く必

要があります。「自分はこう思う」「自分はこれが好き」ということを書くではありません。

また、作文はどんな順番で書いても良いですが、小論文とレポート・論文は論理的に書かなければいけません。論理的、というのは、読む人が納得できるように順番を考えて文章を並べる書き方です。

「主観的」「客観的」「論理的」、難しい言葉ですね。例を見ながら整理しましょう。

主観的：自分が好き、自分がこう思う、という自分の感情や考え。

例) 私は猫より犬の方が好き。

例) 私は、人は大学に行った方がいいと思う。

例) 肉より野菜の方が美味しい。

客観的：自分以外の誰が見ても納得できる事実。

例) 猫と違って犬は散歩ができる。

例) 大学を卒業した人の方が就職先の選択肢が広がる。

例) 野菜は栄養価が高い。

では「論理的」とはどういうことでしょうか。論理的ではない自由な文章と論理的な文章を見比べてみましょう。

論理的ではない文章：

私は猫より犬の方が好き。犬は見た目がかわいい。この間も家の近くを歩いていたらかわいい犬がいて、欲しいと思った。だから、猫よりも犬の方がペットに適している。

論理的な文章：

猫より犬の方がペットに適している。なぜなら、犬は猫と違って散歩ができるからだ。また、犬は知らない人が来ると吠えるので、防犯にも役に立つ。だから、猫より犬の方がペットに適している。

この二つの例、どちらが説得力があるのでしょうか？家で犬を飼うか猫を飼うか考えていたとして、どちらの書き方が他の人に「犬の方がいいな」と思ってもらえるのでしょうか？「論理的な文章」の方ですね。どちらも最後に「だから」という接続詞を使っています。「だから」があれば、「だから」の前は理由や原因、「だから」の後は結果になります。

「論理的ではない文章」は、「欲しいと思った」ということが「犬の方がペットに適している」ということの原因になっていませんね。自分が欲しいと思っただけで、それが「猫よりも犬の方がペットに適している」ということの原因にはなっていません。

一方「論理的な文章」は、「犬は猫と違って散歩ができる」「防犯に役立つ」ということが「猫よりも犬の方がペットに適している」ということの原因・理由になっています。「だから」の前後がきちんと原因・理由と結果になっています。こういう文章を論理的な文章といいます。

論理的な文章は、この例のように、「考えや主張」→「そう考える理由」→「結論」というように、文章の順番が考えられている文章です。そして、「だから」などの接続詞が正しく使われている文章です。

また、この例では「論理的ではない文章」は主観的なことが書かれていて、「論理的な文章」は客観的なことが書かれています。「論理的ではない文章」の「かわいい」というのはそれぞれの感覚で、好みは人によって違います。主観的な書き方ですね。「いや、猫の方が見た目がかわいい」と思う人もいるでしょう。

それに対して「論理的な文章」の「散歩ができる」「防犯に役立つ」というのは感覚ではなくて犬の特徴についての事実です。客観的な書き方です。

小論文とレポート・論文はどちらも客観的・論理的に書く必要があります。似ていますね。では何が違うのでしょうか。大きな違いは、小論文は「**自分の知っていることの中から書く**」、レポート・論文は「**自分の知らないことを調べてまとめて書く**」というところです。レポート・論文では知らないことを**調べる作業**が必要です。そして、実際に文章を書いている時間より、この調べる作業に使う時間の方が長くなります。

1-2 レポート・論文のルール

レポート・論文にはいろいろルールがあります。まずは基本的なものを覚えていきましょう。

ルール① 文体は「です・ます」ではなく「だ・である」】

レポート・論文では「～です」「～ます」という言い方は使いません。「～だ」「～である」という形で書きましょう。

例) ×犬の方が猫よりもペットに適しています。

○犬の方が猫よりもペットに適している。

例) ×犬を飼っている人は多いです。

○犬を飼っている人は多い。

ルール② 内容ごとに段落を分ける

レポート・論文は順番が大事です。「論理的」ということとも関係があります。「段落」というのは学校の国語の授業で習ったことがあると思います。文章のかたまりのことです。段落の最初は1文字分、スペースを入れて、次の段落ではまた1文字分のスペースを入れます。

この段落の分け方、好きなどころで区切るのではなく**内容が変わるところで区切ります**。

例)

ペットを飼っている家は多い。犬や猫を飼っている家が多いが、ペットにするには犬の方が適しているといえる。大きく二つの理由が考えられる。

まず一つの目の理由は、犬は猫と違って散歩ができるということだ。犬を飼えば毎日散歩に出かけるので、健康にも良い。

そして、もう一つの理由は、犬はしつけをすれば知らない人が来た時に吠えるなど、防犯対策にも役立つということだ。

この例では1段落目がこの文章のテーマについて、2段落目が1つ目の理由について、3段落目が2つ目の理由について、というように内容が分かれています。このように、段落は内容ごとに区切ります。

ルール③ 調べるために人の本や論文を使う時はどこの情報か書く

レポート・論文は「調べる作業」が大事です。自分が知っていることだけで書くではありません。本や論文を読んで、知識や考えを学びます。そして、その調べた情報を自分のレポート・論文の中でまとめていきます。この時、誰の何という本のどこに書いてあった情報か、自分のレポート・論文に必ず書きます。

書き方にも細かいルールがあるので、「3 引用のルール」で詳しく説明します。

1-3 レポート・論文のかたち

レポート・論文には基本的なかたちがあります。大きく分けて3つです。それは「**序論・本論・結論**」の3つです。

序論：このレポート・論文が何について、どのように書くものか説明する部分。

本論：レポート・論文の中身。調べて考えたことをまとめる部分。

結論：このレポート・論文で何について、どのように書いてきたか説明する部分。

「序論」は「これから何をどう書くか」を書き、「結論」は「ここまで何をどう書いてきたか」を書く部分です。そして、具体的に調べてことや考えたことをまとめるのが「本論」です。

レポート・論文は「序論→本論→結論」の順番で書きます。「本論」はレポート・論文の中身になるので、「序論」「結論」よりずっと長くなります。

【序論の書き方】

序論には

- ①テーマ
 - ②テーマについて何に・どのようなところに注目するか
 - ③何をどういう順番で書いていくか
- を書く必要があります。

①～③は序論の中に必ず必要なものです。例を見てみましょう。実際のレポート・論文では調べたことを入れてまとめていきますが、ここでは簡単な内容で、書き方のポイントを説明します。

ペットを飼っている家は多い。犬や猫を飼っている家が多いが、ペットにするには犬の方が適しているといえる。大きく二つの理由が考えられる。散歩に行けるといふことと、防犯に役立つということである。

これは序論の段落です。①「ペット」というテーマについて、②「犬と猫だったら犬の方がペットに適している」ということに注目して、③「散歩に行ける、防犯に役立つという理由をこの順番で書いていく」ということがわかります。

序論を読めば、そのレポート・論文が何についてどのように、どういう順番で書いてあるものなのかがわかるように書きます。

【本論の書き方】

本論は具体的に調べたことや考えたことを書く、レポート・論文の中心の部分です。本論は序論・結論より長く、段落の数も多くなります。ポイントは以下です。

- ①序論に書いた順番で段落を並べる
- ②それぞれの段落の最初は、その段落が何について書いている段落かわかるように書く
- ③接続語などを使って段落と段落の関係がわかるように書く

実際に本論はもっと長くなりますが、短い例を見てみましょう。さきほどの序論の例の続

きになります。

まず、犬は猫と違って一緒に散歩に行くことができる。毎日散歩に行くことになれば、歩く習慣ができて健康にも良い。散歩に行くことは人間にとっても気晴らしになる。

次に、犬はしつけをすれば知らない人が来た時に吠えるようになり、防犯にも役立つ。家に近づいた時に犬が吠えれば、泥棒も家に入りにくいだろう。

①序論に書いた順番は「散歩に行ける」「防犯になる」という順番でした。本論はこの順番で段落を並べていきます。②段落の最初は「一緒に散歩に行くことができる」「防犯にも役立つ」など、その段落で話す内容が何なのかはつきり書きます。③段落の最初には「まず」「次に」など、段落と段落のつながりがわかるような言葉を入れます。

【結論の書き方】

結論は、序論の反対です。序論が「何をどう書くか」説明するところで、結論は「何をどう書いたか」を説明するところです。なので、序論と似た文章になります。例を見てみましょう。

ここまで、犬の方が猫よりもペットに適しているということについて述べた。その理由として、まず散歩に行けるということがあげられた。次に、防犯にも役立つということを述べた。どちらもペットとして飼われることの多い犬と猫だが、犬の方がよりペットに適しているといえる。

ここまでどういうことを、どういう順番で書いてきたのかを振り返り、最後にまとめの文章を入れます。

この序論・本論・結論、という順番がレポート・論文を書く時の順番です。例文は短いものになっていますが、実際はもっと長い文章になります。ここではそれぞれの役割を覚えてください。

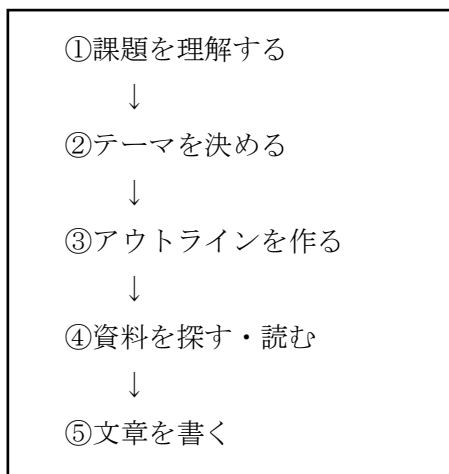
第二章 レポート・論文を書く手順

2-1 どういう順番で書くか

1ではレポート・論文とは何なのか、ということ学びました。それでは実際にレポート・論文を書く時には何をしたらよいか、もう少し具体的な説明をしていきます。

レポートは「調べる作業」が大事です。実際に文章を書いている時間より調べる時間の方が長いくらいです。

以下がレポート・論文を書く時の基本的な手順です。



①授業のレポートなどの場合は、先生から課題に合ったレポートを書く必要があります。何を書く必要があるのか、資料をどれくらい使う必要があるのか、何文字以内なのか、何日が締め切りか、など、最初にしっかり確認しましょう。

②テーマを決めます。課題が出されている場合にも、自分のレポート・論文でどこに注目するのか、更に具体的なテーマを決める必要があることがほとんどです。テーマ決めの方法は次の「2-2 テーマ決め」で詳しく説明します。

③テーマが決まったら、アウトラインを作ります。アウトラインは、何をどういう順番で書くかという、目次のようなものです。これを考えてから書き始めないと、レポート・論文はうまく書けません。アウトラインの作り方は「2-3 アウトライン作り」で詳しく説明します。

④テーマ、アウトラインが決まったら、必要な資料を探します。本を読んだり論文を読んだりする他、インターネットの情報も使うことができます。資料について、詳しくは「3-2 資料の選び方・探し方」で説明します。

⑤文章を書く。ここまで準備ができたなら、文章を書いていきます。最終的に全体が「序論・本論・結論」の順番になるように書きますが、自分の書きやすいところから書き始めてもかまいません。

これがレポート・論文を書く時の手順です。書き始めるまでにやることがたくさんあるのがわかると思います。それぞれどういう作業をする必要があるのか、どういうポイントがあるのか見ていきましょう。

2-2 テーマ決め

授業の中間レポートや期末レポートでは、先生から課題が出されます。例えば、「授業で学んだことから特に興味を持った問題を一つとりあげて分析しなさい」「授業で学んだ理論を使いながら、身近な例をとりあげて考察しなさい」など、課題はいろいろ考えられます。どのような課題でも、その課題に合った内容の中で、自分が具体的に何について書くのか決めて書く必要があります。それが「テーマ決め」です。

卒業論文を書く時には、もっと広い選択肢の中から自分が調べたい、考えたい内容をテーマに選びます。

テーマを決める時のポイント

- ①課題の条件と合っている
- ②調べる・議論する価値がある
- ③資料があって調べることができる内容である

①「授業で学んだことから」と言われたら必ず授業で学んだことを選ぶ必要がありますし、「授業で学んだ理論を使いながら」と言われたら、授業で学んだ理論を使う必要があります。当然ですが、課題の内容と合っているテーマを選ぶ必要があります。よく課題を確認してテーマを決めましょう。

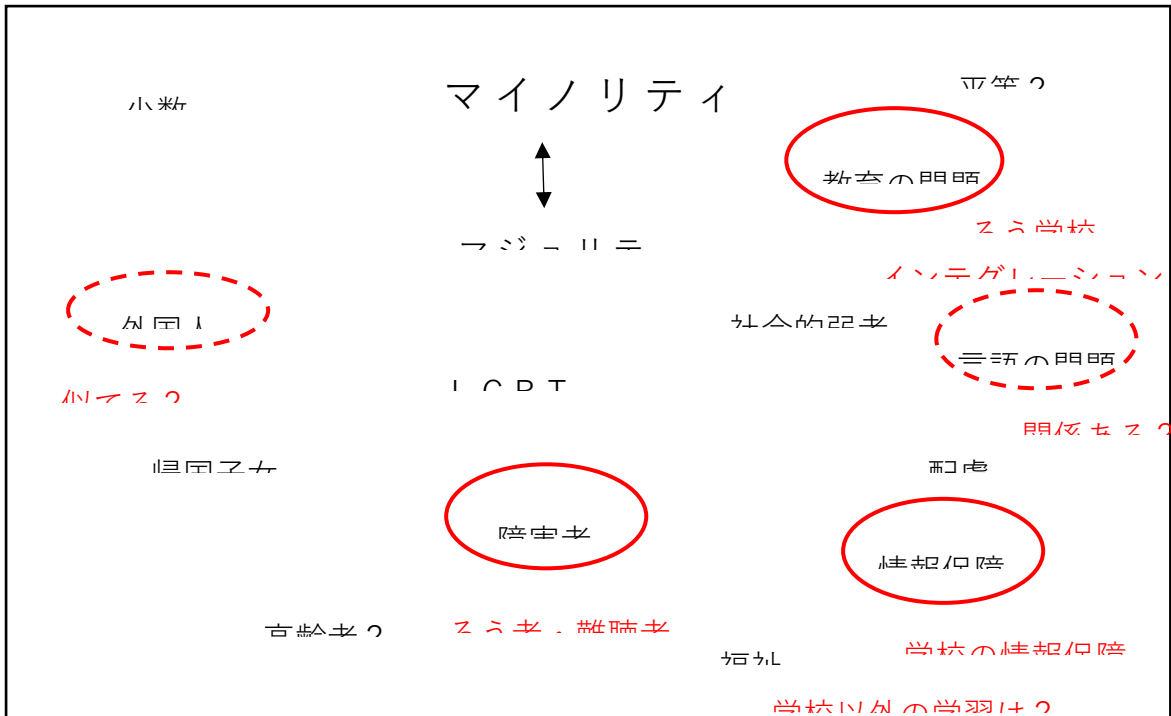
②レポート・論文のテーマは調べる・議論する価値があるものにしましょう。例えば、「人を殺してはいけない」ということを長々と説明しても、ほとんどの人は、「そりゃそうだろう」と思います。これはあまり議論する価値のないテーマです。それでは「死刑は必要かどうか」だったらどうでしょうか。必要だと思う人、死刑はよくないと思う人、意見が分かれるのではないのでしょうか。これは議論する価値があるテーマです。

また、授業中に先生が話したことをそのままとめるのもあまり意味がないですね。書く価値がありません。授業中に聞いた話をもとに、自分の身近な例と結び付けて、関連付けて考えたり、更に調べたりすることが必要です。レポート・論文では、調べてまとめる価値があるテーマを選びましょう。

③どんなに良いテーマを選んでも、実際に自分が調べることができる内容でなければレポート・論文は書けません。図書館や書店で手に入らないような資料を見なければ書けないような内容は、実際に書くことが難しいです。自分が調べられる内容にする、というのも一つのポイントです。

【テーマを決める方法】

何について、どこに注目して書くか考えるためには、課題に関連することで自分が思いつくことをとにかく書き出してみるのが良いです。



例えばこのように、自分の関心のあるものをまとめていきます。自分が「障害者」と「教育」について興味がある、書きたいことがあるという場合は、更に詳しい情報を書き足してみます。「ろう学校」「インテグレーション」や「学校の情報保障」など、気になることを書き足していき、調べないとわからないことも「学校以外の学習は?」といった形で書いておきます。

「マイノリティー」という言葉を聞いて自分が思いついたとの中で、今回はその中の「障害者」特に「ろう者・難聴者」の「教育」というところに注目してみよう、という形でテーマが少しずつ具体的になってきましたね。

あとは、どういうことを主張するかです。学校の情報保障が不十分であるということについて書きたいか、ろう学校の教育とインテグレーションの場合の教育を比べてみたいか、他のマイノリティー（例えば外国人）の教育と比べてみたいか、など考えていきます。関係のある本や論文を読んで書きたいことをしばっていてもよいです。

主張や具体的に何を書くかをもう少し考えていく必要がありますが、とりあえずテーマは「聴覚障害者の教育」ということにできますね。

2-3 アウトライン作り

テーマが決まったらアウトラインを作ります。アウトラインとは、本の目次のようなものです。レポート・論文の中で何を、どういう順番で書くのか、ということを書いたメモのよ

うなものです。実際にレポート・論文の文章を書き始める前に、アウトラインを作りましょう。アウトラインがないと、途中で何を書いているのかわからなくなったり、論理的につながない文章になってしまいます。逆に言うと、アウトラインがきちんとできていれば、その通りに文章を書いていだけでレポート・論文は書けてしまいます。アウトラインはレポート・論文の説明書・地図のようなものです。ここをしっかりと作ることができるかどうかが良いレポート・論文を書けるかどうかの鍵になります。

【アウトラインの作り方】

まず、テーマについて自分の主張したいことを考えてみましょう。レポート・論文には「**主張の文章**」が必要です。「聴覚障害者の学校教育」というテーマにするとして、何を主張したいか、何をまとめたいか考えます。もっと学校で情報保障が必要だ、ということを主張したいのであれば、「学校教育の中でろう・難聴の生徒のための情報保障の機会が今より増えるべきだ」というのが主張の文章になります。

主張が決まったら、テーマを決めた時に「マイノリティー」という言葉から思いつくことを書き出していったように、自分が決めたテーマについて書きたいことを書き出して試してみましょう。「聴覚障害者の学校教育」というテーマでレポート・論文を書くとして、どんなことが書けそうか考えてみます。箇条書きでいいので、どんどん書き出してみましょう。

- ・ろう・難聴者は学校の中でマイノリティーである
- ・ろう学校に通っている生徒と、普通学校にインテグレーションしている生徒がいる
- ・情報保障がないと授業の内容がつかめない
- ・自分は小学校から高校まで情報保障がなかった
- ・情報保障には手話通訳、文字の両方がある
- ・ろう学校とインテグレーションで状況が違う？
- ・遠隔の情報保障を使っていたという友達がいた（自分の学校との違いは？）

思いつくかぎり書き出してみたら、今度は分類します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ろう・難聴者は学校の中でマイノリティーである・ろう学校に通っている生徒と、普通学校にインテグレーションしている生徒がいる・情報保障がないと授業の内容がつかめない |
|---|

この3つは、今回のテーマについての基本的な情報・説明なので同じグループにできそうです。

- ・情報保障には手話通訳、文字の両方がある
- ・自分は小学校から高校まで情報保障がなかった

この2つは、情報保障に関する話です。前のグループより少し詳しく、情報保障の話をするグループにできそうです。

- ・ろう学校とインテグレーションで状況が違う？

これはどちらのグループにも入らない、新しい話題です。もう少し調べると、他にもここに一緒に書けることがありますね。

- ・遠隔の情報保障を使っていたという友達がいた（自分の学校との違いは？）

これは、調べてみたら情報保障を充実させるための解決策がわかるかもしれません。これも、分けておきましょう。

箇条書きにした内容をグループ分けすると以下ようになります。

①基本情報

- ・ろう・難聴者は学校の中でマイノリティーである
- ・ろう学校に通っている生徒と、普通学校にインテグレーションしている生徒がいる
- ・情報保障がないと授業の内容がつかめない

②情報保障について

- ・情報保障には手話通訳、文字の両方がある
- ・自分は小学校から高校まで情報保障がなかった

③ろう学校と普通学校の比較

- ・ろう学校とインテグレーションで状況が違う？

④解決策？

- ・遠隔の情報保障を使っていたという友達がいた（自分の学校との違いは？）

このグループ分けをもとに、実際にアウトラインを書いてみましょう。アウトラインは以下のような形で書きます。少し、言葉などをレポート・論文用に変えながらアウトラインを書いていきます。

テーマ：「聴覚障害者の学校教育」

主張文：学校教育の中でろう・難聴の生徒のための情報保障の機会が今より増えるべきだ。

序論

①学校の中の聴覚障害者の概要

- ・ろう・難聴者は学校の中でマイノリティーである
- ・ろう学校に通っている生徒と、普通学校にインテグレーションしている生徒がいる
- ・ろう・難聴の生徒は情報保障がないと授業の内容がつかめない

②情報保障について

- ・情報保障には手話通訳、文字の両方がある
- ・自分自身の経験

③ろう学校と普通学校の比較

- ・ろう学校の情報保障
- ・普通学校の情報保障

④情報保障を充実させるための策

- ・遠隔の情報保障を使う方法
- ・その他の方法

結論

これがアウトラインの例です。アウトラインが書けたら、あとはその順番通りに文章を並べていけばよいです。アウトラインがしっかりできていれば、良いレポート・論文が書けます。

第三章 引用ルール

3-1 なぜ引用するのか？

自分のレポート・論文の中に他の人の本や論文の言葉を使うことを「引用する」と言います。レポート・論文ではこの「引用する」という作業がとても大事です。

どうして人の言葉を使う必要があるのでしょうか？「1 レポート・論文とは」で学んだように、レポート・論文は小論文と違って調べる作業が大事でした。知っていることの中から書くのではなく、自分がまだ知らないことを調べてまとめる作業が大事です。

また、レポート・論文では説得力が必要です。自分がこう考える、というだけでは弱いですね。自分はこう考える、この先生も同じことを言っている、と言えば、説得力が増します。正しいのかもしれない、と思ってもらえます。

レポート・論文では、自分が知らないことを調べて、その情報がどこに書いてあったか引用します。また自分の主張に説得力を持たせるために他の人の意見や考えを引用します。

引用には大きく分けて二通りの方法があります。

【引用の種類】

直接引用：本や論文、インターネットに書いてある情報を**そのまま、一字一句変えずに使う**引用の方法。

間接引用：本や論文、インターネットに書いてある情報を**自分の言葉で言い換えたりまとめたりして使う**引用の方法。

基本的には、そのまま一字一句変えずに使う直接引用が良いです。理由は、どこが引用の部分でどこが自分の文章なのかの区別をはっきりつけやすく、その人が言った言葉そのままなので説得力もあるからです。

間接引用は、例えば引用したい部分がとても長くて自分で少しまとめた場合や、引用したい資料が「です・ます」体で書かれていて、自分のレポート・論文と文体を合わせたい場合などに使います。

どちらの引用方法でも、その情報がどこからの情報なのをはっきり書く必要があります。その書き方は「3-3 文中の引用ルール」で詳しく説明します。

3-2 資料の選び方・探し方

引用ルールを説明する前に、資料の選び方・探し方の話をします。まず、レポート・論文に使うと良い資料と使わない方が良い資料があります。

【資料の選び方】

基本的には、本や論文を使いましょう。インターネットは便利なので、自分が書こうと思

っているテーマについて検索をするといろいろな情報が出てきます。しかし、レポート・論文に使うにはふさわしくないものもたくさん出てきてしまいます。

例えば、Wikipedia はいろいろなことについて詳しく説明されていて便利ですね。しかし、レポート・論文で Wikipedia の情報を使ってはいけません。理由は、Wikipedia が誰でも書き込むことができるものだからです。つまり、間違っただけの情報がある可能性があるので、修正された情報を見つけたら他の人が修正することもできますが、修正されないままになっている情報もあります。当然、個人のブログや SNS の情報も間違っている可能性があるためレポート・論文には使ってはいけません。

本や論文は、ある程度そのテーマについて詳しい専門の人が書いていることが多く、また本や論文として出す時には出版社の編集者が内容をチェックをします。つまり、情報の正確さが違うのです。

インターネットの情報を絶対に使ってはいけないというわけではありません。例えば、厚生労働省が出している統計などは、本になるのに少し時間がかかります。最新の情報は、インターネットで見た方が良いです。つまりインターネットの情報は「誰が出している情報か」によって使って良いもの、使うべきではないものに分かります。厚生労働省など、国の機関が出しているデータはもちろん信頼できます。あるいは、朝日新聞社・読売新聞社など新聞社が出している記事はインターネットの記事でも信頼できます。

レポート・論文には、**情報が正確なもの**を使いましょう。

【資料の探し方】

①本を探す

まず大学の図書館で本を探してみましょう。図書館には「OPAC」という、本を検索するツールがあります。そこにキーワードを入れて、関係ありそうな本を見つけます。そして、その検索で出てきた本が置いてある本棚に行ってみましょう。本棚ではその本の周りも見えてみましょう。図書館の本は似たような内容なものが近くに並んでいます。タイトルでは検索に引っかからなかったものも、同じ棚にあったりしますので、周りも見えてみましょう。

「OPAC」の検索でうまく本が見つからない時には、検索するキーワードを少し広いものに変えてみましょう。例えば、「聴覚障害者 教育」で検索して出て来なければ「障害者教育」と広げてみましょう。あるいは、「聴覚障害者」だけで検索してみるのも一つの方法です。見つからない、と思わずに、検索する言葉を広い言葉に変えていきましょう。

実際に自分のテーマと関係ある本が見つかったら、その本の後ろの「参考文献リスト」を見てみましょう。その人がその本を書くために見た本のリストです。これも自分のレポート・論文に使える資料になるかもしれません。

②論文を探す

論文は、インターネットのデータベースなどを使うと探しやすいです。例えば以下のように

な方法があります。

- ・ Google Scholar で検索する

Google Scholar は Google の検索の中で学術的な内容のものが検索できるものです。論文の全文を見ることができるものもあります。「Google Scholar」で検索し、更にそこで表示される検索バーにキーワードを入れると、そのキーワードと関連する学術論文の情報が出てきます。

- ・ CiNii で検索する

CiNii は日本語論文のデータベースです。キーワードを入れて検索すると関連する論文の情報が出てきます。中には本文まで見られるものもあります。

- ・ 図書館の契約データベースを使う

大学図書館は、データベースと契約をしているところが多いです。自分の大学の図書館ホームページを見てみましょう。また、わからない場合は図書館の職員に相談すると資料の探し方を教えてもらえます。図書館は皆さんの学習のためにあります。どんどん活用しましょう。

3-3 文中の引用のルール

人の言葉や本に書いてある情報を自分のレポート・論文の中で使う時にはいろいろなルールがあります。このルールを守っていないと、「剽窃(ひょうせつ)」という罪になります。「剽窃」は、わかりやすい言葉で言うと「パクリ」です。人の考えや情報をまるで自分が思いついたことのように書くことを「剽窃」と言います。そのつもりがなくても、きちんとルールを守って、どこにその情報が書いてあったのかということを書かないと「剽窃」になってしまうので注意しましょう。

具体的な書き方を見ていきましょう。先ほど説明した直接引用と間接引用、それぞれ書き方が少し違います。

例えば、この本の文章を使いたいときの書き方です。

一方、ろう者の文化は音のない視覚中心の文化であり、そのことはどの国、あるいはどの民族の手話者にも共通している。さらに手話という言語の特徴は、手話を話す人の思考に影響を与えると言われる。音声言語しか持たない聴者とは違って、空間を活用する手話というものを使う人は立体的な思考をされると言われる。つまり世界中のろう文化には共通点がある。

【直接引用】

直接引用するときには、**本や論文の言葉を一字一句変えないで**そのまま使います。必ず「」の中に入れて、最後に（ ）の中に（著者名、出版年、ページ数）を書きます。

手話話者の思考について齊藤くるみは「手話という言語の特徴は、手話を話す人の思考に影響を与えられると言われる。音声言語しか持たない聴者とは違って、空間を活用する手話というものを使う人は立体的な思考をされると言われている」（齊藤、2007、p. 44）と述べている。

「」の中が本の文章、それ以外が自分の言葉です。このように、自分の言葉と本からの文章を混ぜながらレポートや論文を書いていきます。本からの文章など、**自分の言葉ではないところにはかならず（ ）で著者名、出版年、ページ数を書きましょう。**

【間接引用】

間接引用するときには本や論文の内容はそのまま、言葉を自分で変えますが、そのときにも引用した部分の最後には（著者名、出版年、ページ数）を書きます。

齊藤くるみは、手話話者は聴者とは異なり、立体的な思考をすると述べている。手話という言語は、手話を話す人の思考に影響を与えると言うのである（齊藤、2007、p. 44）

直接引用とは違って、「」がありません。本の文章を、内容を変えずに自分の言葉で書き変えているからです。その場合も、どの部分が本の文章を書き変えたところなのかをはっきり示す必要があります。直接引用と同じように、**必ず最後に（ ）で著者名、出版年、ページ数を書きます。**それに加えて、**本からの内容が始まる場所がわかるように「齊藤くるみは」と著者名を文章の中に入れる**という方法もあります。この書き方であれば、自分の言葉と、本からの言葉をはっきり分けることができます。

細かいルールですが、引用する文章が1ページにおさまっている時には「p. 44」という書き方をして、2ページ以上にわたっている場合には「pp. 44-45」という書き方をします。

また、名前の書き方にもルールがあります。（ ）の中は名字だけを書きます。（齊藤、2007、p. 44）という形です。自分の文章の中で本の著者名を書く時には、一番最初にその人の名前を書く時だけフルネームで名字も名前も書きます。「齊藤くるみは、手話話者は聴者とは異なり」という形です。2回目以降は、本文の中でも名字だけになります。「齊藤くるみは、手話話者は聴者とは異なり、立体的な思考をすると述べている。また、齊藤は、手話という言語は手話を話す人の思考に影響を与えると言うのだ」というような形です。最初だけフルネーム、というルールも覚えておきましょう。

引用のルールまとめ

- ・直接引用は「 」に文章を入れて最後に（著者名の名字、出版年、ページ数）
- ・間接引用は「 」なしで、最後に（著者名の名字、出版年、ページ数）
- ・ページの書き方は1ページの時は「p. 44」、複数の時は「pp. 44-45」
- ・本文で人の名前を書く時には、一番最初だけフルネーム、二回目からは名字のみ

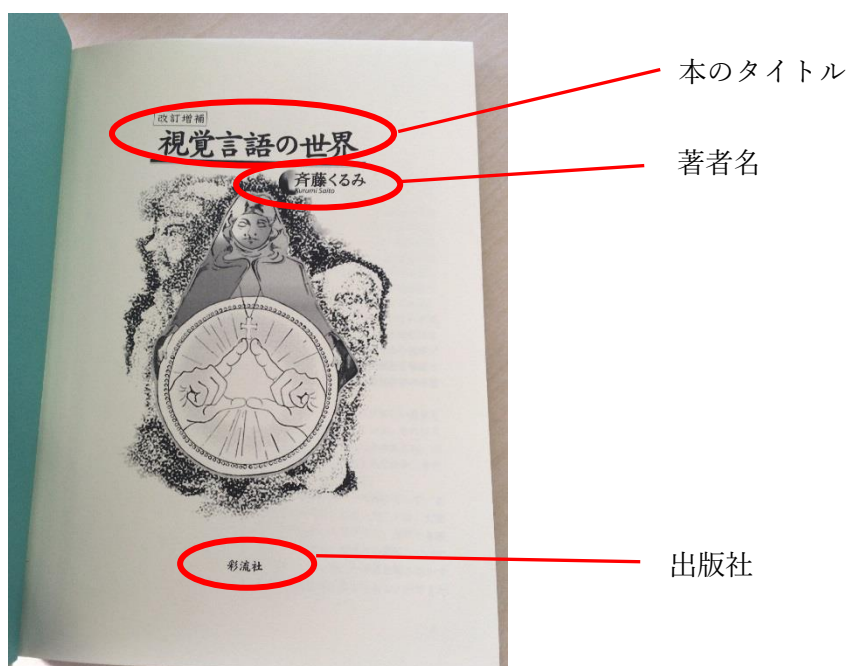
3-4 参考文献リストの書き方

本や論文の文章を使うときには、本文の中に（著者名、出版年、ページ数）を書く、ということ学びました。これだけだと、本のタイトルはわかりませんよね。タイトルなども含めた詳しい情報は、本文の中ではなくレポートや論文の最後に**参考文献リスト**としてくっつけます。

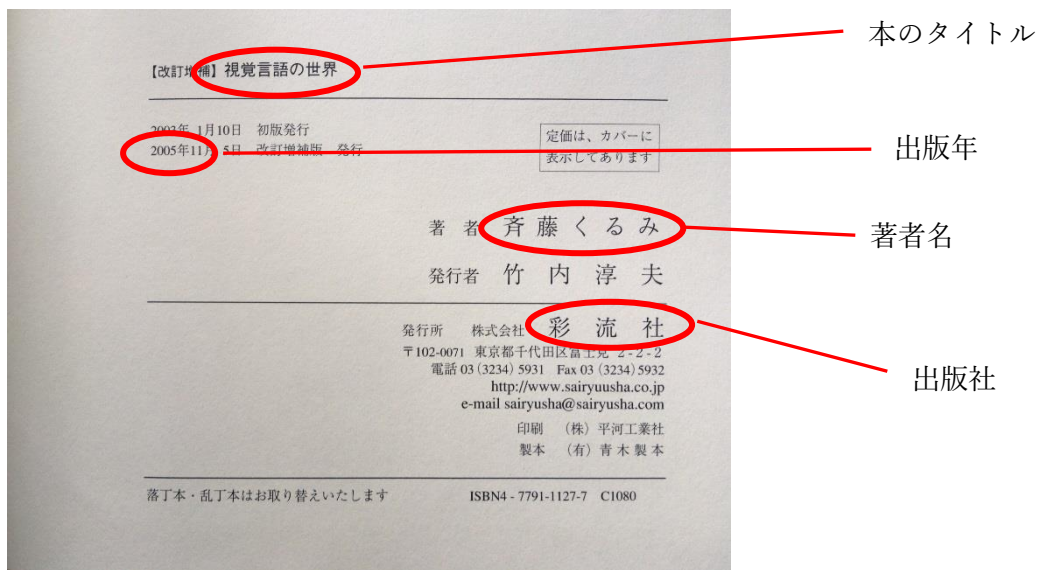
参考文献リストは、使った本や論文について、著者名・本のタイトル・出版社・出版年などの情報をリストにまとめるものです。自分のレポート・論文で使った資料は全てこのリストに入れましょう。本のタイトルや著者名はわかるけど、出版社や出版年はどこを見ればよいのでしょうか？

本の場合は、表紙をめくると中表紙があります。大体はここにタイトル・著者名・出版社が書いてあります。また、更に詳しい情報は本の一番最後のページを見ると書いてあります。このページを「奥書」（おくがき）と言います。参考文献リストを作るのに使うので覚えておきましょう。

【中表紙の例】



【奥書の例】



中表紙・奥書から、以下の情報がわかりました。

著者名：齊藤くるみ
本のタイトル：視覚言語の世界
出版社：彩流社
出版年：2005年

【出版年について】

ところで、奥書の出版年を見ると、2行になっています。

2003年1月10日 初版発行
2005年11月5日 改訂増補版 発行

参考文献リストにはどちらを書けば良いのでしょうか？この場合の答えは「2005年」の方です。

2003年1月10日 初版発行
2005年11月5日 第2版 発行

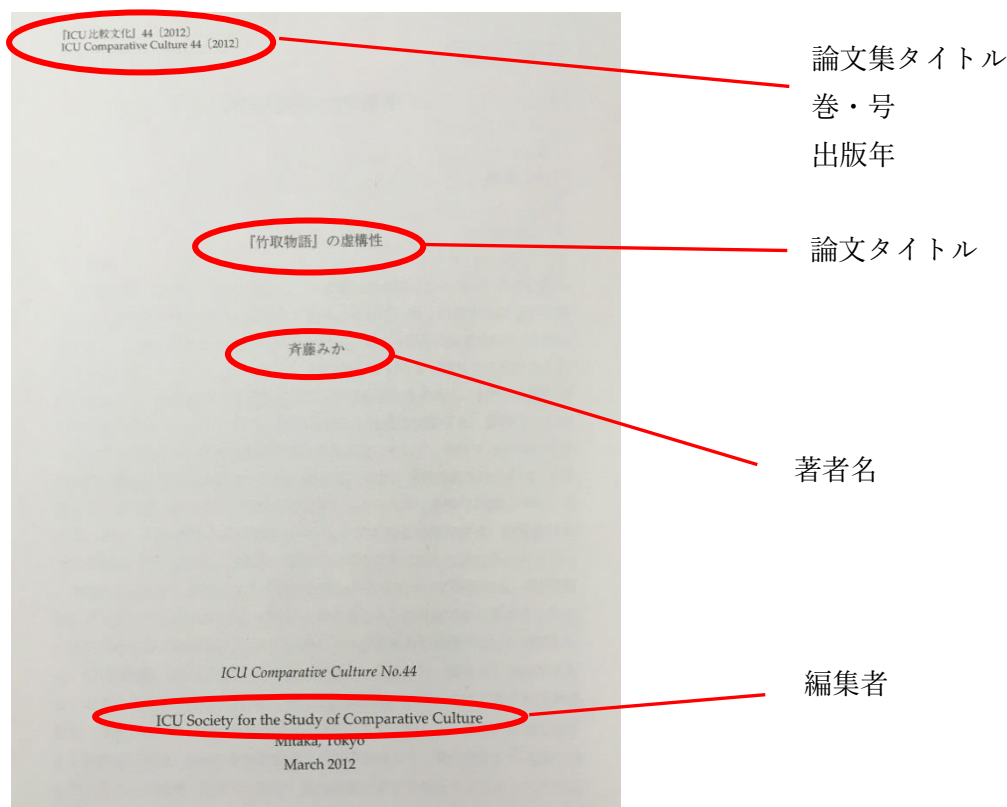
この場合は、「2003年」の方を書きます。何が違うのでしょうか？

上の例は「改訂増補版」と書いてあります。「改訂」は内容を改めて修正している、という意味です。「増補」は新しいものが加わっている、という意味です。つまり、「改訂増補版」と書いてある場合は、「初版」（最初に出版したもの）から少し変更が加わっている、という意味です。内容が変わっているため、自分が見た新しい方の「2005年」をリストにも書きます。

一方、「第2版」というのは、本の内容は変わらずに、そのままの内容で印刷をしたという意味です。「初版」で印刷した本が売り切れてしまったので、新たに同じ内容で印刷し足した、というイメージです。内容に変更がないので、この場合は「2003年」の方をリストに書きます。

少々ややこしいですが、「第〇版」となっている時は上の「初版」の数字を使い、「改訂」や「増補」という言葉が合ったら新しい方の数字を使う、と覚えておいてください。

論文の場合にも、中表紙や奥書が参考文献リストを作る参考になります。論文の場合には、論文を書いた著者名、論文のタイトル、論文集のタイトル、巻・号、編集者・出版社、出版年、その論文が掲載されているページ数、と書くことが本の場合より多くなります。



論文の場合には、データベースを見るのも一つの方法です。データベースには参考文献に必要な情報が書いてあります。例えば、同じ論文をCiNiiで検索してみると以下のような画面

にたどりつきます。

論文タイトル
論文集タイトル
著者名
巻・号
ページ数
出版年
編集者

論文の表紙とデータベースから以下の情報がわかりました。

著者名：齊藤みか
論文タイトル：『竹取物語』の虚構性
論文集タイトル：ICU 比較文化
編集者：国際基督教大学比較文化研究会
巻・号：44号
出版年：2012年
掲載ページ数：pp. 1-30

【掲載ページ数について】

論文の場合には、自分が使った論文が論文集の中のどこからどこまでの間に入っているかということも書く必要があります。自分が見たページということではなく、その論文がどこからどこまでのページに載っているのか、という情報です。

情報の見方がわかったら、実際に参考文献リストを作ってみましょう。書き方が使った資料の種類によって違うので、それぞれ見ていきましょう。

【本の場合】

①著者が一人の場合

著者名（出版年）、『本のタイトル』、出版社

先ほどの情報を入れてみると以下のようになります。

斉藤くるみ（2005）、『視覚言語の世界』、彩流社

【論文の場合】

著者名（出版年）、「論文のタイトル」、『論文集のタイトル』、巻・号、編集者、掲載ページ数

先ほどの情報を入れてみると以下のようになります。

斉藤みか（2012）、「『竹取物語』の虚構性」、『ICU 比較文化』、44号、国際基督教大学比較文化研究会、pp. 1-30

参考文献の情報を並べる時に、書くことが多く2行以上になる場合には、上の例のように2行目以降はスペースをあけます。名前のところだけが、一番左にくるようにします。

本文の中に書いた（著者名、出版年、ページ数）の情報は、それを見たら参考文献リストの中のどの資料なのかがわかるようにするための情報です。本文中の（ ）の情報と、参考文献リストの一番左側を見てぱっと同じ資料だとわかるようにします。

参考文献リストは、著者名の五十音順に並べます。

他にも、著者が2人以上の場合や、インターネット上の資料を使う場合など、書き方が異なります。それぞれの書き方は附録の「参考文献の書き方」を見てください。

第四章 実際にどう書くか

それでは実際に、レポートや論文を書くにはどのような文章を書いていけばよいのでしょうか。より具体的な書き方を見ていきましょう。

4-1 トピックセンテンスを入れる

内容ごとに段落を分ける、ということは既に学びました。段落の最初の文章は「**トピックセンテンス**」という文にします。「トピックセンテンス」とは、「この段落が何についての段落なのかの説明」です。

例を見てみましょう。第2章で作ったアウトラインをもとに、各段落のトピックセンテンスを書いてみましょう。それぞれの見出しと、トピックセンテンスは次のようになります。

【見出し】

・ろう・難聴者は学校の中でマイノリティーである

【トピックセンテンス】

ろう者・難聴者は学校の中で少数派、つまりマイノリティーである。

【見出し】

・ろう学校に通っている生徒と、普通学校にインテグレーションしている生徒がいる

【トピックセンテンス】

ろう・難聴の生徒には、ろう学校に通っている生徒と普通学校にインテグレーションしている生徒の二通りがある。

【見出し】

・ろう・難聴の生徒は情報保障がないと授業の内容がつかめない

【トピックセンテンス】

ろう者・難聴者の生徒は、手話通訳や要約筆記などの情報保障がないと、聞えないため授業の内容がわからないのである。

【見出し】

・情報保障には手話通訳、文字の両方がある

【トピックセンテンス】

情報保障には、手話通訳と文字による要約筆記の両方がある。

【見出し】

- ・自分自身の経験

【トピックセンテンス】

自分自身、小学校から高校まで学校の授業には情報保障が付いていなかった。

【見出し】

- ・ろう学校の情報保障

【トピックセンテンス】

まず、ろう学校の情報保障の状況について述べる。

【見出し】

- ・普通学校の情報保障

【トピックセンテンス】

次に、普通学校での情報保障の状況について述べる。

【見出し】

- ・遠隔の情報保障を使う方法

【トピックセンテンス】

学校に情報保障を導入する方法の一つに、遠隔情報保障を使う方法がある。

【見出し】

- ・その他の方法

【トピックセンテンス】

学校に情報保障を導入する方法には、他に音声認識ソフトを使う方法などがある。

つまり、トピックセンテンスというのは、「この段落はこれから何について話す段落なのか」ということがわかる文章ということです。まずこのトピックセンテンスを書いて、そこから具体的な説明などを書き加えて段落を作っていきます。

例えば、この段落のトピックセンテンス以降を続けて段落を書いてみましょう。

【見出し】

- ・情報保障には手話通訳、文字の両方がある

【段落】

情報保障には、手話通訳と文字による要約筆記の両方がある。手話通訳とは、手話通訳が先生や生徒の声を聞いて手話に翻訳する方法である。要約筆記とは、先生や生徒の声を聞いて文字にする方法である。要約筆記は、手書きの場合とパソコンの場合がある。パソコンの場合は「パソコン要約筆記」と言うこともある。

このように、トピックセンテンスでその段落の内容を示して、そこから詳しい内容を書き足していきます。

4-2 序論・結論の書き方

各段落はトピックセンテンスを書いて詳しく説明していく、という方法で書いていきます。序論・結論はレポート・論文の最初と最後に必ずつけるパートです。序論・結論の役割やポイントは「1-3 レポート・論文のかたち」でも学びました。

ここでは、より具体的な書き方について説明します。

【序論の書き方】

「1-3 レポート・論文のかたち」で、序論は「このレポート・論文が何について、どのように書くものか説明する部分」であると学びました。そして、序論には、以下の3点を書く必要があると説明しました。

- ①テーマ
- ②テーマについて何に・どのようなところに注目するか
- ③何をどういう順番で書いていくか

序論では、まずテーマが何であるかを示して、更にこのレポート・論文ではそのテーマのどのようなところに注目して書くのか、ということを示し、最後に具体的に何をどのような順番で書くかを示します。アウトラインを作った「聴覚障害者の学校教育」を例に、序論を書いてみます。

序論の例

学校にはさまざまなマイノリティーがいる。障害をもつ生徒もその例の一つだ。特に、聴覚に障害をもつろう者・難聴者の生徒は、情報保障がないと授業の内容がわからず、学習が困難である。しかし、学校の授業に情報保障が付くことは少ないのが現状である。学校教育の中でろう・難聴の生徒のための情報保障の機会が今より増えるべきである。このレポートではまず学校の中の聴覚障害者の概要について述べる。次に、情報保障とはどういうものかについて述べる。次に、ろう学校と普通学校の比較を試みる。最後に、学校での情報保障を充実させるための方法について考察する。

「学校の中のマイノリティー」という大きな話から始めて、「障害をもつ生徒」さらに「聴覚障害の生徒」と、具体的な対象に話をうつしていきます。そして、自分の主張文を入れます。赤字のところは主張文でしたね。そして、その後には具体的に、何をどういう順番で書いていくかを示していきます。

【結論の書き方】

結論は、序論の逆だと思ってください。結論は「このレポート・論文で何について、どのように書いてきたか説明する部分」です。序論と同じような内容になりますが、本論の中でわかったことなどを追加してまとめます。同じ「聴覚障害者の学校教育」を例に、結論を書いてみます。

結論の例

ここまで、学校の中のマイノリティーの一つとしてろう者・難聴者の生徒の情報保障について考察してきた。まず、学校の中の聴覚障害者の概要について、ろう・難聴者が学校の中でマイノリティーであることを確認し、ろう学校に通っている場合と普通学校にインテグレーションしている場合があること、そして情報保障がないと授業の内容がつかめないということを確認した。次に、情報保障について述べた。情報保障には手話通訳と文字の要約筆記の両方があることについて述べた。そして、自分自身の情報保障が付いていなかった経験について述べた。次に、ろう学校と普通学校の比較をした。ろう学校では手話による授業やスライドを使った授業があるが、普通学校では情報保障が付くことは少ないことを確認した。最後に、学校での情報保障を充実させるための方法として、遠隔情報保障を使う方法や、音声認識を用いる方法があることについて述べた。普通学校に通っていても情報保障を付けて授業を受けることは可能である。全ての生徒が学校できちんと学ぶことができるよう、情報保障の機会を増やしていかなければならない。

結論では、本論で書いた内容も含めて、何をどういう順番で書いてきたかをまとめます。そして、最後に自分の考えや、このレポートではできなかったが考察すべきこと、課題などを書いてしめくります。

4-3 他の資料を引用して段落を作ってみよう

レポート・論文は本や論文を引用して書く、ということは既に学びました。また、その際の出典の書き方についても学びました。具体的に、自分の文章と本や論文からの引用の文章を、どのように織り交ぜて書いていくか、見ていきましょう。

手話によって教育することの効果について、斉藤くるみは、「手話で教育すると聴児とほぼ同じように自然な発達を見せることがわかっている」（斉藤、2007年、p. 56）と述べている。まず手話を身に付けることが重要であるということがわかる。

また、ろう・難聴者の生徒が手話と日本語の両方を身に付けることはバイリンガル教育ということになる。斉藤は、「バイリンガル・バイカルチュラル教育の前提として必要なことに、学校自体の手話環境と就学以前からの家庭などの手話環境の整備がある」（同上、p. 186）と指摘している。学校だけでなく、学校に入学する前に手話環境が整備される必要があると言うのである。

この例では、2か所に引用の文章が使われています。引用の文章は「 」の中に入っています。引用の前後には、自分の言葉で文章が書かれています。このように、まず自分の言葉で説明し、引用を入れるというのが基本的な引用の形です。

引用で使う人の著者名は最初はフルネームで、2回目からは名字だけになります。そして、出典を書く（ ）の中も、同じ本からの引用が続く場合は上と同じ、という意味で「同上」と書きます。

このように、本や論文を読んで調べたことを使いながらレポートの本論の部分を書き進めていきます。

参考文献の書き方例

資料の媒体ごとの書き方と例一覧です。参考文献の書き方には、分野によっていろいろな種類があります。この「参考文献の書き方例」はその中の一つの例です。

➤ 本

著者名（出版年）、『タイトル』、出版社

例) 久保正彰（1973）、『ギリシア思想の素地』、岩波新書

➤ 論文

著者名（出版年）、「論文タイトル」、編者名、『論文集名』、巻号、出版社、はじめのページ
-終わりのページ

例) 益田勝実（1988）、「虚構の自立と深化をめぐって」、『日本文学』37巻2号、日本文学
協会、pp.42-52

※編者名はない場合もあります。

※論文の場合は自分が使う論文が載っている最初のページと最後のページを書きます。

➤ HP など Web ページ

著者名、「Web ページタイトル」、『Web サイトの名前』、更新日付、URL、（最終アクセス
日）

例) 東芝、「会社概要：歴史と沿革」、『東芝ホームページ』、2008年、http://www.toshiba.co.jp/about/histo_j.htm、（最終アクセス日：2019年3月1日）

※ホームページによっては著者名がわからない場合もあります。その場合はそのホームページを作っている団体名を書くか、web ページタイトルから始めます。

➤ 新聞記事

著者名、「記事タイトル」、新聞紙名、出版年月日、朝夕刊、版、ページ

例) 宮田佳幸、「シグナル発見：商店街に復活の兆し」、日本経済新聞、2008年1月21日、朝刊、p.15

※著者名などがわからない場合は記事タイトルから始める。

➤ 参考図書（事典・辞書・白書・年鑑など）

著者名（出版年）、「項目名」、『タイトル』、巻次、編者名、版、出版者、はじめのページ-終わりのページ

例) 安藤剛久（2003）、「乾めん」、『食品産業事典』、上、第7版改訂版、日本食糧新聞社、pp.319-326

※「版」は初版の場合は書かなくてよいです。

➤ パンフレット

著者名（出版年）、『タイトル』、版、出版者、総ページ数、（パンフレット）

例) JR 東日本（2008）、『小さな旅：うららかな春花香る房総へ』、26p、（パンフレット）

※「版」は初版の場合は書かなくてよいです。

➤ 映像資料（映画）

監督名（制作年）、『映画タイトル』、出演者名、制作会社、（媒体表示）

例) 山田洋二監督（1975）、『男はつらいよ』、渥美清・浅丘ルリ子他出演、松竹、（DVD）

※必要に応じて原作者名や脚本家名も入れます。

➤ **映像資料（テレビ番組）**

番組タイトル、放送会社名、放送年月日、（媒体表示）

例) 『朝まで生テレビ』、テレビ朝日、2008年6月28日（テレビ番組）

➤ **本・論文で著者が2名の場合**

著者名1・著者名2（出版年）、『タイトル』、出版社

例) 日野東・葛西英明（2007）、『東北の巨樹・巨木』、無名舎出版

➤ **本・論文で著者が3名以上の場合**

著者名1ほか（出版年）、『タイトル』、出版社

例) 山本信人ほか（1999）、『東南アジアの政治学』、成文堂

➤ **翻訳本**

著者名、（訳者名）（出版年）、『タイトル』、出版社

例) パーカー、バリー、（井川俊彦訳）（2004）、『アインシュタインの遺産』、共立出版

※英語の名前でも名字→名前の順番になるようにします。Family name→First name の順。

名字→名前の順にしたら名字と名前の間に「,」を入れます。

➤ **同じ著者の本を複数使う場合**

例) 久保正彰（1973）、『ギリシア思想の素地』、岩波新書
_____（1983）、『「オデュッセイア」伝説と叙事詩』、岩波書店

※2つ目以降は名前を書かずにアンダーラインにします。

間違えやすい日本語

ここでは、間違う人が多い日本語の例をとりあげながら、説明をしていきます。

例 1

✕ 「明日までに書く必要だ。」

「必要」という言葉を「～する必要だ」と遣う人がいますが、これは誤りです。しかし、

○ 「大学に合格するには努力が必要だ。」

これは OK です。同じ「必要だ」ですが、何が違うのでしょうか？

「明日までに書く必要だ。」という方は、「書く」という動詞の直後に「必要」という言葉がきています。一方、「大学に合格するには努力が必要だ。」という方は、「努力」という名詞と「が」という助詞がついています。同じ「必要だ」という形ですが、その直前を見ると品詞が違うのがわかります。

✕ 動詞＋必要＋「だ」

○ 名詞＋「が」＋必要＋「だ」

「努力が必要だ」という形は「努力」（主語）＋「が」＋「必要だ」（述語）という関係になっています。主語を探す時は、「が」や「は」という助詞を探しましょう。

しかし、「明日までに書く必要だ」には「が」や「は」がないですね。「必要だ」（述語）に対応する主語がないのです。

動詞に直接「必要」をくっつけると、「必要」を説明するような形になります。どんな必要があるのか？「書く」という必要がある、といった形です。くっつけること自体は文法的に可能ですが、「書く必要」というように動詞と「必要」をくっつけるのであれば、それ全体を一つの大きな名詞として、次のように使います。

○ 明日までに書く必要がある。

「書く必要」(全体で名詞の役割) + 「が」 + 「ある」(動詞)
という形にすればOKです。

例)

✕ 「遅刻をしないために走る必要だ。」

↓

○ 「遅刻をしないために走る必要がある。」

✕ 「名前を書く必要ですか？」

↓

○ 「名前を書く必要がありますか？」

「する必要」という部分の形だけでなく、その後ろがどうなっているか、どういう品詞の言葉がきているか、考える必要があります。

例2

✕ 「今日は遅れて行くことです。」

「こと」の使い方です。この使い方は誤りですが、これも

○ 「僕の夢は先生になることです。」

これはOKです。同じ「ことです」ですが、何が違うのでしょうか？

「僕の夢は先生になることです。」の方は、「夢」＝「先生になること」という関係になっています。同じように、例えば「今年の目標は大学に合格することです。」も、「今年の目標」＝「大学に合格すること」という関係になります。このような関係になる場合は「ことです」が使えます。

しかし、「今日は遅れて行くことです。」の「今日」は「遅れていくこと」とイコールではありませんね。この場合、「ことです」は使えません。「遅れて行く」という動詞のまま、「今日は遅れて行きます。」と言うのが正しいです。

ちなみに、「こと」は動詞につけると全体を名詞の役割に変えることができます。動詞に「が」をくっつけて主語にすることはできません。そのため、主語にするときには名詞の形

に変える必要があります。例えば、「走るが好きです。」「本を読むことが大切だ。」というように、「走る」「読む」という動詞に「こと」をつけると全体が名詞の役割になり、主語にも使えます。

例 3

✕ 「今日は不参加します。」

「今日は参加します。」は OK です。しかし、「今日は不参加します。」とは言いません。一方、「今日は欠席します。」は OK です。何が違うのでしょうか？

「します」という言葉は、何か動作を行う時、人の行動などを表す時に使います。「参加する」は、自分が動作を行うことで、「欠席」も「休むこと」という意味なので、「休む」という動作を行うということで「します」と一緒に使うことができます。

一方、「不参加」というのは「参加ではない状態」をあらわします。動作ではないのです。

過去形にする時にも、

○ 「昨日は参加した。」

○ 「昨日は欠席した。」

は OK ですが、

✕ 「昨日は不参加した。」とは言えません。

動作ではなく「する」と一緒に使えないので、「する」の方を否定の形にして、「今日は参加しません。」とするか、「今日は不参加です。」という形で、「です」を直後につければ OK です。「不参加」という状態だ、という言い方です。

同じように過去形でも、「昨日は参加しなかった。」「昨日は不参加だった。」であれば OK です。

例 4

✕ 「私は特別支援学校の先生になりたいことが夢です。」

これは誤りです。この文章の主語は「私」ですね。述語は何でしょうか？「夢です」の部分ですね。つまりこの文章は、「私は夢です」という文章になってしまっています。「私」が「夢」なのではないですよ。直し方は二通りあります。

① 「私」を主語にして、「なりたい」を述語にする

○ 「私は特別支援学校の先生になりたいです。」

② 「私の夢」を主語にして、「特別支援学校の先生になること」を述語にする

○ 「私の夢は、特別支援学校の先生になることです。」

「先生になる」という動詞に「こと」をくっつけると、名詞の役割になります。「私」＝「先生になること」ではありませんが、「私の夢」＝「先生になること」はイコールの関係ですね。



The end..



齊藤みか（著）

聴覚障害者のための DVD、視覚障害者のための CD-ROM もあります。

お問合せは日本社会事業大学社会福祉学部 齊藤くるみ まで

kurumi@jcsu.ac.jp

当事者に学ぶ
聴覚障がいソーシャルワーク

森 せい子 著



「当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム」

（2018年度文部科学省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」）

代表 日本社会事業大学社会福祉学部 教授 齊藤 くるみ

はじめに

人はどのような状態にあっても人と関わりを持ちながら生きて行く存在であり、言語を会得する本能を持っています。

支援を考える時に、内容がいかなるものであっても、そこに言語が存在し、言語化することによりニーズの充足につながっていくということを忘れないようにしたいと思います。

聴覚障害者も障害のない人と同様の可能性を秘めています。

人生のすべてのライフステージにおいて、どのような状態にあらうともです。

聴覚障害者への情報保障や意思疎通支援、意思決定支援、介護や看護等あらゆる場面において支援の立場に関わる人たちは、聴覚障害者の多様性と可能性を理解し、適切な関わり方をよく検討し、当事者を中心に捉える支援を展開する必要があります。

他障害と性質を異にする点はまさに言語の捉え方と用い方が含まれる点であるともいえるでしょう。

人として「者」が付く概念である「障害者」という言葉がありますが、「中途失聴者」「難聴者」「ろう者」という言葉は特に定義は存在せず、社会により、時代により、当事者のアイデンティティーにより受け止め方や用い方は異なります。

ここでは、便宜上「ろう者」を手話を中心に生活している方々とし、それ以外の聴覚障害者を「中途失聴者」「難聴者」というように社会モデル・言語モデル的に分けました。手話を前面に打ち出している群と、音声言語を使用し、補聴器を使用したり筆談を使用することをメインとしている群に分けてあります。

現代において、聴覚障害者への支援を目指す方々においては、聴覚障害者がどのような時代にどのように生き抜いてきたか、生活問題がどのように変化し、聴覚障害者のニーズはどのように変わってきたかを学び、聴覚障害者の多様性への理解と幅広い支援スキルを身につけ、さまざまな状態の聴覚障害者が、生き生きと自分らしく能力を発揮できる社会の構築のためにご尽力いただきたいと思います。

このリーフレットを通して、聴覚障害者の時代の流れの中での生き様と現代のソーシャルワーク現場の泥臭さを感じていただけたら幸いです。



社会の変革と聴覚障害者・相談支援

(1) ろうあ運動の歴史とソーシャルワーク

我が国は2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消を促進する法律（以下差別解消法）」により、聴覚障害者を取り巻く社会も大きく変化してきています。

これは、障害を理由とした差別が生じないように、公的機関は合理的配慮を義務とし民間機関は努力義務とすることでスタートした法律です。

合理的配慮とは、配慮を必要とする人が申し出たことに対し、双方相談の上、お互いが現実可能な協力や配慮をすることです。差別にならないように、よく相談することが大切です。さて、相談支援に必要な相談支援の専門職（ソーシャルワーカー）が誕生したのは1987年であり、社会福祉士と介護福祉士が1989年に、精神保健福祉士が1999年に第一回目の国家試験を実施しています。相談の専門職が必要になった時代背景をみると、我が国は世界的に類をみない速度で高齢化が進んでいることもあり、高齢者福祉が喫緊の課題であることで、介護保険制度の導入が2000に始まり、時を同じくして福祉の基礎構造改革が進んでいました。

この改革での一番のポイントは「措置から契約へ」と変わったことです。

従来は行政からサービスを提供して支援していたものを、民間へ業務委託し、利用者自ら申請する方式になったために、相談支援が必要になったわけなのです。特に、聴覚障害者の場合文章が苦手な者も多く、手話による説明や相談支援の必要性もとて高くなりました。相談支援・ソーシャルワークとな何をするのでしょう。それは、①困ったことを解決するための相談②困った状態にある人の生活をさせるためのサービスを組み立てるための相談支援③困ったことがある人の環境に問題がある場合は環境・社会を変えていくための相談支援等です。

国際ソーシャルワーカー連盟がまとめている「ソーシャルワークの定義」から一部抜粋してみましよう。①ソーシャルワーカーは人間の福祉の増進を目指して社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。②ソーシャルワーカーは不利益を被っている人びとと連携して、貧困を軽減することに努め、また、傷つきやすく抑圧されているひとびとを解放して社会的包含（ソーシャル・インクルージョン）を促進するよう努力する。

この文章をみて聴覚障害者に対するソーシャルワークをイメージできるでしょうか？社会の変革を進めてきたのはまさにろうあ運動であるし、傷付き抑圧され続けてきた聴覚障害者を解放して社会的存在となるよう共に努力するのが相談支援でありソーシャルワークです。

さて、ここで「心理カウンセリング」と「相談支援・ソーシャルワーク」の違いを少し述べておきます。前者の学問的基礎は「心理学」であり生活支援で活動するようなことはしません。後者は「社会福祉学」を基礎学問とし、面接ではカウンセリングマインドを用いたりはしますが、生活ニーズの改善や社会変革を促進する役割があることなどが相違点だと思います。

ところで、我が国は、第二次世界大戦後、我が国は高度経済成長を遂げ、福祉国家をめざすように変わってきましたが、当事者運動と言われるものはいつごろ始まったのでしょうか？

ろうあ運動が全国レベルで大会を初めて開いたのが1948年（京都）で、今生きている聴覚障害者で意思疎通が可能な方の年齢を仮に90歳としたならば、1930年頃に生まれているわけで、ちょうどこの大会の時に18歳と考えられます。当事者運動の初期を知っているろう者は今90歳以上だということです。彼らが、役所に手話の通じる人を設置してほしいことや、運転免許を認めてほしい、準禁治産者等法律における欠格事項を廃止してほしいことなど次々とソーシャルアクションを起こして行ったのです。また、初のろうあ者大会が開催された翌年1949年に「身体障害者福祉法」が施行され「相談支援」という言葉が見られるようになりました。ろうあ運動はまさにソーシャルアクションでした。

ろうあ運動の歴史の資料としては全日本ろうあ連盟が出している「全日本ろうあ連盟ろうあ運動の70年」を是非見ていただきたいと思います。

そして筆者作成の福祉の動向に関する資料も参考にしてほしいと思います。

さて、ろう者への相談支援はどのように発展してきたのでしょうか。

今日において初のろうあ者全国大会が開かれたのが1948年であると前述しましたが、これを契機に各地にろう者当事者の団体が発足していき団体の中に「ろうあ者相談員」「身体障害者相談員」というポストが生まれるようになったのです。いまでこそ、連絡は簡単にメールで済ますことが容易ですが、以前は聴覚障害者の連絡手段は「会って手話で話すこと」でした。

そして、1991年には「視聴覚障害者情報提供施設」設置が法定化され、全国に聴覚障害者支援のための施設が設置され、事業のなかの「相談」は大変大切な業務となっています。

他に、ろうあ老人ホームや生活訓練施設等ろう者のための社会資源が増えていき、そこには必ず相談できる者が存在しています。2011年の東日本大震災の際には、全日本ろうあ連盟が組織力をあげて全国から支援の手を集め、被災地に送り込んだことも、ソーシャルワークと言えましょう。その際、当事者を中心に発足した「日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会」も当事者相談員や手話のできる聞こえる相談員を派遣することで、現地におけるソーシャルワークが展開されました。手話で語り、生活の復興の具体的なやりとりを一番わかる言語である手話で支えることは命を支えることでもありました。

ろう者への支援の際に用いる言語は手話です。現在、聴覚障害者への相談支援では実に多岐に渡る相談に応じていますが、その実践では手話が命綱でした。実践を概観しましょう。

例①生まれたばかりのろうの赤ちゃんをどうしたらよいかという相談

→母親の状況をよく理解し気持ちを吐き出してもらいつつ、障害という見方がマイナスに傾きすぎないように、ろうの成人モデルや、生活場面での乳幼児向け手話等の提案をしていきながら、専門機関とも連携をとっていく。

例②法律相談が必要なケース

→手話で問題を整理し、手話のできる弁護士等につなぐ

例④高齢者のケースワーク

→介護保険制度優先になりがちだが、障害者福祉制度の情報保障等しっかり活用できることが大切な視点。

地域包括視線センターや行政職と連携を密に取りながら、「ろう者」の立場に立って交渉やカンファレンスに臨む。ボランティアの手を借りながら手話で話せる時間を作る。

例⑤精神的な課題を有する聴覚障害者 暴力事件等への支援

手話でよく話をして本人の考えと気持ちを確認しながら合同面接などにおける支援をする。地域保健師や医療機関スタッフとも良好な関係を作るなかに、手話通訳者の力を導入する。

【まとめ】

ろう者への相談支援を実施する際、その方がいつの時代をどのように生きてきたかを知り、理解した上で相談に当たることが大切である。

当事者団体の運動はまさにソーシャルワークであり、ソーシャルアクションである。

ソーシャルワーカーはこうした当事者団体とも協働していく。

ろう者へのソーシャルワークの目的は、多様性に注意しつつ、ろう者の言葉である手話を用いてその尊厳を守るために社会を変えていくことである。



(2) 難聴者・中途失聴者運動の歴史とソーシャルワーク

難聴者や中途失聴者とは、聞こえの保障と要約筆記等を求める人々のことを指すことが多いと思われます。中には手話を使いこなし、補聴器は使うものの音声日本語の聴取を目的とせず要約筆記者よりは手話通訳者を使うことの多い人でも自分のことを「難聴者」という人もいます。実に多様です。

さて、難聴者や中途失聴者の当事者運動はどのように発展してきたのでしょうか？ 全日本ろうあ連盟の発足は1947年でした。それから44年後の1991年に全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が発足しています。その後の活動の歴史などは資料を参考にしてください。補聴器の給付などを求めて運動していることがわかります。

ここで、あらためて聴覚障害について基本的なことを押さえておきたいと思います。

難聴者とは、医学的には100デシベル以上を聾(ろう)とし、それ以外は難聴者として扱います。人生の途中で聞こえなくなった方々も100デシベル以上ならば聾(ろう)という状態であるとされています。しかし、中途失聴者の用いる言語は音声日本語及び書記日本語ですから、医学的に聾(ろう)の状態であっても手話を主たる意思疎通手段としない聴覚障害者が存在していることに注意をむける必要があります。

この世に、聞こえない状態の赤ちゃんがたった二人だけ存在していたら、二人は自然と触れ合うようになります。見る力や感じ取る力を総動員して意思疎通を図り仲良くなろうとします。そうしたやりとりのなかで自然発生し、発達していくのが言語としての手話です。また、手話という視覚言語のなかにいる赤ちゃんは自然と手話を使えるようになっていきます。一方、音声日本語によって育てられる難聴児、時にはろう児、中途失聴者は達は音声日本語を使います。しかしながら難聴者の聞こえは聴者と同じには決してなりません。いつも曖昧な情報のなかで大変神経を使いながら聞き取ることに懸命になっていることが多いのです。中には手話に抵抗がある難聴者もいますが、手話の単語を音声日本語に当てはめてみると、大変便利であることを知り手話を積極的に使う難聴者も増えています。これは、差別解消法等の影響もあり、手話言語条例などが各地で広がりを見せ、手話の普及の勢いが強くなってきている中で、安心して手話に取り組める雰囲気や社会のなかに存在するようになったからかもしれません。

難聴者や中途失聴者は音声日本語を使いますから、聴力の差が言語聴取能力の差になり、発声の上手下手は聴力や言葉の聞き分け能力に関係するというようになります。しかしながら、社会モデル的に考えていく必要も多くあります。社会モデル的に考えてみましょう。医学モデル的には聴力やその他の聴覚器官に関する検査の結果で障害の程度が判定されますが、社会モデル的な視点からすると、自己開示できる力や社会的存在であること、支援を受ける能力があること、友人がいること、家族と良好な関係を保っていること、私らしさや自尊感情を持ち、幸福感を感じ得ることなどが大切な視点となります。

では具体的に、難聴者・中途失聴者への相談支援＝ソーシャルワークの実践例をみてみましょう。

例①人工内耳装用児が障害受容ができずに、誤解が生じやすくいじめられがちである。

→親御さんとの面接を通して「どんなに頑張っても完璧な聞こえは無理である」ことをわかってもらう。親御さんのストレスを軽減する対話支援。

本人とよく対話して、聞き間違いや聞こえないことは恥ずかしことではなく悪いことでもない伝える。聞き取れないときは、聞き取れないことを伝える練習をしてみる等。

②若年層の軽度難聴者のメンタルの危機

→自殺したいような様子が見られたら、死なないことを約束してもらう。

辛さを理解してあげることが大切。心理的なケアが必要。自分は不要な人間であるという考えに行きつきやすいので大切な存在であることを伝える。

③高齢難聴者への対応

聞こえの相談会で見つかる高齢者の難聴

→状態と必要に応じて福祉制度の利用を促してみる

補聴器や補聴援助システムの活用の可能性の有無確認と提案

④スクールソーシャルワーク

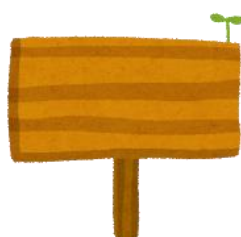
→難聴児童のため、学校に出向いて理解を求めることや、児童対象の理解啓発講座などを実施し、家庭での対応についても話しあっていく。聞こえる児童と同じように聞こえなくてもよいという認識や、過剰な緊張感や消極性が軽減できるよう、本人とも面接を重ねることで障害受容からアイデンティティ獲得までのプロセスを支援する。

難聴者は聴者の中において、常に対等な立場に立てずに曖昧な状態で過ごすことを余儀なくされ、そうした状況の中にとどまるということは大変なストレスになることは想像に難くないと思います。どんなに努力しても聞こえづらく聞き間違いや聞き取れないシーンを回避することは不可能なのです。

ずっと、自分の耳で確認できない自分の声を出すように強いられて、聞こえない発声を下手だとか上手だとか評価されて、懸命に聞こうと努力してもよく聞こえずに、わからないまま質問に対してトンチンカンな答えを言って笑い者になり、失敗する度に親から叱責を受けるなどの日々を過ごした難聴者に、自信を持ってとか自尊心を持ってというのは酷です。軽度難聴者の若者が相談室で涙する度に思うことは、たとえ軽度難聴の状態であっても、幼いころから楽しく手話で話すことを知っていたらと切ない気持ちになることが少なくありません。また、中途失聴者や高齢難聴者にとっては、すぐに手話を覚えることは困難ですから、丁寧に筆談に応じることや、補聴環境を整える支援や聞き取りやすい声や話し方で接していくことが大切です。難聴者・中途失聴者と家族に対して、音声日本語を大切にしながら並行して手話を学ぶことができる支援の仕組みが必要です。

【まとめ】

聴覚障害者の多様性を理解し、個々の状態に応じたケースワークとソーシャルワーク展開を理解する視点が大切です。」



(3) 聴覚障害者の精神疾患と精神保健福祉問題

ここでは、聴覚障害者の中の精神障害の状態にある方々に目を向けてみましょう。精神衛生という言葉はメンタルヘルスという言葉に置き換えられて使われることも多いですね。聴覚障害者への支援を考えると、こころの問題や精神の問題を抜きにしてはいけません。

聴覚障害者にとっては、いつの時代でも不便なことや、不可能なことは存在しますが、その刺激からさまざまな心因反応も起き、過酷な状況が続くことによって精神を病むこともあるでしょう。例えば情報保障のない会議への参加の強要や、手話が通じない環境での労働など、人は自分が大切にされないときに悪いストレスを抱えやすく、そうしたストレスを上手に処理できないと様々な症状が出るものです。

人に向き合い、人の支援をする、人に対して提供した技術や行為で報酬を得る対人援助を業とする人々は、対象者の気持ちや考え、心理状態、精神状態を思いやることがとても大切です。

①精神疾患と精神保健福祉

「精神障害者」という言葉はいつから使われるようになったのでしょうか？精神障害とはどのような状態をいうのでしょうか？

まず、精神障害とは「疾病と障害を併せ有する」と言われています。つまり精神疾患を抱えつつ日常生活の中でさまざまなニーズがある方々といえるでしょう。

精神疾患の診断は容易ではありません。例えば統合失調症やうつ病、双極性障害、適応障害、認知症などの診断名がありますが、インフルエンザのように菌の存在の有無を科学的に検証して診断が決まるという性質のものではありません。

では、どうやって診断されるのでしょうか？精神科医療では問診や言葉による対話から医師が判断して適切な治療を検討していきます。例えば、気分が落ち込んでいるとか、感情コントロールが難しいとか、お金を管理できないとか、不安感が強くいてもたってもいられないとか、内科的には問題がないのにしょっちゅう吐き気があったり頭痛があったり、行動が通常の範囲でできないとか、さまざまな状態が診察室に持ち込まれます。このほかにも発達障害や認知症なども精神科で扱う分野です。このような疾病をもちながら生活する人々を支えるために精神保健福祉の法制度があります。

簡単に言うと、本人が生きづらさを感じ、困る症状が続き、周囲の人間も困っているような時に、さまざまな症状を緩和してくれる薬やリハビリテーションプログラム等を上手に用いながら、普通の生活を続けていけるようにするのが、精神保健福祉的支援といえます。

リハビリテーションプログラムとは、例えば、物を作るなど芸術的な活動をしたり、スポーツをしたり、園芸を楽しんだり、買い物などの社会生活技能トレーニングをしたりと多様

な取り組みが行われています。またアウトリーチといって、家から出られなくなっている状態の方のお宅を訪問し、話し相手になり、必要な支援をすることも地域福祉で展開されています。精神障害状態にいる方々は、自責的になったり、孤立したり、人に対してうまく関われなくなって、非社会的存在になることも多いので、人と会うことや話すことが回復やよい状態を保つためにとても必要です。多くが人により傷つけられ、被害を受けていますから、安心感や癒しを提供しつつ、生活者の視点で支援していくことが大切だと思います。

精神疾患はだれにでも生じる可能性があります、予防も可能です。予防とは良好な人間関係を構築する知恵や、精神力を鍛える経験や、ストレスを上手に処理するトレーニングなどの取り組みがあります。また精神障害者に発達障害や知的障害の状態が重複する場合も少なくありません。こうした領域はスペクトラムという概念の理解が必要です。スペクトラムというのは連続体とか分布範囲のことで、一連の症候群をいいます。精神疾患や発達障害、知的障害というのは、聴覚障害のところでも触れましたが、生活している文化圏においてどのような環境のなかで生きているかにより、その障害の受容の仕方もアイデンティティーも異なっていくのです。

我が国が精神障害者への支援を法律のなかに定めたのは、障害者基本法が制定された1993年（平成5年）です。昭和の時代を生きる精神障害者は精神病者として福祉の恩恵を受けることはできずにいたわけですね。そして、日本には大変多くの精神科病院長期入院患者の方々が存在していました。それは世界一です。ずっと以前、明治時代、呉秀三（くれしゅうぞう）（東京帝国大学医科大学 精神病学講座教授）は『精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的觀察』（1918年）の中で、「わが邦十何万の精神病者はこの病を受けたるの不幸のほか、この邦国に生まれたるの不幸を重ぬるものというべし」と言っています。つまり、我が国は、精神の病が生じた者は牢獄のような生活を強いられていたという恥ずべき歴史があるのです。そして、今も多くの方々が地域生活から離れた病院のベッドで過ごしています。精神保健福祉の世界的な動向としては精神科病院から地域生活へという流れがあります。中でもイタリアは精神科病院が全て国営だったので、バザーリア法という法律の下、全精神科病院を廃止して地域福祉に移行していきました。しかしながら、我が国の場合、このような大規模な改革は大変な困難を抱えているのが実情です。人生の中の60年も精神科病院で過ごさねばならなかった方々の中に、支援があれば地域で自立した生活ができる方々が存在します。今我が国も、入院期間をできるだけ短くして、地域生活のための支援を進めていく方向で努力が続けられています。しかしながら、どうしても精神科病院においてケアが必要な方々も多いのも事実であり、地域福祉の体制が整わないのにやみくもに退院させることは尊厳を守っているとはいえないでしょう。

2014年（平成26年）厚生労働省「患者調査」では、医療にかかっている精神障害者は約392万4千人であるが、2015年（平成27年）の「国民健康保険団体連合会データ」では、障害福祉サービス等を利用している精神障害者は約17万4千人と発表されています。近年になり、メンタルの不調を理由に休職、労災認定された者が急増しているとも発表され

ています。こうした方々への支援は社会全体の喫緊の課題となっています。

②聴覚障害者の精神保健福祉

精神を病む方々の中に聴覚障害者の存在があることを人々はあまり知りません。

今から 30 年ほど前、筆者は、聴覚障害者が精神科病院に入院した際の劣悪な待遇に愕然とし、以来、聴覚障害者の精神科医療・福祉に関わるようになり、聴覚障害者の方々からの精神保健福祉に関わる相談を、数多く受けてきました。

そこでは、聴覚障害ゆえのコミュニケーション不全や、聴覚障害故に発達の遅れや偏りがあるにもかかわらず適切な療育を受けられなかったこと、そうしたことが原因で社会の中で不適応を起こし、精神的に危機的な状態にある方に数多く遭遇してきました。特に、聴覚障害と精神障害を併せ持つ方の場合、精神科医療に繋がらずに放置され、繋がっても適切な対応がなされていないケースが目立ちます。

また、聴覚障害者向けメンタルヘルス支援も不足しているために、安易に受診し十分な意思疎通ができないままに過剰服薬を続けるというケースもあります。

専門機関との連携の状況としては、2014 年に、都内に 3 ヶ所ある精神保健福祉センターに問い合わせたところ、いずれのセンターでもこれまで聴覚障害のある精神障害者に対応したことはないという回答でした。実際に利用や支援の連携を申し出ても、聴覚障害者に対応できる職員がいないという理由で受け入れ不可能ということも生じていました。

精神科医療現場を見ても、前項でも述べましたが、我が国は世界的に見て「社会的入院患者」が多く存在する国であるし、精神科病院における拘束件数はここ 10 年間で 2 倍にも増大しています。こうした中に聴覚障害者も存在しているということは報告がなく人々の関心も薄いと思われます。

聴覚障害者の場合、聴覚障害があるがゆえに誤診や無支援のまま長期入院に至るケースもあるということに目を向ける必要があります。

また、2015 年の障害者白書では、障害 3 区分による基本的な統計数値を、身体障害者 393 万 7 千人、知的障害者 74 万 1 千人、精神障害者 320 万 1 千人と発表し、これを人口千人当たりの人数でみて、身体障害者は 31 人、知的障害者は 6 人、精神障害者は 25 人としていますが、複数の障害を併せ持つ者の数は反映していないとされるなど、その調査はなされていません。聴覚障害者の中には、精神障害、知的障害、発達障害などを併せ持つものが少なくないと思われますが現状は不明なままとなっています。それ故、支援についても不明で、十分な対応はできていないと考えられます。

「聴覚障害者の精神保健研究集会」の 2007 年の報告では、54 年間精神科病院に入院していた聴覚障害者が退院して手話の通じる環境で生活を始めたところ、生き生きと過ごされているという話があり、先日新聞に取り上げられました。今更という感じはありますが、筆者は、こうしたケースは氷山の一角であることを、全国の支援者との交流の場で感じるの

す。また、聴覚障害と精神障害を併せ有する者への支援についての文献を調べてみると、文献は少なく、特に当事者を対象にした研究は極めて少ないことが明らかになりました。わが国では、精神科医療福祉分野における聴覚障害者への支援についての文献が少ないことから、聴覚障害者のメンタルヘルスや、精神科医療・福祉分野における支援について、ほとんど明らかにされていないというのが、実状であることもわかりました。

こうした状況において、聴覚障害者の精神保健福祉のあり方を考えると、その支援が単に情報保障を整えればよいとか、補装具を支給すればよいとか、要約筆記者や手話通訳者が意思疎通支援をすれば意思決定ができるという安心感に止まってはいけないと思うのです。精神科医療・福祉分野における聴覚障害者の存在を明確にし、更に心理的支援や当事者の思い・考え・ニーズを理解し、当事者中心の支援へと移行していかななくてはならないのではないのでしょうか。

2016年に、筆者は東京都内において、この分野の調査研究をしました。

まずは、精神科病院の病棟内における聴覚障害患者の有無と対応方法やスタッフの意識に関する調査と、精神科病院入院経験のある聴覚障害者への面接を実施しました。

その結果、都内の精神科病院において、聴覚障害者対応のための研修がまったく無いことや、意思疎通支援者が関わっていないこと、病棟スタッフもどのように対応してよいか非常に困っているということがわかりました。また、精神科病院に入院したことのある聴覚障害者からの生の声として上がってきたことは、言語環境が悪いこと（手話が通じずに手話通訳者のサポートがない）、インフォームドコンセント（十分な説明と同意）がないこと、病気についての理解を得ていないことなど、驚く結果が出ました。

そして、病院という大きな施設内において、非常警報や緊急時の伝達など命をまもるためのハード部分が全て聴者向けであり、聴覚障害者の尊厳が蔑ろにされている危惧を抱く結果ともなりました。

精神科医療現場において、まずインターク（初回面接）から診察、検査、薬の処方、リハビリテーションや院内プログラムの活用など、全てのプロセスにおいて聴覚障害者が安心してサービスを受ける環境は未整備です。

そしてなにより、「言葉」や「行動」が診断の核となる精神科医療福祉の現場において、手話やその他の聴覚障害者にとって必要な言語環境を整えずして的確な診断ができるとは思えないと感じています。

聴覚障害者の生活問題は時代と供に変わります。昔は精神疾患に罹患しても社会から外れていき、非社会的・反社会的存在として人生の多くを苦しみのなかで過ごさざるを得なかった聴覚障害者が多かったと想像しています。

これから、手話を言語とするろう者や、その他の聴覚障害者が精神障害を併せ有した場合当事者として声をあげていくことを可能にするためにも、多様性に応じられるサポーター・支援のエキスパートが必要です。

③精神科医療福祉分野における聴覚障害者への支援

～ろう者の精神保健福祉援助に必要なこと～

事例を見ながらろう者の精神保健福祉援助に必要なことを考えてみましょう。

あるところに仲の良い高齢ろうあ夫婦が暮らしていました。二人の言語は手話ですが、内容は日常生活の中でのごく簡単なやりとりだけでした。二人とも文章は読めません。二人が結婚した頃は手話通訳者や要約筆記者の公費派遣制度はありませんでした。今、夫婦はともに80歳代です。夫は身寄りがなく、妻の妹が遠方から時折訪ねて面倒を見ていたと言います。ある日、妹さんから電話をいただきました。成年後見制度を利用するために診断書を裁判所へ提出したが却下されたとのことでした。

裁判所へ照会してみたところ、診断書の診断名が「聴覚障害による影響で、認知機能の衰えがあるようだ」と書いてあるのみで、担当医が診断できないとのことでした。裁判所の担当は「ろうあ者の認知症を証明することができる医師、できれば手話のできる医師に書いてもらうようお願いしたい」と言いました。さてここで、ろうあ者の認知症を診断するということを想像してみましょう。医師と本人との会話を仲介する手話通訳者の役目は大変重いものになりますね。この時は手話のできる精神科医のところにお二人を連れて行きました。結果、身体の検診と、成年後見制度を利用するための診断書を書いてもらうことができたのでした。そして、手話のできる弁護士に補佐人として生活を支えてもらうことになりました。

夫婦の住む部屋は大変乱雑不衛生な状態になっていました。妻は歩行困難と視力低下と認知症状態のろうあ者でした。夫は腰痛症と軽度知的障害のろうあ者でした。部屋には行政等から届く書類が未開封で散乱していました。布団は万年床の上に排泄物で汚れていました。冷蔵庫の中には腐った食物がぎっしり入っていました。

ご近所の方が「早く施設に入れて」と言います。このお二人を人間の尊厳を持ちながら安全に暮らしていくための支援について、多くの関係者とたくさん会議をもちました。

介護保険の認定を取り直し、ヘルパーさんを認識してもらい、在宅介護支援も始めました。手話サークルやろう協とは疎遠になっていましたが、地域の手話通訳者やサークル員、ろう協の方とかが集まって話し合い、交代で訪問して手話を届けながら見守ることになりました。そんな経緯の中で、夫が出先で怪我をして緊急入院になりました。妻は待っても帰らない夫がいない寂しさからか、異常行動に出ます。それは、通路に倒れることや、ご近所のドアを朝昼晩関係なく杖で叩き回るといったことでした。そして、バックの紐で首をしめようとする自傷行為も出るようになってしまいました。これは全て夫を求めての行為です。たった二人きりで、肩を寄せ合い、支え合ってきたのです。その大切な人が帰ってこないことが妻にとってどんなに辛いことだったかと、その行動の激しさから汲み取ることができます。妻一人での生活は危ないということで、施設にショートステイを試みたこともありま

したが、言葉が通じないことやいきなり集団に入ったことで適応できず、大暴れとなり、受け入れ拒否となり帰宅し、在宅支援が続いていきました。

夫が帰らないと毎日泣き続けるので、夫の入院先に連れて行きました。奥さんを見るなり満面の笑みで近寄ってくる夫にたいして、妻の表情が硬くいつもの雰囲気と変わっていきました。夫のことを認識できなかったのです。夫が名前を表せば「同じ名前だ」と言い、身体の特徴的な箇所を示すなどしてもらっても「夫と同じだ」と言いました。妻が自分のことが認識できない状態に対して夫の泣きそうながっかりした表情は忘れることができません。仕方ないのでこの日は退散することにしました。

スタッフは頭を抱えました。認知症が進んでいること、これから 1 人で生活していくのは危険であること、たくさん話し合いました。そうして、ご主人を自宅に一時外出の許可ももらって家にお連れしてみました。すると、病院では認識できなかった夫を見るなり泣いて怒って抱きつきました。決して離れようとしません。このとき、高齢ろう夫婦の深い愛情を知ることができました。

その後、何度も話し合いを重ねて出た結果は、言語が通じる最愛の夫婦を離してはいけないということで、一緒に入所できる手話で対応できる施設を探してようやく入ることができました。毎日、妻の車椅子を押す夫の姿が見られ、手話に囲まれて最後まで仲良く寄り添いあうことができたのでした。夫が先立つときも妻はちゃんと死を理解し、天国へ涙と共に送り出すお別れができたとのことでした。

このケースを振り返って思うことは、戦後まもなくの厳しい環境の中を生き抜いた一組のろう者夫婦の存在を社会に知ってもらいたいということと、暴れたり暴力をふるうことや、勝手に病院から抜け出したりすることには、全て原因があり彼らにとっては必要なことだったのかもしれないということです。幸いに、ご家族からの一本の電話相談から本支援につながったので、最後にはご夫婦で手話というろう者の言語に囲まれて過ごせたことは、ご本人にとって穏やかな日々だったと思われれます。全国のどこかに、こうした高齢者は存在します。地域のなかで、存在は見えても話しかけない、心配しない、関わろうとしない、どこかへ消えてほしいというような、希薄な人間関係で誰にも SOS が出せずに命を落としていくことも少なくないだろうと感じました。

2018 年に、旧優生保護法の被害者が次々と名乗りをあげました。先ほどのケースの夫婦もまさにこの時代に青春を過ごした方々でした。

現代もろう者同士で結婚する方々は、当然、多く存在します。教育を受けられず知的レベルは低くとも、手話と言う言語があったから、二人は人として言葉を交わしながら生きていられたと思います。

今、若いろう者も当たり前夫婦になり、当たり前子どもを産み育てていく時代ですが、時には排他的になりやすい言語モデル・社会モデルとして、地域社会も職場も手話で生きる人々を知り、理解し、触れ合うために何が必要なのか考えなくてははいけません。だれにも頼らずに一人で生きていける人はいません。人はどんな状態でも人から愛され、愛し合える存

在です。地域社会においてろう者とともに生活をしていくためには手話という言語の理解と支援者の上手な活用が大切です。

④精神科医療福祉分野における聴覚障害者への支援

～難聴者・中途失聴者の精神保健福祉援助に必要なこと～

難聴とは、音声が欠けたりゆがんだり聞こえる状態をいいます。音声日本語の会話が可能な領域は個人差があり大変幅広いものです。また個々の環境や、話し手の話し方にも影響を受け、聴取できる範囲が異なっていきます。

中途失聴者とは、聞こえる状態から聞こえなくなった人です。障害受容などの大きな課題（ニーズ）があります。

さて、事例を見ながら、難聴者・中途失聴者の精神保健福祉援助に必要なことを考えてみましょう。

まず難聴者の例です。

身体障害者手帳を取得できる聴力レベルは、両耳 70 デシベル以上、片耳 90 デシベル片耳 50 デシベル以上です。この基準を満たさない軽度難聴者の事例を挙げます。

小学校 4 年生で難聴に気づいたお子さんです。難聴があっても軽度の場合本人も周りの人も障害に気付かない場合が多くあります。なぜでしょうか？考えてみましょう。

本人は、音や声が生じていること自体聞こえていない場合がありますし、周りの人間が、耳がわるくなったのか？という見方をしないで、元気がないとか話を聞こうとしないとか、無視しているとか、機嫌が悪いとか、変わった人だと思ってしまうことも多くあります。筆者も軽度難聴者の経験もありますが、ある日突然「なんでいつも無視してるの？」と言われて何のことかさっぱりわからないことがありました。話しかけられても見ない限り（背中越しや見えないところから話されること）聞こえないので、決して無視しているわけではないのですが、こうした誤解を受けやすいものです。

さて、話を戻します。このお子さんは難聴に気づいてからもずっと聞こえづらいことに対してのサポートを受けられませんでしたし、自分が聞こえづらいことをちゃんと理解できないままに大人になりました。授業では先生の話が中途半端に聞こえ、お友達も一緒に遊んでくれなくなり、大人しい元気がない子どもとして年を重ねていきました。19 歳の時に、家族が精神科病院へ連れて行きました。表情がなくなり、現実的ではないことを話すようになったからです。例えば、「隣の部屋で自分を殺す会議が開かれるはずだ」とか「テレパシーが飛んできて地球が減びると告げている」などです。こうした状態を妄想や幻覚症状といい、このような症状を特徴とした精神疾患の多くが「統合失調症」という診断名を用います。

聞こえが悪くなった彼の心因反応にだれも気づけず、言動がおかしくなったときには精神疾患を発症していたのでした。このお子さんの場合は、意思疎通手段は補聴器や補聴援助システムの使用と筆談や要約筆記です。また補聴器を駆使しても完全な聞こえにはならないことや、手話の存在などを知らせて、違和感なく取り組めるように支援していくことがリハビリテーションとして必要でした。もちろん精神保健福祉援助としての対応も全てこのような配慮があって初めて効果がでるのです。彼は今は徐々に少しずつですが、書いてもらうことや手話で話すことに心を開いています。

次に中途失聴者の例です。

ある中年の男性が相談にみえました。エリートサラリーマンとして営業職で成績もトップを走っていたそうです。彼は突然聴力を失いました。

聴力が回復するためのありとあらゆる治療をしたそうですが、聞こえは取り戻せませんでした。聞こえなくなった自分は何をやっても、現実的に感じずに、宙をさまよっているような感じで苦しいと訴えていました。仕事も失い、収入が途絶え、家族への経済的責任を果たせなくなったことや、住宅ローンを支払えなくなって我が家を手放さなくてはならない状況や、将来を悲観して死にたい気持ちになっていることをポツリポツリと涙ながらに話してくれました。

人生の途中で能力を突然失うことの心理的なダメージは誰でも想像できると思います。

今までできていたことができなくなるという喪失感情が大きく、生きていく希望を失うこともあるでしょう。

このような状態の聴覚障害者にどんな支援が必要でしょうか？

まずは、ご本人が喪失感情を吐き出せてしっかりと悲しんだり悔しがったり、その感情を言葉に出せることが回復には必要なことが多いです。このプロセスがしっかりとできて、次のステップである障害受容とか諦めとかに進み、這い上がっていくことができていくのです。失聴という分野に特化したメンタルケアを必要とするタイミングと、適切な対応が求められます。

中途失聴者の訓練されたピアカウンセリングはとても有効です。

吐き出しのプロセスに充分時間をかけて質の良いメンタルケアを受けた後ならば、徐々に同障害者との出会いや、手話とともにろう者社会への出入りができていくでしょう。手話を急いではいけません。

先ほどの男性は、数年かけて気持ちを言語化しながら外へ出し、障害者枠での就職活動に挑み就職し、障害者の中で障害者として働く自分との葛藤を乗り越えていきました。そうした地を這うような懸命な頑張りをご家族や友人たちが見守りました。時にはうまくいかないこともあり、落ち込み、また奮起し、少しずつ少しずつ自分が聞こえない人間であると言うことをカミングアウトできるようになっていきました。

話すときはいつも辛そうで涙があふれ出ました。お相手する自分も涙を流しました。
仕事が軌道にのり始めて、家族との関係も修復され、手話の存在を知った後、面接は一旦
終了しましたが、数年後お便りがきました。
元気でやっていると。何にも聞こえなくなったが。見えることが増えたと。
その後、たまたま出かけたろう者のイベント会場で、遠くから満面の笑顔で手を振る人が
いました。彼は駆け寄ってきて、なんと手話で「お久しぶりです。何とか元気でやってます」
と表現したのです。今もあの時の爽やかな笑顔が目に焼きついています。



森 せい子 (著)

視覚障害者のための CD-ROM もあります。

お問合せは日本社会事業大学社会福祉学部 齊藤くるみ まで
kurumi@jcsu.ac.jp

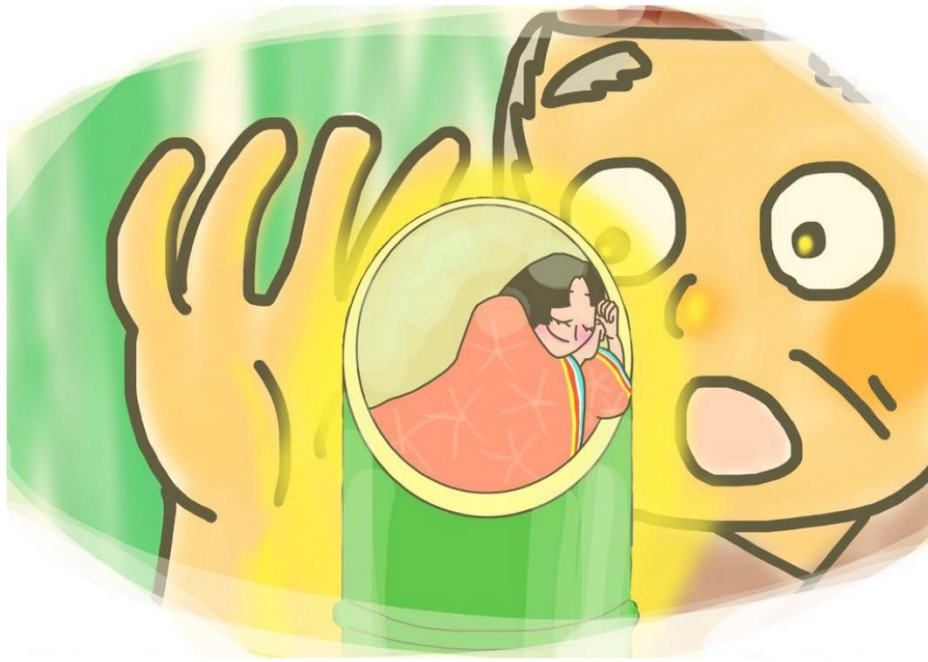
当事者に学ぶ日本手話・日本文学

～日本古典文学の巻～

『竹取物語』

解説・抄訳 齊藤 みか

手話翻訳・イラスト 小林 美彩



「当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム」

(2018年度文部科学省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」)

代表 日本社会事業大学社会福祉学部 教授 齊藤 くるみ

本事業「当事者から学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム」では、教養教育のバリアフリー化と、当事者の指導者・支援者養成を目指しています。そして障害のある方もない方も、教養教育にアクセスできる環境をつくるとともに、障がいのある方にも同じ障害のみならず様々な障がいのある方を指導したり支援したりすることができることに気付き、社会貢献をしていただくために、プログラム開発を行っています。本DVDはデフファミリーで育った本学の学生の語りによる日本古典文学『竹取物語』を楽しみながら、日本文学を学び、同時に日本手話でプレゼンテーションするスキルを身につけていただきたいという思いから作成いたしました。ろう者の皆様には地域のろう児に語りべになっていただき、美しい日本手話と美しい日本文学の心を伝えていただきたいと思います。視覚障害のある方にも学んでいただけるように、文字データも同時に提供いたします。視覚障害の方々には指点字通訳を目指して、盲ろう者にプレゼンテーションする練習などにも使っていたら幸いです。そしてすべての視覚・聴覚障害・盲ろうの皆さんに、それぞれ同じ障害をもつ子どもたちに、手話や点字を使って美しい物語やその文化的背景をお話して、知的好奇心豊かな子どもたちを育てる一役を担っていただければと思います。

『竹取物語』 抄訳 齊藤 みか
イラスト 小林 美彩

むかしむかし、おじいさんがいました。ある日おじいさんは光る竹の中に小さな美しい女の人を見つけて、おばあさんと育てることにしました。



女の方はすぐに大きくなり、かぐや姫と名前をつけられました。

貴族の男たちがお嫁さんになってくださいと言いましたが、かぐや姫は難しい頼みごとをしました。誰もかぐや姫の頼みごとをかなえることはできず、結婚できませんでした。

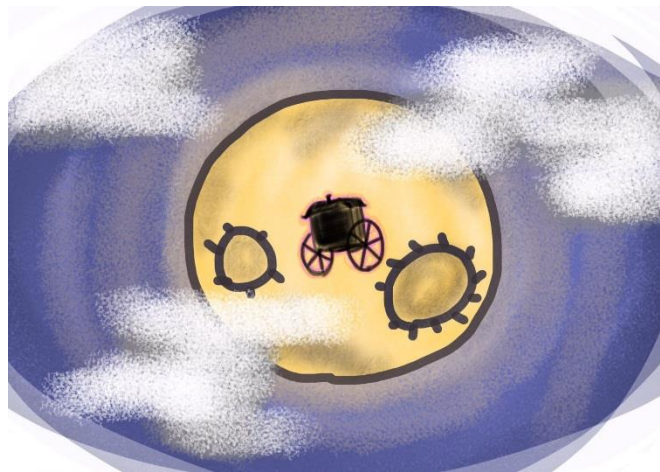


みかどもお嫁さんになってくださいと言いましたが、かぐや姫はことわりました。

ある日、月の人がかぐや姫を迎えに来ました。かぐや姫はもともと月の人だったのです。月の人はとても美しく、死ぬことはありません。けれど、心がないのです。かぐや姫は泣きながらおじいさんとみかどに手紙を書きました。



しかし、月の人が持って来た服を着ると、かぐや姫も心がなくなって、月に帰ってしまいました。



みかどはかぐや姫に手紙を書いて、月に届くようにと高い山で燃やしました。

『竹取物語』は今では『かぐや姫』という名前で有名なおはなしですよ。かぐや姫は明るく素直でかわいらしい女の子です。しかし、もともとのおはなしの『竹取物語』では、かぐや姫は心を持っていない冷たい人です。それは、かぐや姫が人間ではなく月の人だからです。

月の人は老いることも死ぬこともありません。さらに、とても美しいのですが、人間の心がありません。『竹取物語』では、かぐや姫は人間の世界のおじいさんとおばあさんに育てられて、貴族の男たちから結婚を求められて、みかどと手紙のやりとりをするうちに心を持つようになります。

しかし、月からの迎えがきて、月の服をきるとすぐに心がなくなって、大好きだったおじいさんやみかどのことも忘れてしまいます。そして、月に帰ってしまう、というおはなしです。

今の『かぐや姫』の絵本には、「おじいさん、おばあさん、このご恩は一生忘れません」という台詞がよくでてきます。これは、第二次世界大戦の少し前に国が作った教科書に『かぐや姫』が載った時に足された台詞です。親への恩を忘れてはいけないことを教えたかったのです。

もともとのおはなしは、心を持たないかぐや姫が心を持つようになり、最後にまた心がなくなり月に帰るといのおはなしです。月の人は老いないし、死にませんが、人間は老いるし、いつかは死にます。しかし、人間には心があります。

『竹取物語』は、人間とはどういうものなのかを考えさせてくれるおはなしです。



齊藤みか（抄訳・解説）

小林美彩（手話翻訳・イラスト）

聴覚障害者のための DVD、視覚障害者のための CD-ROM もあります。

お問合せは日本社会事業大学社会福祉学部 齊藤くるみ まで
kurumi@jcsu.ac.jp

『目指せ！社会福祉士・精神保健福祉士』

本教材はオリジナルが日本手話であり、DVD動画にしてから字幕を付けた。以下には字幕を記す。

障害者虐待防止法ですが、防止法の法律は3つあります。わかりますか。

板書

障害者、高齢者、児童に対する虐待ですね。同じ内容のものもあれば違うものもあります。

障害者虐待防止法の場合、特徴はこれです。

分かりますか。利用者はだれでしょうか？これがあるのは障害者だけです。高齢者、児童には入っていません。例えば、会社に入るとします。社長から虐待があったら、例えば聞こえないからダメと言われるのは虐待にあたります。子どもや高齢者ですと会社に入ることはないので、入っていません。子どもは0歳から小学生位で働いていないし、高齢者はもう退職しているので対象になりません。もう一つそれは誰のことでしょうか。親も兄弟もそうです。実際障害者本人をお世話する人は例えば、夫婦の夫、兄弟の兄もそうですが、世話しているのは親だけではありません。特徴としてもう1つあってそれです。実際虐待された相手にお世話を受けているのです。それは誰のためにあるのかわかりますか。そうです。そのために、世話をしている人のストレスの解消が出来れば虐待を防ぐことが出来るということです。高齢者の方にも入っています。

次に、身体障害者について

現在、身体障害者手帳を持っていますね。今持っている人は？埼玉県？のどこ？東松山市、坂戸市、手帳の色は？赤ですね。青。東京は赤色なので、昔のろう者は手帳を手話で表す時は赤・手帳と表していました。それが全国に行くと色が違うのであれっということがあったことも確かです。手帳2級ですか。1級を持っている人はいないですね。2級、3級ですね。親はろうですが、1級です。なぜかわかりますか。親の世代の殆どは1級です。重複ですから。等級を決める基準はわかりますか。2級は両耳が100dB以上の方で、3級は片耳が90dB以上、片耳が100dB以上の人です。どうやって決めるのか分かりますか。視覚障害の場合、1級から7級まであります。障害者等級表をみたことがあるひとは？今年受験する人は？受験する人は必ず等級表を見る必要があります。実際の表です。たまに試験にも出ます。3級は90dB以上とか2級は100dB以上、例えば、試験問題で、言語障害は2級は間違いになります。心臓の障害は2級はないので間違いになります。そういう試験問題が出ることもあります。

前にも話しましたが、1級、言語障害が3級なのになぜ1級になるのかわかりますか。

例えば、同じように聴覚障害2級、視覚障害2級を併せて1級になる仕組みになっていま

す。障害で一番多いのが肢体障害者で、脳梗塞で半身まひの方もいます。右半身まひの場合、医師が書いた診断書を役所に提出しますが、医師は誰でもいいわけではありません。東京都に申請する時、心臓の医師で障害について書けるかどうか、医師なら誰でもいいわけではありません。指定医を事前に調べて頼むことになります。重複する場合の等級は合計指数があり、聴覚障害 2 級と言語障害 3 級の点数を合計して決めます。聴覚障害だけだと 2 級止まりで、言語障害と腎臓が悪いとその点数が加算され、等級が決まります。その計算で両親は 1 級になりました。昔の人は殆ど 1 級が多いと思います。この表は一応目を通してください。全部覚える必要はありません。心臓の障害は 2 級がないとか聴覚障害は 5 級がないが 6 級はあるとか覚えたほうがいいです。

表の中で一番新しい障害があるのは知っていますか。内部の中で新しいのは？これは何か分からないと思いますが、エイズで手帳を持っている人は少ないですね。20 年前からあります。手帳に加わったばかりの時、申請に来た人に「えっエイズ」と言った職員がいたのですが、本当に昔は阿呆やと言いたくなるような職員がいました。本当に昔は差別がありました。一番新しいのが肝臓障害です。3~4 年前に加わりました。なぜかついたのかわかりますか。薬害 B 型肝炎で裁判になったのがきっかけです。予防接種注射の使いまわしが原因で生活が困難になる病気で、裁判になり、国が敗訴になりました。

板書

薬害 B 型肝炎、C 型肝炎が始まるきっかけになりました。

板書

薬害エイズ訴訟もきっかけとなっています。

次に精神障害の定義について、精神保健福祉法の中で定められています。精神障害について習ったことがありますね。これはそういう面もありますが、これはややこしいです。

意味は分かりますか。法に知的障害者も入っていますが、福祉は別になっているのはなぜでしょうか。

後で説明します。

実際の法律では、これに書かれてあります。

第 16 条には「精神障害者と知的障害者は別である」と書かれてあります。

6 条、7 条にも精神障害は別と書かれています。

1 番の特徴は、精神障害者は昔昭和 30 年~50 年の間精神障害者は頭がおかしいからと言ってすぐ精神病院に入院されていました。今なら人権侵害です。人生の 30 年から 40 年もずっと入院していた人がたくさんいましたので世界から人権軽視と批判されました。当事者からの訴えもありました。入院について今は問題だという考えもあります。

3 つの入院の方法があります。

1 番目は自分から希望して入院する形です。

2 番目は本人が嫌がっても家族が同意すれば入院できる形です。

3 番目は緊急に入院する形です。緊急性は誰が決めるのでしょうか。分かる人は？決める基

準は？重いレベルは誰が判断するのか？行政？基準がないと難しいです。大切な言葉ですが、わかりますか。

板書

自傷他害の恐れについて、その意味がわかる人は？

そうです。

板書

その場合は入院させますが、誰の権限ですか。国？

板書

都道府県知事です。もし入院する場合2日48時間以内入院できるとしています。それ以降は改めて検査して入院が必要になった場合、本人と家族に確認してどちらにするか決める方法です。精神病院では過去に強制入院させたことの反省があるからです。

もう一つ、何かというと自立支援医療制度があります。わかりますか。精神障害者は病院に行く必要があるかないか。必要だと思う人は？。要らないと思う人は？必要と思った場合、通院するのにお金がかかりますね。治療から薬等お金がかかるので、通院するのを辞めてしまうと病気が悪化してしまいます。病院に行って薬を飲みながらコントロールする必要があるため、少しでも自己負担を軽減できるようにその制度があります。もしその制度がなければ、通院するのを辞めてしまい、コントロールが出来なくなる心配があります。次に知的障害者については他の障害と比べると何も決まっていないのです。手帳ですと、東京都では「愛の手帳」と言っていますが、埼玉、神奈川は「療育手帳」という名前になっています。手帳に関する法律がなく、厚生労働省からの通達だけです。身体障害者と精神障害者は法律にあるのに、知的障害は都道府県によってばらばらになっています。東京都ではA、Bではなく、1度、2度、3度という表現になっているのに対し、大阪ではA、B1、B2という表現になっています。引っ越す時は大変です。皆さんのように聴覚障害の場合等級が決まっているので、東京から山梨に引っ越してもそのまま変動はありませんが、知的障害の場合、地域にとって埼玉と山梨は違うため、戸惑うこともあります。東京から大阪に引っ越す場合も3度からA、Bに変わるため分からない時もあります。法律で決まっていないことは昔からそうです。小学の時にやったIQ知能テストと

板書

生活状況が判断の基準になっていますが、IQテストは1960年から始まったので、それ以前の方は手帳不所持です。1960年以降の方は手帳を持っているので、新しく申請したくても判断する基準がないため、難しいです。一番大きいのは小さい時の状況を知っている親や教師がいれば説明可能ですが、ほとんどの人はもう高齢者のため、親や先生は存命されていないでしょう。法律が始まる前だったので、手帳を持っている人も少なく、親も亡くなっているため手遅れです。

最近始まった発達障害ですが、はっきりと書いてあります。自閉症もそうです。さっき話した知的障害者には入っていませんでした。一番大切なことは発達障害支援センターが都道

府県に1ヶ所設立されていて、東京都は世田谷区にあります。いつも相談等で混雑していて大変です。

さっき話した精神障害者の精神病院での緊急入院についてですが、限度時間が72時間つまり6日越えた場合、自分で判断することが必要である考えです。

次に障害者の就労について話します。昨年たくさん話題になりましたが、会社では一生懸命やっているのに国や行政の雇用水増し問題です。会社ですと違反金1人5万円支払う必要があるのに、その違反金は障害者雇用に対する補助やバリアフリーの費用に使われます。そういった罰金(納付金)があるのに、行政は何もしなかったことに対する風当たりはひどくなっています。何年前かにJALの株主がこれに関する裁判を起こしたことがあります。障害者雇用に関する納付金を支払ったことで、株主が会社が怠慢だったため損をしたのでその分を支払って欲しいという趣旨の裁判でした。確かに和解解決したと思います。積極的に知的障害者を雇用していることで有名な会社はクロネコ宅急便やソニーで、ソニーの社長の孫が知的障害者であるということで子会社を大分に設立し、障害者や知的障害者が働いています。後は有名な会社がありますが、いろいろな会社が努力しています。いなげやのスーパーも精神障害者の採用で有名です。身体障害者の雇用の場合、車いすのトイレ設置、ろう者には手話通訳の手配等でお金がかかります。知的障害者の場合はジョブコーチを付ける等ありますが、精神障害者の場合、症状が落ち着いている人であれば、普通に就労できるので、スーパー等では、棚卸、数の確認等を任せていて、多摩地域にも1つあって多いです。会社も一緒に考えて障害者の就労を支援しています。

次に、障害者統合支援法のサービスについて話します。

項目が沢山あるので、後で目を通してください。一番大切なことは65歳の壁という言葉聞いたことがありますか？聞いたことがない？大学の授業ではやっていない？

板書

なぜ出て来たのかはそれに関係があります。この中で、例えば、これとこれとこれくらいだね。65歳と聞いた時どんなイメージが浮かびますか。そう。近い。残念。

板書

障害者福祉サービスと介護保険があり、法律では65歳以上は介護保険があれば、それを優先的に使うと定められています。それが65歳の壁です。例えば寝たきりの脳性まひの人が、前のテレビにも出ていましたが、介護ヘルパーに入浴支援をしてもらう等来てもらうには65歳までは障害者福祉サービスを使っていたのが、65歳になると介護保険に移行します。はっきりした違いは何かわかりますか。

お金(負担金)が違います。

板書

障害者福祉サービスの場合応益負担か応能負担かわかりますか。障害者福祉サービスは応能負担で、介護保険はどちらですか。応益負担です。つまり、今まで通り65歳までヘルパーが必要に応じて来てもらえますし、お金も少しの負担で利用できますが、介護保険は応益

負担のため、お金がかかるため、65歳からヘルパーを減らす人もいます。つまり貧乏な障害者は死ぬというのかという話に戻ります。それが65歳の壁です。

全国でもあちこち不満の声が出て来たので、国も考えて、負担金が急に重くならないように決めたのですが、なかなか浸透しません。頭が固い行政では、今までのサービスは使えないと今でも切るところもあります。昨年12月に岡山でその件で裁判になり、今までのサービスを切り捨てるのはおかしいということで岡山市は敗訴となりました。それで国も考え、状況に応じて判断するように通知しています。全国ではどこでも起こりうるのですが、65歳の壁で介護保険を申請しない人が多いのも真実です。もし介護保険を申請すると介護保険を優先してしまうため、今までのヘルパーに慣れている人は困ることになります。実際問題も起こっていて、本人も65歳になったら介護保険と言われるのは理解できないと言っているので、特別な配慮も必要になってきます。65歳の脳性まひと65歳の高齢者は違うので、同じように介護保険を使うように言うのはおかしいなわけです。覚えておいてください。65歳以上は介護保険に移行しますが、介護保険を申請していない場合は障害者福祉サービスとして使えます。例えば盲ろうの介助。通訳制度や知的障害者の外出支援制度の場合、介護保険の中には入っていないので、今まで通り障害者福祉サービスとして使えるわけです。他の部分は介護保険が優先となります。

それから、保険医療サービスについて説明します。私の時は出なかったが、試験には出ます。大切なことは病院の医療ソーシャルワーカーの仕事について、私も、今の地域包括センターの前は病院でソーシャルワーカーの仕事をしていました。前に話した自立支援法、もう一つ公費負担医療制度は知っていますか。入院だけではなく通院もあります。例えば、肺結核は公費負担医療にあたります。なぜかというと、

板書

何故かわかりますか。病気が見つかった場合、芸能人のハリセンボンの人が結核になりましたね。漫才中だったので、観客にもうつっていたらということで吉本喜劇のホームページで保健所で検査してくださいと出たことがありましたが、それくらいつりやすい病気で、命に関わる病気なので、入院したくなくても強制的に入院させられるくらい怖い病気です。人権を無視してまで入院させられるくらい皆にうつると迷惑が掛かってしまうので、公費という考え方です。他に海外から帰国後蚊からうつる Dengue 熱も公費扱いで全部税金で賄っています。通院でも該当します。

次の話ですが、間違いがあったので直してください。

例えば、難病の場合、必ず通院しなくてはならないし、通院しないと死ぬか病気が悪化しますので、医療保険ではなく、公費で払う必要があります。負担元が違います。誰が立て替えるのでしょうか。

板書

命に関わるので、公費は税金からで、保険は保険と税金からの補助制度です。違いは分かりますか。

自分は払わないことは同じなのに、なぜ分けているのはなぜでしょうか。

ホームレスの場合、医療保険に入れますか。できると思う人は。できないと思う人は。

自己負担。つまり、保険ですが、難病は自分の責任なので保険で、ホームレスは保険証も持っていないので、皆は保険証をお持ちですね。病院に行けないけれども、公費で行けます。重度医療受給証を渡せば無料です。難病は個人責任です。透析も。わかりますか。

板書

人工透析もあります。難病もうつらない病気です。病院のソーシャルワーカーはその知識があれば、市役所に行くように助言も出来ます。実際、近くの東京病院や大病院にはほとんど配置されています。MSW 配置を最初に始めた病院はどこでしょうか。一番有名な病院で、セイロカ病院です。皆も知っています。漢字忘れました。

板書

聖路加国際病院は MSW を一番最初に始めたところで、実際何をやるのかというと、これです。病院には行ったことがない人はほとんどいないと思いますが、1 回は行ったことはあると思います。皆必ず病院に行くでしょう。市役所よりも病院に多く行くでしょう。その時に制度の紹介等つなげて行くことが可能です。幅広いです。

通院している人で、服が匂うとか 2 ヶ月の薬を出したのにもうないとかどうもおかしいということで医師が担当の地域包括支援センターに行くように話し、病院から連絡が来ることが多くあります。訪問してみると認知症で家の中が整理されていないというケースで、病院で発見するケースが多いです。大変です。病院の種類もいろいろあります。

例えば救急病院、第 2 の病院で症状を調べて、第 3 の病院は、東京都の指定病院、大学病院や都立病院、公立病院のことを指します。第 2 の病院は小平市、武蔵野市にある病院、日赤病院もそうです。調べた結果東京病院へ。災害発生の時も全部入ります。都の指示で決まっています。救急で病院に運ばれ、介護保険でリハビリを受けるようになり、症状に応じてリハビリをしている病院もあります。2 から 3 年前から始まりました。高齢者対応で家族も疲れて高熱や呼吸困難になった時は、入院したり、家に戻ったりの繰り返しになります。癌の末期は大変です。痛み止めの注射を打つ等は東京病院も、救世軍病院もそうです。

保険制度や MSW の仕事内容などが試験問題の殆どです。

高齢者は介護保険制度が主なので、介護保険は後にして、先に、障害者虐待や高齢者虐待について何回か電話を受けて対応したことがあります。2 ヶ月に 1 回はあります。虐待者は殆ど介護者であり、逮捕されません。危険な時は他の施設に移すことになります。空きのある特養やベッド空きのある病院に連れて行く対応になります。もし連れて行く時も家族には知らないふりをします。詳しいことは市に聞くように話します。黙っていて言わないことです。最近担当した家族に認知症があって大変なケースがあり、食べさせていて、自分で食べると口の中が一杯になるほど食べてしまうため、食べさせると暴れるケースもあるのでイスにひもで縛って食べさせる例もあり、仕方がないのですが本当はいけないことです。前に行った家の例ですが、市に報告する義務があるので、もし見つかった場合、虐待に当たりま

す。虐待する人に対する支援も必要です。大変です。もう1つの例ですが、ベッドですが、
板書

ベッドに柵を付けるのはいけないのです。ベッドが壁に当たる場合、柵は2つ付けてはいけないのです。1つなら大丈夫ですが、なぜかわかりますか。自分で降りられない場合、身体拘束につながるからです。

板書

これも虐待の1つになります。ケアマネジャーが見つけたら地域包括支援センターに連絡が行きます。48時間内つまり2日以内で実情を確認して、最低転倒の怖れがある場合家族に確認した場合、OKです。虐待はダメと言うのは簡単ですが、対応について一緒に考えるようにと法律で載っています。

高齢者のための病気は色々あるので覚えておくといいです。分からないことはありませんか。このまま進めても大丈夫ですか。

次に認知症といっても種類が沢山あります。

一番問題になっているのは若年性認知症で、昨年のドラマにあった若年性認知症は最近増えています。8年後には全国で800万人に増えるとされています。そろそろと言っている間に合いません。

介護保険料について入ります。

質問ですが、家族の中で介護保険料を払っている人はいますか？誰でしょうか。両親は払っていますか。両親の年齢は？40歳以上？これから説明します。

介護保険料を払う人は40歳以上の方なので、おそらく皆さんの両親は払っているはずです。両親は働いていますか？働いている人は給与から天引きされていますが自営業の場合はまとめて市役所に払う方法です。65歳以上の人でも払います。亡くなったら終わりです。介護サービスを受けていても受けていなくても同じく40歳以上の方は払います。介護保険料の支払いは40歳から開始しますが、サービスを受けるには、65歳からです。国で定められている特定疾病なら40歳から64歳の間でも申請出来ます。

特定疾病の名前はわかりますか。なぜ決まったかわかりますか。難病もあるし、加齢によって増える病気です。年をとればなりやすい病気です。

板書

加齢に伴う病気で、例えば、脳梗塞は若い人にもありますが高齢者には多い病気です。

担当のケースには40歳もいますが、70～80歳の人に多い病気です。認知症も高齢者に多いですが、若い人にもいます。骨粗しょう症と言って倒れただけで骨折する病気も高齢者に多いです。膝の病気、もし、祖父母がいたら「膝が痛いかな」と聞いてみると良いです。いくつですか。やはり若いですね。最近膝が痛いという人も、丈夫な人もいれば、よく聞く話ですが、痛い痛いと言発する人もいます。原因は若い時は平気だったのに軟骨が減ってきたため痛くなるのは加齢によるものであり、若い人にもいますが高齢者に多いです。介護保険に新しく入ったものです。癌末期の場合、支援が必要であり、入浴支援のためにもヘルパー

の派遣も必要になります。本当に重症で一人暮らしの場合、緊急性を伴う場合の派遣もあります。以前は癌末期の場合、何もできずに終わっていましたが、今は介護保険サービスが使われます。覚えておくとよいです。65歳以下の癌末期の人が多いです。

介護保険の認定調査ですが、座れるか洗えるか等細かく聞く調査があり、医師の診断書と調査書が出された後、認定決定後サービスの内容を決めます。要支援、要介護があり、要支援は私の担当分野であり、要介護はケアマネジャーの担当になります。サービスの内容表です。65歳の壁と重なる部分もあります。ヘルパー、入浴、デイサービス等。一番多き利用されているサービスはこれとこれです。住宅改修も該当します。手すりを付けて安全な生活、風呂場での手すりもそうです。工事代も会議保険から給付されます。受けた部分だけ払う制度です。貧乏でも金持ちでも同じです。

今の職場は地域包括支援センターですが、毎日忙しく大変です。虐待からオレオレ詐欺など高齢者について何でもやるどころです。平成18年、2006年位から始めて10年しかたっていない。

これから高齢者は増えるので、市役所に来て下さいとは言えないので、地域に近いところに地域包括支援センターを作りました。市役所で範囲に分けて作ったのです。分かりやすいえば。

板書

隣りと隣りの小金井市は分かりやすいところに設置されています。分け方は地域でまちまちで良いとされていますが、小金井市の場合、小金井街道、JR中央線の線を4等分したところに4ヶ所作りました。決め方は地域に委ねられています。

板書

これは何かというと中学校の範囲で決めても良いわけです。そういう決め方も可能です。広い場合追加しても良いし、決め方は自由です。国としては中学校の範囲としています。広すぎて狭すぎてもまずいのでその地域に任せている状況です。八王子市の場合、民生委員の地区で分けています。小金井市のように道で分けてもいいし、地元としてわかりやすいのが良いです。皆さんも自分の地元についてどんな範囲になっているか調べてみるとよいです。高齢者の中でもう一つ大切なこと、

地域包括ケアシステムについて知っている人は。この次の言葉を知っている人は？

これは高齢者だけです。国としては高齢者だけではなく、みんなだと考えています。

板書

地域共生社会ですね。何かというといつまでも住み慣れた地域で自分なりに、外国人、障害者、難病の人も関係なく支え合っていく基本的な考え方です。高齢者は支援を受けるだけではなく、元気な高齢者もいますので、逆に困っている人を支えたり、支えてもらったりしましょうという考え方です。買い物代行サービスも支え合いの1つです。この絵は見たことがありますか。国が作った資料で見たことがありますか。高齢者だけですが、幅広く考えたのがこの絵です。

いつまでも元気で暮らせるようにボランティアもしますという意味です。何でもいいですので、掃除や文化面で子どもに昔の遊びを教えたり、生活困窮者の学習支援も可能です。元教員が元気を維持するために何かをやるという考え方です。病気になったら入院し、包括支援センターやケア病院など必要な介護保険制度を使って家に戻るといった内容です。

そういうことを目指さないと国が倒れてしまいます。お金が無くなってしまいます。

最後になりますが、昨年悲しい事件がありました。香川県から目黒区に引っ越した子どもが虐待で「ごめんなさい」と書き残して亡くなった5歳の女の子が虐待の犠牲者になってしまいました。制度があるのになぜ起こってしまったのか、担当者、都、香川県に落ち度があったため、内容がきちんと引き継ぎされていたら助かったはずの命だったのにとおもいます。制度について

まずこれを見てください。

さっきの虐待防止法の3つですが、

板書

高齢者、障害者、児童虐待防止法について3つを分けるのはどうやって分けるか？考え方は。

まず子どもを親から切り離す方法は、意味と内容は同じですが、考え方としてどうわけられるのか。

虐待の種類は2つあって、

板書

経済的な養護者支援、もう一つはわかりますか。児童だけ、警察が介入できます。

やはり、高齢者や障害者の場合は自分で逃げる場合があり、虐待者のストレスをなくすことがあげられますが、児童は逃げられないのです。児童の場合命を守ることが優先されます。だから警察の介入があります。養護者への支援はアメリカにはあります。虐待後逮捕された親は親としてもう一度自分の養育態度を見直し改めて考える場がありますが、日本にはありません。日本では逮捕されるだけです。とにかく、子どもの命を優先する意味で警察が介入します。対応できない児童相談所が行っても無視されることがあるので警察も一緒に入ることが出来ます。そうなければ、子どもが死ぬこともあり得るからです。実際には亡くなったケースも多いのです。児童相談所も大変です。もし担当者が行っても必ず親ともめるし刺されることもあるので、怖い思いをしている職員もいます。親が反省して子どもを親の元に返しても繰り返すことがあります。確認のためのマニュアルが作ってあるのに、昨年の香川事件はマニュアルを無視した結果子どもの命を救えなかったのです。東京でもマニュアル通り確認すれば救えたのではということで、香川に再確認する必要があったのです。肝心なことをしなかった為、死んでしまった事件で、判断を間違えてしまったためです。本当に無念です。

児童について、子どもと言っても幅広いので、児童に関する法律も7つあり、言い方も内容もまちまちです。

例えば、児童手当法と児童扶養手当法の内容が違うので、それも覚える必要があります。その場合18歳までですか。違いますね。後は、19歳です。20歳未満ですから。2年前に改正された選挙権は18歳からになりました。この場合、18歳の考え方は満18歳で、この場合、19歳まで、高校卒業までという風に解釈の仕方がまちまちです。少年法に関して、明後日成人式ですが、毎年騒いだり、暴れたりして捕まる人がいますね。同じく成人式に出たのに、新聞に名前が公表されたりされなかったりしますね。それは20歳か19歳かによって対応が違うからです。19歳の場合未成年ということで名前を公表しません。そんなわけで名前が出たり出なかったりします。法律の兼ね合いがあるからです。次の児童福祉法について1947年公布された法律です。きっかけは分かりますか。戦後親なき子が増えて食べていくために万引きする子や家なき子を救済するために例えば保育所や児童養護施設などが建てられました。児童虐待がひどくなったころに新しく入ってきた「親権停止」と言って厳しい決まりが出されました。市、児童相談所で育てるから反省後停止を解くことも可能です。虐待防止法には親権停止はありません。児童虐待防止法について、当初国は児童福祉法があるから要らないという考えがありましたが国会議員が協議して作った法律です。厚生労働省が作った法律ではないのです。児童相談所での一時保護制度は昔は少なかったです。昔は何が多かったか。今は虐待がらみの相談が多いですが、昔は障害児の相談が多かったのです。自分の子どもが障害を持っていてどうしたら良いかという相談が多かったです。今も少しはありますが、虐待が増加しています。時代の変化があります。次は、これについて話します。昔から母子家庭はありましたが、今は父子家庭も加わりました。寡婦という言葉を知っていますか。夫が亡くなった妻の事を寡婦と言います。なぜ法律があつたのか分かりますか。昭和30年ころですが、一番の問題は生活費で、当時の女性は夫婦と言って仕事をしていなかったため、夫が亡くなると生活できないため、この制度が生まれました。平成26年今から5年前ですが、父子家庭へのサービスが開始されました。というのは、残業が出来ず、今は働く女性も増えたので、男女平等の視点で九州の親が怒って、母子支援と同じように父子への支援が始まった背景があります。今までヘルパーに入ってもらうことはなかったのですが、5年前からヘルパー派遣が使えるようになりました。さっき話した中であつたDVは皆も知っているように知らない人はいませんね。昔はDVの言葉は入っていませんでした。夫婦だけの範囲でしたが、今は入籍前の人でも、離婚後の人も含めた内容になっています。夫婦だけのDVでも、見ている子どもに対してもDVであると定義されています。昔は入っていませんでしたが、子どもの気持ちを考慮して入れた背景があります。子どもを育てるにはお金がかかりますので、いろいろな手当がありますが、試験にも何個か出ます。手当の金額は全国一律で、格差はありません。一応今日はこれで終わりです。最後にもう一つ。改めて、以前の問題を見たら、今までの試験で、3年連続で出題された問題がありますので、流します。4年前に世界ソーシャルワーカー団体が集まってソーシャル

ワーカー専門職として何をやるのか考え方を話し合った内容です。日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士会、社会福祉大学も含めて話し合いながら、英語を日本語訳したものを世界SW 団体に提出し認められた文章です。試験に出るかもしれませんので事前に読んでおいた方が良いでしょう。これが日本で正式に決まった文章です。

試験によく出る問題があります。

これとこれとこれです。

何かというと社会福祉士としての基礎的なルールであり、専門職として社会的違反になる事や、相手を尊重する考え方に加えた行動とは何か具体的に何かということが、日本社会福祉士会として決まったことで試験にたまに出ます。実際、大学の授業で習いましたか。レポートにあった？覚えていますか。曖昧？実際見たことがありますか。日本社会福祉士会が担当する研修会の資料の最後に必ず載せる文章なので覚えてほしいです。合格後忘れる人が多いので、活動や仕事で改めて確認することが大切なので載せています。必ず読んで内容を把握してください。実際試験に出た問題です。

これで全部終わりました。2月3日が試験日ですね。受験する人は？3人ですね。あと3週間ほどありますので、あわてる必要がありません。間に合いますので、苦手な科目を自分をつかめば、必ず読んで分からないことは法律を読んでください。苦手でも改めて読むことです。必ず忘れるので、覚えることと理解することは違います。

では、明日、法律関係の民法や権利擁護など藤木先生のお話がありますので、明日もぜひ来てください。10時から5時までですので集まってください。これで、私の担当は終わります。お疲れ様でした。

おわりに

日本社会事業大学では、教育方針でもある多文化共生の精神を基に、ボランティア・サービスラーニング・実習・留学等すべての教育を障害学生にも平等に提供するとともに、ろう文化を尊重し、約10年間手話に堪能な聴覚障害当事者ソーシャルワーカーを養成してきた。また、障害者を理解・支援するためにも、障害者の人権を守るためにも、当事者に学ぶことが最も重要との精神を貫き、聴覚障害のための取り組みは国際的な場でも評価されている（ヨーロッパ言語協議会）。

本事業は特別支援学校教職課程を有する福祉の単科大学として、上記のような建学の精神と約10年に渡る当事者ソーシャルワーカー養成の実績を踏まえ、最先端の認知科学・言語学・障害学等に基づく視覚・聴覚障害についての研究成果を視覚・聴覚障害・盲ろうの人々の自律とセルフアドボカシーのための生涯学習プログラム作成に活かす実践研究である。連携協議会の委員、セミナー講師、教材作成者は、当事者のロールモデルとなる人員で構成されている。

福祉の単科大学という本学の特色を活かし、本事業の拠点を「視覚・聴覚障害当事者ソーシャルワーク研究研修センター」と称し、視覚障害・聴覚障害・盲ろうの当事者の指導によるセミナーや教材開発を行った。

視覚・聴覚に障害をもつ人々はそれぞれ正反対の部分がありながら、どちらも見える・聞こえる人とは別のコミュニケーションモードをもつという共通性をもつ。また非常に多様であることも支援を難しくしていると同時に、社会に多様性の豊かさを提供する存在でもある。多様性を尊重し、楽しむことこそが真の人権であり、平等な社会である。

本事業をきっかけに日本の社会が障害を肯定的に捉え、障害者を尊敬する社会に変わっていくことを期待している。

尚、教材はすべて本報告書に名前の載っている者がオリジナルで作成したものである。教材で使ったイラストは本事業に参加したボランティアの作によるものと、無許可で使用できるもののみである。（<https://www.irasutoya.com/p/faq.html> 参照）